2025年10月29日 第537回理事会

## 確定使用量通知業務ビジネスプロトコル標準規格(変更案)に対する 意見募集の結果及び改定・公表について

電力広域的運営推進機関(以降、本機関と記載。)は、一般送配電事業者(以降、一送と記載。)が小売電気事業者等へ託送料金の請求をする際の確定使用量の通知業務におけるビジネスプロトコルの標準規格として「確定使用量通知業務ビジネスプロトコル標準規格」(以降、本BPと記載。)及びビジネスプロトコル間の共通規格を定義する「電気事業者間における電力量提供等EDI共通規格」(以降、本共通規格と記載。)を策定し、公表している。

2026年度からの需給調整市場における次世代スマートメーターを活用した分散型リソースの取引開始を目途に、機器点(高圧・低圧)の計量値を活用したサービス提供を希望する場合には、一送から小売電気事業者に対し月一回確定した30分値を、電気事業者間のシステム連携プロトコルを通じ提供することとなった。

上記を受け、本機関は、本BP等の改定案に対する意見募集を2025年9月4日から同9月24日まで実施しており、このたび、事業者からのご意見及び本機関の回答について公表するとともに、本BP等を改定し公表する。

意見募集結果の公表日
 2025年10月30日
 本BP等の改定並びに公表日
 2025年10月30日

(2026年4月1日より適用)

#### 【添付資料】

別紙1:確定使用量通知業務ビジネスプロトコル標準規格 (Ver.3A)

別紙2:電気事業者間における電力量提供等 EDI 共通規格 (Ver. 3A)

別紙3:確定使用量通知業務ビジネスプロトコル標準規格(新旧対照表)

別紙4:電気事業者間における電力量提供等 EDI 共通規格 (新旧対照表)

別紙5:(参考)確定使用量通知業務ビジネスプロトコル標準規格(変更案)等」に対す

る意見募集に寄せられたご意見および本機関回答

以上



# 確定使用量通知業務 ビジネスプロトコル標準規格 (Ver.3A)

2025年10月 電力広域的運営推進機関

#### はじめに

現在、産業界においては、産業の情報化の進展に伴い、業務の迅速化、高精度化、低コスト化を実現するために広く認められた標準を使用して、関係する企業及び業界間でデータの電子的な相互交換を行うEDI(Electronic Data Interchange)が行なわれており、各業界内だけでなく業際横断でもその推進活動が活発化してきている。

そこで、今般、電力広域的運営推進機関は、業務規程に基づき、広く意見募集を実施し系統利用者の意見聴取を行うとともに、全ての一般電気事業者の送配電部門、並びに複数の特定規模電気事業者と協議の上、一般送配電事業者(以下「送配電事業者」という。)が小売電気事業者等へ託送料金の請求をする際の確定使用量の通知業務におけるビジネスプロトコルの標準規格として、「確定使用量通知業務ビジネスプロトコル標準規格」(以下「本規格」という。)を制定する。

## [改定履歴]

BPID 版	制(改)定年月日	制(改)定概要	備考
3A	2015年5月19日	新規制定	
3A	2015年9月9日	データ要素の使用区分、属性を修正	
3A	2017年3月13日	・ネガワット取引の開始を受け、需要抑制契約	
		者への通知業務を追加	
		・字句修正	
3A	2025年7月1日	・部分供給から分割供給への制度変更に伴う	
		文言修正	
3A	2026年10月30	・2026 年度からの次世代スマートメーターを活	2026 年4月1日より適用
		用した分散型リソースの取引開始を受け、特定	
		計量制度による新たなメッセージ項目を追加	

## 目 次

1. 業務概要	4
1. 1 業務目的	
1. 2 対象範囲	4
1. 3 業務イメージ	4
2. 業務プロセス	
2. 1 業務フロー	5
2. 2 メッセージ一覧および提供対象事業者	6
3. 標準メッセージ	
3. 1 特高・高圧及び低圧月間確定使用量メッセージのデータ要素	7
3. 2 特高・高圧及び低圧計量器取替メッセージのデータ要素	9
3.3 特高・高圧及び低圧臨時検針他メッセージのデータ要素	11
3.4 高圧及び低圧特定計量月間確定使用量メッセージのデータ要素	
4. 通信手順	
4. 1 メッセージ生成のタイミング	
4.2 メッセージグループヘッダ	
5. ビジネス運用規則	
5. 1 メッセージファイル	16
5.1.1 メッセージファイルの構成単位と保存期間	
5.1.2 メッセージファイル名称付与規則	
5.1.3 メッセージの分割基準	17
5 2 データ授受エラー時の対応	17

#### 1. 業務概要

#### 1. 1 業務目的

送配電事業者から小売電気事業者および需要抑制契約者(以降、小売電気事業者等という)に対して託送料金請求するにあたり、その根拠となる確定使用量や計器取替情報、臨時検針他情報を通知する。

#### 1. 2 対象範囲

送配電事業者が小売電気事業者等に託送料金を請求するにあたり、その根拠となる確定使用量や計器取替情報、臨時検針他情報を提供する業務を対象とする。

#### 1.3 業務イメージ

確定使用量の通知の業務イメージを図1-1に示す。

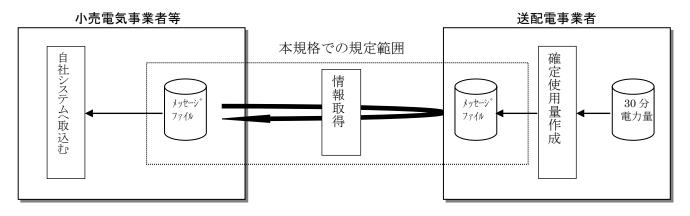


図1-1 業務イメージ

## 2. 業務プロセス

#### 2.1 業務フロー

確定使用量の通知の基本的な業務フローを表2-1、図2-1に示す。

表2-1 確定使用量の通知説明一覧

	スー・作んで加土		
業務名		説明	備考
1. 確定使用量通知	1-1 確定使用量提供	送配電事業者は、確定使用量等情報を作成し、小売電気事業者等に確定使用量等情報を提供する。	確定使用量の他、 臨時検針他情報、 計量器取替情報を 提供
	1-2 確定使用量取得	小売電気事業者等は確定使用量等情報を取得する。	

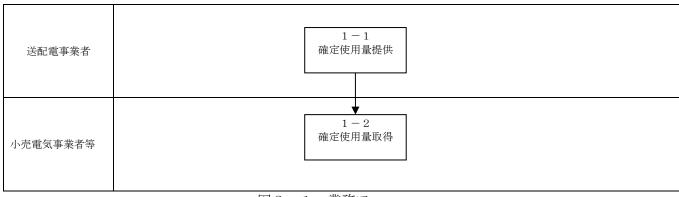


図2-1 業務フロー

## 2. 2 メッセージー覧および提供対象事業者

本規格で規定する標準メッセージを表2-2に示す。

表2-2 確定使用量の通知 メッセージー覧

12.2	2 唯足使用重り通知 グラビーン 見		<b>***</b> *** ****
メッセージ名称	説明	小売 事業者	需要抑制 契約者
特高・高圧月間確定使用量メッセージ	特高・高圧需要家に関する月間及び月中の異動に 関する確定使用量を小売電気事業者単位で集約	0	0
低圧月間確定使用量メッセージ	低圧需要家に関する月間及び月中の異動に関する 確定使用量を小売電気事業者単位で集約	0	0
高圧特定計量月間確定使用量 メッセージ	高圧機器点に関する月間及び月中の異動に関する 確定使用量を小売電気事業者単位で集約 ※	0	_
低圧特定計量月間確定使用量 メッセージ	低圧機器点に関する月間及び月中の異動に関する 確定使用量を小売電気事業者単位で集約 ※	0	_
特高・高圧計量器取替メッセージ	特高・高圧需要家に関する月中に行われた計量器 取替情報を小売電気事業者単位で集約	0	_
低圧計量器取替メッセージ	低圧需要家に関する月中に行われた計量器取替情 報を小売電気事業者単位で集約	0	_
特高・高圧臨時検針他メッセージ	特高・高圧需要家に関して月中に臨時検針を行った 際等の指針情報を小売電気事業者単位で集約	0	_
低圧臨時検針他メッセージ	低圧需要家に関して月中に臨時検針を行った際等 の指針情報を小売電気事業者単位で集約	0	_

※受電点における契約先の小売電気事業者

## 3. 標準メッセージ

### 3.1 特高・高圧及び低圧月間確定使用量メッセージのデータ要素

特高・高圧及び低圧月間確定使用量メッセージのデータ要素を表3-1に示す。

表3-1 特高・高圧及び低圧月間確定使用量メッセージのデータ要素

			表3-1 特高•高圧及で				吏用区分	(注2)				6E.\	F 1
タグ名	デー	-タ要素名	説明	共通コート			• 高圧	L:		圧	属性	繰り	区し
				(注1)	-	分割 供給	自家補 別契約	需要抑 制契約	ĺ	需要抑 制契約		番号	最大 回数
JP00002	情報区	[分コード	メッセージの種類を示すコード	0	0	0	0	0	0	0	X(4)		
JP06401	1 対象年月		料金調定の対象年月		0	0	0	0	0	0	9(6)		
JP06110	) 送信者コード		送信者 (送配電事業者) の事業者コード		0	0	0	0	0	0	X(5)		
JP06111	送信者	名称	送配電事業者名称		<b>A</b>	<b>A</b>	<b>A</b>	<b>A</b>	•	•	X (50)		
JP06112	受信者	コード	受信者 (小売電気事業者) の事業者 コード		0	0	0	0	0	0	X(5)		
JP06113	受信者	·名称	小売電気事業者名称		<b>A</b>	<b>A</b>	<b>A</b>	<b>A</b>	•	•	X (50)		
												M10	1000
JP06400	供給地	点特定番号	託送供給に関わる電気を供給する 地点を識別する番号		0	0	0	0	0	0	X (22)		
JP06119	需要家	識別番号	需要家識別番号		△※1	∆ <b>%</b> 1	△※1	△※1	△※1	△ <b>※</b> 1	X(21)		
JP06120	需要者	名称	需要者名称		0	0	0	0	0	0	X (80)		
JP06402	供給場	所	供給場所		△※2	△※2	△ <b>※</b> 2	△※2	△ <b>※</b> 2	△ <b>※</b> 2	X (70)		
JP06403	電圧区	[分	特高/高圧/低圧		○ <b>※</b> 3	○※3	○*3	○※3	○ <b>※</b> 3	○ <b>※</b> 3	X(4)		
JP06404	仕訳コ	- F	仕訳コード	0	0	0	0	0	0	0	X(1)		
JP06405	提供可	否コード	確定使用量データの提供可否を示 すコード	0	0	0	0	0	0	0	X(1)		
JP06444	更新コ	ード	提供データに変更があったものを 需要者単位で示すコード	0	0	0	0	0	0	0	X(1)		
												M11	20
JP06407	計器区	分コード	計器区分コード	0	0	0	0	•	0	•	X(1)		
												M12	20
JP06408		計器識別番号	計量器を識別する番号		0	0	0	<b>A</b>	<b>▲</b> <b>※</b> 13	<b>A</b>	X(16)		
JP06409		乗率	計量器の乗率		0	0	▲※7	<b>A</b>	<b>▲</b> <b>※</b> 9	•	9(6)		
JP06410		電力損失 補正率	計量器の最大需要電力の損失補正 率		<b>▲</b> ※4	<b>▲</b> ※4	<b>▲</b> ※4 ※7	<b>A</b>	-	-	N(2)V(2)		
JP06411		電力量損 失補正率	計量器の電力量の損失補正率		<b>▲</b> ※4	<b>▲</b> ※4	<b>▲</b> ※4 ※7	<b>A</b>	-	-	N(2)V(2)		
JP06412		最大需要 電力	計量器の乗率後の最大需要電力		○ <b>※</b> 13	○ <b>※</b> 13	<b>▲</b> ※7 ※13	<b>A</b>	=	=	9 (9)		
JP06413	△昌	最大需要電力当月	計量器の最大需要電力の当月指示 数		<b>▲</b> ※5 ※13	<b>▲</b> ※5 ※13	<b>▲</b> ※7 ※13	<b>A</b>	=	=	N(7)V(3) ※14		
	全量											M15	10
JP06414		全日電力量前月指			<b>▲</b> ※5 ※13	<b>▲</b> ※5 ※13	<b>▲</b> ※7 ※13	<b>A</b>	<b>▲</b> <b>※</b> 13	<b>A</b>	N(7)V(3) **14		
JP06415		全日電力量当月指	計量器の全日電力量の当月指示数		<b>▲ %</b> 5 <b>%</b> 13	<b>▲</b> ※5 ※13	<b>▲</b> ※7 ※13	<b>A</b>	<b>▲</b> <b>※</b> 13	<b>A</b>	N(7)V(3) **14		
												M15	
JP06416		力測有効電力量前	計量器の力測有効電力量の前月指 示数		<b>▲</b> ※5 ※13	<b>▲</b> ※5 ※13	<b>▲</b> ※7 ※13	<b>A</b>	-	-	N(7)V(3) ※14		
JP06417		力 測 有 効電 力量当	計量器の力測有効電力量の当月指		<b>▲</b> ※5 ※13	<b>▲</b> ※5 ※13	<b>▲</b> ※7 ※13	<b>A</b>	-	-	N(7)V(3) **14		

				共通		ſ:	吏用区分	(注2)				繰り	≓ 1
タグ名	デー	-タ要素名	説明	カル		特高・			, –	圧	属性	1/宋八	
,,,,		7 X X II	104.73	(注1)	-	分割 供給	自家補 別契約	需要抑 制契約	_	需要抑 制契約	71-31-32	番号	最大 回数
JP06418			計量器の力測無効電力量の前月指 示数		<b>▲</b> ※5 ※13	<b>▲ ※</b> 5 <b>※</b> 13	<b>▲</b> ※7 ※13	•	-	-	N(7)V(3) ※14		
JP06419		力測無効電力量当	計量器の力測無効電力量の当月指 示数		<b>▲</b> ※5 ※13	<b>▲</b> ※5 ※13	<b>▲</b> ※7 ※13	•	=	-	N(7)V(3) ※14		
JP06420		最大需要 電力	仕訳後の最大需要電力(kW)		-	<b>▲</b> <b>※</b> 13	○ ※13	•	-	-	9 (9)		
JP06421	仕 訳	力 測 有 効電力量	仕訳後の力測有効電力量(kWh)		-	<b>▲</b> %6 %13	<b>▲</b> ※8 ※13	•	-	-	9(9)		
JP06422		力 測 無 効電力量	仕訳後の力測無効電力量(kvarh)		-	<b>▲</b> %6 %13	<b>▲</b> ※8 ※13	•	-	-	9(9)		
												M12	
												M11	
												M13	55 <b>※</b> 11
JP06423	確定使 月日	用量対象年	確定使用量対象の年月日		0	0	0	0	0	0	Υ(8)		
												M14	48
JP06219	時刻コ	ード	30 分刻みの時間帯を示すコード (01~48)	0	0	0	0	0	0	0	X(2)		
JP06424	30 分電	直力量全量	【全量】需要者の30分実績電力量(kWh)		○ ※10	○ ※10	-	○ ※10	○ <b>※</b> 10	○ <b>※</b> 10	N(6)V(2) ※14		
JP06425	30 分電	直力量仕訳後	【仕訳後】需要者の30分実績電力量(kWh)		-	○ <b>※</b> 10	○ <b>※</b> 10	○%10 %15	=	-	N(6)V(2) ※14		
												M14	
												M13	
JP06426	月間電	力量全量	【全量】需要者の月間電力量(kWh)		0	0	-	•	0	•	9(12)		
JP06427	月間電	力量仕訳後	【仕訳後】需要者の月間電力量 (kWh)		-	0	0	▲※15	Ι	ı	9 (12)		
JP06406	力率		平均力率		0	0	0	•	ı	ı	9(3)		
JP06445	地点の 力	最大需要電	地点の最大需要電力(kW)		<b>A</b>	<b>A</b>	0	<b>A</b>	-	-	9(9)		
JP06446	次回検	針日	次回の定例検針予定日		<b>A</b>	<b>A</b>	•	<b>A</b>	•	<b>A</b>	Y (8)		
												M10	

- (注1) 〇:標準として定める共通コードを示す。コード値については小売電気事業者・一般送配電事業者間 EDI 共通規格(以下「共通規格」という。)「5-2. 共通データコード」を参照。
- (注2) ◎: 必ず使用するデータ要素であり、かつメッセージを識別するためのキーとなる項目を示す。
  - ○:必ず使用するデータ要素であるが、メッセージを識別するためのキーとはならない項目を示す。▲:任意で使用するデータ要素であり、空欄を許容する項目を示す。

  - △: 当事者間で使用するかどうかを取り決めるデータ要素を示す。
  - -:未使用の項目を示す。
    - **※**1 供給地点特定番号の補助として記載
    - 「需要家識別番号」「需要者名称」で特定困難な場合、記載 **※**2
    - ※3 特高/高圧/低圧を記載
    - 異電圧の場合、約款又は覚書(協定)の値を記載 **※**4
    - 総合契約等の場合、記載不可
    - 分割供給(時間分割型)の場合、記載 **※**6
    - 自家補別契約(常時)の場合、記載 **※**7
    - ※8 自家補使用時等、提供可能な場合に記載
    - ※9 低圧のCT付計器の場合、記載
    - ※10 託送契約期間外は、空欄とする※11 検針対象期間外は、空欄とする

    - ※12 時間帯別計量器の場合、各時間帯の指示数を記載
    - ※13 対象年月内に計量器交換があった場合や非計量需要等の場合、空欄となることがある(撤去計量器の当月指示数、取付計量器の前月指示数等)
    - ※14 正負符号は使用しない
    - ※15 分割供給の場合記載

## 3.2 特高・高圧及び低圧計量器取替メッセージのデータ要素

特高・高圧及び低圧計量器取替メッセージのデータ要素を表3-2に示す。

#### 表3-2 特高・高圧及び低圧計量器取替メッセージのデータ要素

		<u> </u>	ー2 特局・局圧及ひ低圧計重報 ┃ ┃		1	使用区分	(注2)			<b>⟨₽</b> , ⟩E	= 1
タグ名		データ要素名	説明	共通コート		特高・高月		低圧	属性	繰返	
				(注1)	-	分割 供給	自家補 別契約	_		番号	最大 回数
JP00002	情報区	<b>三</b> 分コード	メッセージの種類を示すコード	0	0	0	0	0	X (4)		
JP06401	対象年	月	料金調定の対象年月		0	0	0	0	9 (6)		
JP06110	送信者	<b>ド</b> コード	送信者(送配電事業者)の事業者コード		0	0	0	0	X(5)		
JP06111	送信者	名称	送配電事業者名称		•	•	•	•	X (50)		
JP06112	受信者	<b>ゴ</b> コード	受信者(小売電気事業者)の事業者コード		0	0	0	0	X (5)		
JP06113	受信者	f名称	小売電気事業者名称		<b>A</b>	•	•	•	X (50)		
										M10	5000
JP06400	供給地	点特定番号	託送供給に関わる電気を供給する地 点を識別する番号		0	0	0	0	X (22)		
JP06119	需要家	<b>『識別番号</b>	需要家識別番号		△※1	△※1	△※1	△※1	X(21)		
JP06120	需要者	5名称	需要者名称		0	0	0	0	X (80)		
JP06402	供給場	詩所	供給場所		△ <b>※</b> 2	△※2	△ <b>※</b> 2	△※2	X (70)		
JP06403	電圧区	公分	特高/高圧/低圧		○ <b>※</b> 3	○ <b>※</b> 3	○※3	○※3	X(4)		
										M11	5
JP06428	取替工	事年月日	取替工事年月日		0	0	<b>▲</b> ※5	0	Υ (8)		
										M12	9
JP06407	計器区	5分コード	計器区分コード	0	0	0	<b>▲</b> ※5	0	X(1)		
										M13	2
JP06429	取付/1	取外区分コード	取付/取外区分コード	0	0	0	<b>▲</b> ※5	0	X(1)		
JP06431	計	器識別番号	計量器を識別する番号		0	0	0	0	X(16)		
JP06432	乗	率	取付/取外 計量器の乗率		0	0	<b>▲</b> ※5	<b>▲</b> <b>※</b> 6	9(6)		
JP06433	電	力損失補正率	取付/取外 計量器の最大需要電力の 損失補正率		<b>▲</b> ※4	<b>▲</b> ※4	<b>▲</b> ※4※ 5	-	N(2)V(2		
JP06434	電	力量損失補正率	取付/取外 計量器の電力量の損失補 正率		<b>▲</b> ※4	<b>▲</b> ※4	<b>▲</b> ※4※ 5	=	N(2(V(2		
JP06435	計器	大需要電力	取外計量器の乗率後の最大需要電力		▲※10	▲※10	<b>▲</b> ※5 ※10	=	9 (9)		
JP06436	最	大需要電力指示数	取外計量器の最大需要電力の指示数		▲※10	▲※10	<b>▲</b> ※5 ※10	=	N(7)V(3 )※9		
										M14	10
JP06437	全	日電力量指示数	取付/取外 計量器の全日電力量の指 示数※8		0	0	<b>▲</b> ※5	0	N(7)V(3 ) ※9		
										M14	

				共通		使用区分	(注2)			繰返	źl.
タグ名		データ要素名	説明	J-1,		特高・高圧	=	低圧	属性	1/3K A2	
, , , u		, , <u>, , , , , , , , , , , , , , , , , </u>	10091	(注1)	ı	分割 供給	自家補 別契約	_	72111	番号	最大 回数
JP06438		力測有効電力量指示数	取付/取外 計量器の力測有効電力量 の指示数		0	0	<b>▲</b> ※5	-	N(7)V(3 )※9		
JP06439		力測無効電力量指示数	取付/取外 計量器の力測無効電力量 の指示数		0	0	<b>▲</b> ※5		N(7)V(3 )※9		
										M13	
JP06440		最大電力	別計量した最大電力 (協定した値を含む)		<b>▲</b> ※7	<b>▲</b> ※7	<b>▲</b> ※7	<b>▲</b> ※7	9 (9)		
JP06441	別計	全日電力量	別計量した全電力量(協定した値を含む)		<b>▲</b> ※7	<b>▲</b> ※7	<b>▲</b> ※7	<b>▲</b> ※7	9 (9)		
JP06442	量	力測有効電力量	別計量した力測有効電力量 (協定した 値を含む)		<b>▲</b> ※7	<b>▲</b> ※7	<b>▲</b> ※7	-	9 (9)		
JP06443		力測無効電力量	別計量した力測無効電力量 (協定した 値を含む)		<b>▲</b> ※7	▲※7	<b>▲</b> ※7	-	9 (9)		
										M12	
										M11	
										M10	

- (注1) ○:標準として定める共通コードを示す。コード値については共通規格「5-2. 共通データコード」を参照。
- (注2) ◎:必ず使用するデータ要素であり、かつメッセージを識別するためのキーとなる項目を示す。
  - ○:必ず使用するデータ要素であるが、メッセージを識別するためのキーとはならない項目を示す。
  - ▲:任意で使用するデータ要素であり、空欄を許容する項目を示す。
  - △: 当事者間で使用するかどうかを取り決めるデータ要素を示す。
  - -:未使用の項目を示す。
    - ※1 供給地点特定番号の補助として記載
    - ※1 | 展稿地元行足番号の「冊朗として記載 ※2 「需要家識別番号」「需要者名称」で特定困難な場合、記載 ※3 特高/高圧/低圧を記載 ※4 異電圧の場合、約款又は覚書(協定)の値を記載

    - ※5 自家補別契約(常時)の場合、記載

    - ※6 低圧のCT付計器の場合、記載 ※7 別計量又は協定があった場合、記載
    - ※8 時間帯別計量器の場合、各時間帯の指示数を記載
    - ※9 正負符号は使用しない
    - ※10 取付計量器の場合、空欄となる

#### 3.3 特高・高圧及び低圧臨時検針他メッセージのデータ要素

特高・高圧及び低圧臨時検針他メッセージのデータ要素を表3-3に示す。

#### 表3-3 特高・高圧及び低圧臨時検針他メッセージのデータ要素

				共通		使用区分				繰ì	返し
タグ名		データ要素名	説明	コート゛ (注 1)	-	特高・高 分割 供給	馬圧 自家補別 契約	低圧	属性	番号	最大回数
JP00002	情	報区分コード	メッセージの種類を示すコード	0	0	0	0	0	X (4)		
JP06401	対	象年月	料金調定の対象年月		0	0	0	0	9(6)		
JP06110	送	信者コード	送信者(送配電事業者)の事業者コ ード		0	0	0	0	X(5)		
JP06111	送	信者名称	送配電事業者名称		•	<b>A</b>	<b>A</b>	_	X (50)		
JP06112	受	信者コード	受信者 (小売電気事業者) の事業者 コード		0	0	0	0	X(5)		
JP06113	受	信者名称	小売電気事業者名称		•	<b>A</b>	<b>A</b>	<b>A</b>	X (50)		
										M10	15000
JP06400	供	給地点特定番号	託送供給に関わる電気を供給する 地点を識別する番号		0	0	0	0	X (22)		
JP06119	需	要家識別番号	需要家識別番号		△※1	△ <b>※</b> 1	△※1	△※1	X(21)		
JP06120	需	要者名称	需要者名称		0	0	0	0	X (80)		
JP06402	供	給場所	供給場所		△ <b>※</b> 2	△※2	△※2	△※2	X (70)		
JP06403	電	<b>E</b> 区分	特高/高圧/低圧		○ <b>※</b> 3	○ <b>※</b> 3	○ <b>※</b> 3	○ <b>※</b> 3	X (4)		
										M11	20
JP06407	計	器区分コード	計器区分コード	0	0	0	<b>▲</b> ※6	0	X(1)		
										M12	20
JP06431		計器識別番号	計量器を識別する番号		0	0	0	0	X(16)		
JP06432		乗率	計量器の乗率		0	0	<b>▲</b> ※6	▲※7	9(6)		
JP06433		電力損失補正率	計量器の最大需要電力の損失補正 率		<b>▲</b> ※4	<b>▲</b> ※4	▲※4※6	-	N(2)V(2		
JP06434		電力量損失補正率	計量器の電力量の損失補正率		<b>▲</b> ※4	<b>▲</b> ※4	▲※4※6	-	N(2)V(2		
JP06435		最大需要電力	計量器の乗率後の最大需要電力		<b>▲</b> ※8	<b>▲</b> ※8	▲※6※8	-	9(9)		
JP06436	計器	最大需要電力指示数	計量器の最大需要電力の指示数		<b>▲</b> ※8	<b>▲</b> ※8	▲※6※8	-	N(7)V(3 )※10		
										M13	10
JP06437		全日電力量指示数	計量器の全日電力量の指示数※9		<b>▲※</b> 5	<b>▲※</b> 5	<b>▲</b> ※6	0	N(7)V(3 ) ※10		
										M13	
JP06438		力測有効電力量指示数	計量器の力測有効電力量の指示数		▲※5	<b>▲</b> ※5	<b>▲</b> ※6	-	N(7)V(3 ) ※10		
JP06439		力測無効電力量指示数	計量器の力測無効電力量の指示数		<b>▲※</b> 5	<b>▲</b> ※5	<b>▲</b> ※6	-	N(7)V(3 ) ※10		
										M12	
										M11	
JP06445	地,	点の最大需要電力	地点の最大需要電力(kW)		<b>A</b>	<b>A</b>	<b>A</b>	-	9 (9)		
										M10	

<sup>(</sup>注1) ○:標準として定める共通コードを示す。コード値については共通規格「5-2. 共通データコード」を参照。

<sup>(</sup>注2) ◎:必ず使用するデータ要素であり、かつメッセージを識別するためのキーとなる項目を示す。

<sup>○:</sup>必ず使用するデータ要素であるが、メッセージを識別するためのキーとはならない項目を示す。

- ▲:任意で使用するデータ要素であり、空欄を許容する項目を示す。
- △: 当事者間で使用するかどうかを取り決めるデータ要素を示す。
- -:未使用の項目を示す。
- :未使用の項目を示す。
  ※1 供給地点特定番号の補助として記載
  ※2 「需要家識別番号」「需要者名称」で特定困難な場合、記載
  ※3 特高/高圧/低圧を記載
  ※4 異電圧の場合、約款又は覚書(協定)の値を記載
  ※5 総合契約等の場合、記載
  ※5 総合契約等の場合、記載
  ※6 自家補別契約(常時)の場合、記載
  ※7 低圧のCT付計器の場合、記載
  ※8 計量終了時の最大需要電力を記載
  ※9 時間帯別計量器の場合、各時間帯の指示数を記載
  ※10 正毎毎号は使用しない

- ※10 正負符号は使用しない

## 3.4 高圧及び低圧特定計量月間確定使用量メッセージのデータ要素

高圧及び低圧特定計量月間確定使用量メッセージのデータ要素を表3-4に示す。

表3-4 高圧及び低圧特定計量月間確定使用量メッセージのデータ要素

タグ名	データ要素名	説明	共通コート	使用区分	(注2)	属性	繰迫	返し
77A	/ / 女茶石	<sub>በ</sub> ኤ ሃጋ	(注1)	高圧	低圧	- 周江	番号	最大 回数
JP00002	情報区分コード	メッセージの種類を示すコード	0	0	0	X(4)		
JP06401	対象年月	提供対象年月		0	0	9(6)		
JP06110	送信者コード	送信者(送配電事業者)の事業者コード		0	0	X(5)		
JP06111	送信者名称	送配電事業者名称		<b>A</b>	<b>A</b>	X (50)		
JP06112	受信者コード	受信者(小売電気事業者)の事業者コード		0	0	X(5)		
JP06113	受信者名称	小売電気事業者名称		<b>A</b>	<b>A</b>	X (50)		
							M10	1000
JP06400	機器点特定番号	特例計量器が設置されている計量点を識別 する番号		0	0	X (22)		
JP06119	機器点識別番号	機器点識別番号		Δ	Δ	X(21)		
JP06402	供給場所	供給場所		Δ	Δ	X (70)		
JP06403	電圧区分	機器点の電圧 (高圧/低圧)		○%1	○※1	X(4)		
JP06404	仕訳コード	仕訳コード	0	0	0	X(1)		
JP06405	提供可否コード	確定使用量データの提供可否を示すコード	0	0	0	X(1)		
JP06444	更新コード	提供データに変更があったものを機器点単位 で示すコード	0	0	0	X(1)		
							M11	20
JP06407	計器区分コード	計器区分コード	0	0	0	X(1)		
							M12	20
JP06408	特例計量器識別番号	特例計量器を識別する番号		<b>A</b>	<b>A</b>	X(16)		
JP06409	乗率	計量器の乗率		<b>A</b>	<b>A</b>	9 (6)		
							M15	10
JP06414	全日電力量前月指示数	計量器の全日電力量の前月指示数		<b>A</b>	<b>A</b>	N(7)V(3)		
JP06415	全日電力量当月指示数	計量器の全日電力量の当月指示数		<b>A</b>	<b>A</b>	N(7)V(3)		
							M15	
							M12	
							M11	
							M13	55 <b>※</b> 2
JP06423	確定使用量対象年月日	確定使用量対象の年月日		0	0	Y (8)		
							M14	48
JP06219	時刻コード	30 分刻みの時間帯を示すコード (0 1 ~ 48)	0	0	0	X(2)		
JP06424	30 分電力量全量	機器点の30分実績電力量(kWh)		<b>A</b>	<b>A</b>	N(6)V(2)		
							M14	

タグ名	データ要素名	説明	共通コート	使用区分	(注2)	属性	繰迟	<b>ヹ</b> し
774	) / <u>J J J J J J J J J J J J J J J J J J </u>	10093	(注1)	高圧	低圧	州山	番号	最大 回数
							M13	
JP06426	月間電力量全量	機器点の月間電力量(kWh)		•	<b>A</b>	9 (12)		
JP06446	次回検針日	次回の定例検針予定日		<b>A</b>	<b>A</b>	Y (8)		
							M10	

- (注1) 〇:標準として定める共通コードを示す。コード値については小売電気事業者・一般送配電事業者間 EDI 共通規格(以下「共通規格」という。)「5-2. 共通データコード」を参照。
- (注2)
- ○: 必ず使用するデータ要素であり、かつメッセージを識別するためのキーとなる項目を示す。
   ○: 必ず使用するデータ要素であるが、メッセージを識別するためのキーとはならない項目を示す。
   ▲: 任意で使用するデータ要素であり、空欄を許容する項目を示す。

  - △: 当事者間で使用するかどうかを取り決めるデータ要素を示す。
  - : 未使用の項目を示す。

    - ※1
       高圧/低圧を記載

       ※2
       検針対象期間外は、空欄とする

## 4. 通信手順

#### 4. 1 メッセージ生成のタイミング

メッセージ生成のタイミングを表4-1に示す。

表4-1 確定使用量の通知 メッセージ生成のタイミング

メッセージ名称	タイミング	備考
特高・高圧月間確定使用量 メッセージ	供給地点毎の計量が確定した以降	
低圧月間確定使用量 メッセージ	供給地点毎の計量が確定した以降	
高圧特定計量月間確定使用量 メッセージ	機器点毎の計量が確定した以降	
低圧特定計量月間確定使用量 メッセージ	機器点毎の計量が確定した以降	
特高・高圧計量器取替メッセージ	供給地点毎の計量器取替が実施された以降	
低圧計量器取替メッセージ	供給地点毎の計量器取替が実施された以降	
特高・高圧臨時検針他メッセージ	供給地点毎の臨時検針他が実施された以降	
低圧臨時検針他メッセージ	供給地点毎の臨時検針他が実施された以降	

### 4. 2 メッセージグループヘッダ

本規格にメッセージグループヘッダの必須項目に設定する値を表4-2に示す。

表4-2 メッセージグループヘッダのデータ要素(必須項目)

タグ名	データ要素名	説明	属性		許容値	
JPC11	BPID副機関コード	BPID副機関コードを示し、各 機関で業務種類など毎に採番 する。	X(2)	"W5"[	"W5"固定	
JPC12	BPID版	ビジネスプロトコル標準のバー ジョン名を示す。	X(2)	"3A" 🖪	固定	
	情報区分コード	コード 情報の種類を示す。	X(4)	1210	特高・高圧月間確定使用量メッセージ	
				1220	低圧月間確定使用量メッセージ	
				1230	高圧特定計量月間確定使用量メッセージ	
JPC14				1240	低圧特定計量月間確定使用量メッセージ	
JI C14				1310	特高・高圧計量器取替メッセージ	
				1320	低圧計量器取替メッセージ	
				1410	特高・高圧臨時検針他メッセージ	
				1420	低圧臨時検針他メッセージ	

#### 5. ビジネス運用規則

#### 5. 1 メッセージファイル

#### 5.1.1 メッセージファイルの構成単位と保存期間

メッセージファイルの構成単位と保存期間を表5-1に示す。

表5-1 メッセージファイルの構成単位と保存期間

メッセージファイルの種類	説明	保存期間
// □ ▼ / /   1/11 /   正//	7,	NI 11 VAILED
特高・高圧月間確定使用量ファイル	1つの特高・高圧月間確定使用量メッセージで1ファイルを構成する。 (注)	メッセージファイルを新規作成した時点から最低60日間保持
低圧月間確定使用量ファイル	1つの低圧月間確定使用量メッセージで1ファイルを構成する。(注)	メッセージファイルを新規作成した時点から最低60日間保持
高圧特定計量月間確定使用量ファイル	1つの高圧特定計量月間確定使用量メッセージで1ファイルを構成する。(注)	メッセージファイルを新規作成した時点から最低60日間保持
低圧特定計量月間確定使用量ファイル	1つの低圧特定計量月間確定使用量メッセージで1ファイルを構成する。(注)	メッセージファイルを新規作成した時点から最低60日間保持
特高・高圧計量器取替ファイル	1つの特高・高圧計量器取替メッセージで1ファイルを構成する。(注)	メッセージファイルを新規作成した時点から最低60日間保持
低圧計量器取替ファイル	1つの低圧計量器取替メッセージで1ファイルを構成する。(注)	メッセージファイルを新規作成した時点から最低60日間保持
特高・高圧臨時検針他ファイル	1つの特高・高圧臨時検針他メッセージで1ファイルを構成する。(注)	メッセージファイルを新規作成した時点から最低60日間保持
低圧臨時検針他ファイル	1つの低圧臨時検針他メッセージで1ファイルを構成する。(注)	メッセージファイルを新規作成した時点から最低60日間保持

<sup>(</sup>注)メッセージを分割する場合は、複数ファイルが構成される。

#### 5.1.2 メッセージファイル名称付与規則

メッセージファイルの名称付与規則を、図5-1、表5-2に示す。

メッセージファイル名 = BPID副機関コード 情報区分コード 検針日 更新番号分割番号 . xml

#### 図5-1 メッセージファイル名称構成

#### 表5-2 メッセージファイル名称付与規則

項目	属性	内 容
BPID副機関コード	X(2)	"W5"固定
情報区分コード	X(4)	ファイルを構成するメッセージの種類を識別
検針日	9(8)	YYYYMMDD
更新番号	9(2)	初期番号は"00" 更新する毎に"01"から昇順に付与
分割番号	9(5)	初期番号は"00000" 分割するファイル毎に"00001"から昇順に付与

#### 5.1.3 メッセージの分割基準

メッセージファイルを適切なサイズとするために、表5-3に示す基準に従いメッセージを分割する。

#### 表5-3 メッセージの分割基準

メッセージ名称	分割基準
特高・高圧月間確定使用量メッセージ	繰返し番号 M10 の繰返し回数が最大繰返し回数(注)を超える場合
低圧月間確定使用量メッセージ	繰返し番号 M10 の繰返し回数が最大繰返し回数(注)を超える場合
高圧特定計量月間確定使用量ファイル	繰返し番号 M10 の繰返し回数が最大繰返し回数(注)を超える場合
低圧特定計量月間確定使用量ファイル	繰返し番号 M10 の繰返し回数が最大繰返し回数(注)を超える場合
特高・高圧計量器取替メッセージ	繰返し番号 M10 の繰返し回数が最大繰返し回数(注)を超える場合
低圧計量器取替メッセージ	繰返し番号 M10 の繰返し回数が最大繰返し回数(注)を超える場合
特高・高圧臨時検針他メッセージ	繰返し番号 M10 の繰返し回数が最大繰返し回数(注)を超える場合
低圧臨時検針他メッセージ	繰返し番号 M10 の繰返し回数が最大繰返し回数(注)を超える場合

<sup>(</sup>注)トランスレータ等の制約により分割基準を適用できない場合は、当該制約の範囲内で回数を定める。

#### 5.2 データ授受エラー時の対応

小売電気事業者から送配電事業者への受信結果の報告は行わない。ファイルの受信に失敗した場合に、再度受信処理を行うか否かは小売電気事業者が判断する。

以 上

# 電気事業者間における電力量提供等 EDI共通規格 (Ver.3A)

2026年10月 電力広域的運営推進機関

#### はじめに

現在、産業界においては、産業の情報化の進展に伴い、業務の迅速化、高精度化、低コスト化を実現するために広く認められた標準を使用して、関係する企業及び業界間でデータの電子的な相互交換を行うEDI(Electronic Data Interchange)が行なわれており、各業界内だけでなく業際大でもその推進活動が活発化してきている。

そこで、今般、電力広域的運営推進機関(以下「本機関」という。)は、業務規程に基づき、広く意見募集を実施し系統利用者の意見聴取を行うとともに、全ての一般送配電事業者(以下「送配電事業者」)、並びに複数の電気事業者と協議の上、小売電気事業者等と送配電事業者との間でEDIを行う際に必要となる事項のうち、システムに関連する基本的な共通事項を「電気事業者間における電力量提供等EDI共通規格」(以下「本規格」という。)として規定し、業務毎に適用すべき事項をビジネスプロトコル標準規格として規定する。

#### [改定履歴]

			_
版	制(改)定年月日	制(改)定概要	備考
3A	2015年5月19日	新規制定	
3A	2015年9月9日	誤記修正	
3A	2017年3月13日	・ネガワット取引の開始を受け、需要抑制契約者を対象に	
		含むよう修正	
		・字句修正	
3A	2021年3月11日	・「小売電気事業者・一般送配電事業者間 EDI 共通規格」 から「電気事業者間における電力量提供等 EDI 共通規	
		格」への名称変更とそれに伴う表記変更等	
		・発電30分電力量の提供に伴う追記等	
3A	2025年7月1日	・部分供給から分割供給への制度変更に伴う文言修正	
3A	2025年10月30日	・特定計量月間確定使用量の提供に伴う追記等	2026 年4月1日 より適用

## 目 次

1.	1. 目的	4
2.	2. 概要	4
:	2.1 標準化の考え方	4
:	2.2 システム概要	4
3.	3. 対象業務一覧	5
4.	4. システム実装	6
4	4.1 通信経路	6
4	4. 2 通信方式	
	4.2.1 ファイル交換の基本的な流れ	7
4	4.3 セキュリティ対策	9
	4.3.1 基本方針	
	4.3.2 インターネット網を介した EDI に必要なセキュリティ対	
	4.3.3 電子証明書の運用方法	
	4.3.4 EDI の利用にあたり各事業者に必要なセキュリティ対	策12
4	4.4 構文規則	
	4.4.1 XML データの構造	
	4.4.2 構成要素と XML タグ名称付与規則	
	4.4.3 メッセージグループヘッダ	
	4.4.4 マルチ明細の構造	
	4.4.5 マルチ明細タグ名	
	4.4.6 空の繰返し要素の省略	
	4.4.7 メッセージを構成するデータ要素における空等の扱い	
	4.4.8 データ属性の表記方法	
4	4.5 XML データの検証	
	4.5.1 XML Schema の設計規則	
	4.5.2 XML Schema の名前空間	
	4.5.3 XML Schema の構造	
	4.5.4 XML Schema のファイル名	
	4.5.5 XML Schema によるデータ要素の定義例	
4	4.6 システム運用規則	
	4.6.1 メッセージファイル名称付与規則	
	4.6.2 メッセージの変更・取消の運用	
	4.6.3 メッセージの分割	
	4.6.4 メッセージの圧縮	
	4.6.5 サーバ運用時間	
	4.6.6 未受信への対応	
	4.6.7 二重受信への対応	
	4.6.8 送信者への受信結果の報告	
	5. 共通データ	
	5.1 利用文字コード	
	5.2 共通データコード	
	6. システム管理範囲	
7.	7. 費用分担	

#### 1. 目的

本規格は、小売電気事業者(接続供給契約を締結する契約者)、需要抑制契約者、発電契約者(以下、小売電気事業者等という)と送配電事業者間の情報連携において、企業間 EDI を行うために必要となる規格のうち、システムに関連する基本的な共通事項について規定する。

#### 2. 概要

#### 2.1 標準化の考え方

システム面の標準化が電力小売自由化における参入障壁を高めることのないように、小売電気事業者等へ過度な負担を掛けない方針で本規格を規定する。

通信方式としては、導入・運用が簡便な画面提供及び Web 型のインターネット EDI を採用し、表現規格は、社内基幹システムのデータフォーマットへの変換が比較的容易に実装可能な XML 形式とする。標準メッセージは、業務毎に適用すべき事項として、ビジネスプロトコル標準にて規定する。規定概要を図2-1に示す。

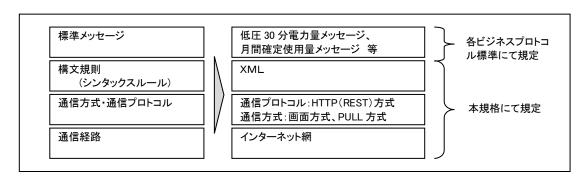


図 2-1 規格概要

#### 2.2 システム概要

システム概要を図2-2に示す。

小売電気事業者等と送配電事業者との情報連携は、インターネット網を介して行う。なお、Webサーバ(又は、単にサーバ)、Web クライアント(又は、単にクライアント)とは、通信プロトコル上の区別を指し、実際のハードウェアを指す場合は、サーバマシン、クライアントマシンと記述する。

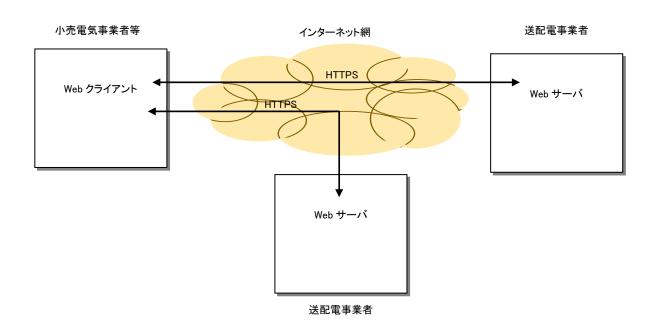


図 2-2 システムの概要

## 3. 対象業務一覧

本規格の適用対象となる業務と対応するビジネスプロトコル標準規格を表3-1に示す。

表3-1 対象業務一覧

		払り	一 一 刈 豕 未 伤	見	
業務名	ビジネスプロトコル標準名	版	制(改)定日	標準メッセージ一覧	データ提供元
	30 分電力量提供業務		2015/9/9	特高・高圧 30 分電力量メッセージ	送配電事業者
20 八電力是提供		3A		特高・高圧日毎 30 分電力量メッセージ	送配電事業者
30 分電力量提供	ビジネスプロトコル標準規格	ЗA		低圧 30 分電力量メッセージ	送配電事業者
				低圧日毎30分電力量メッセージ	送配電事業者
				特高・高圧月間確定使用量メッセージ	送配電事業者
				低圧月間確定使用量メッセージ	送配電事業者
	確定使用量通知業務 ビジネスプロトコル標準規格		2026/1/X	高圧特定計量月間確定使用量 メッセージ	送配電事業者
確定使用量通知		3A		低圧特定計量月間確定使用量 メッセージ	送配電事業者
				特高・高圧計量器取替メッセージ	送配電事業者
				低圧計量器取替メッセージ	送配電事業者
				特高・高圧臨時検針他メッセージ	送配電事業者
				低圧臨時検針他メッセージ	送配電事業者
				特高・高圧発電 30 分電力量メッセージ	送配電事業者
発電 30 分電力	発電 30 分電力量提供業務	3A	2021/3/11	特高・高圧日毎発電 30 分電力量 メッセージ	送配電事業者
量提供	ビジネスプロトコル標準規格			低圧発電30分電力量メッセージ	送配電事業者
				低圧日毎発電 30 分電力量メッセー ジ	送配電事業者

※必要に応じ適用対象となる業務は、追加を行う。

#### 4. システム実装

#### 4.1 通信経路

インターネット網を利用する。

#### 4.2 通信方式

小売電気事業者等にWebクライアントを、送配電事業者に Web サーバを設置する。小売電気事業者等から送配電事業者へデータを取得する方式とする。(図4-1参照)データを取得する方式(以下「取込方式」という。)は、画面操作による手動取込方式とPULL型の連携による自動取込方式を用いる。

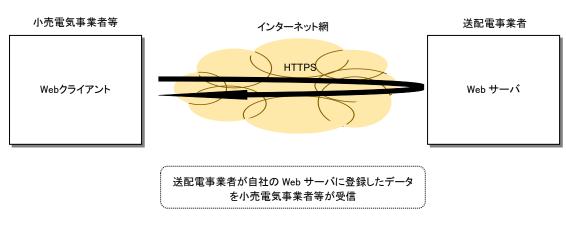


図4-1 通信方式

#### 4.2.1 ファイル交換の基本的な流れ

ファイル交換の基本的な流れを図4-2に示す。

- ① サーバ認証、クライアント認証 電子証明書による SSL 相互認証を行う。
- ② 要求内容の確認 小売電気事業者等が受信可能なファイルの一覧を取得し、受信するファイルを個別に指定する。
- ③ 受信処理 小売電気事業者等が指定したファイルを受信する。

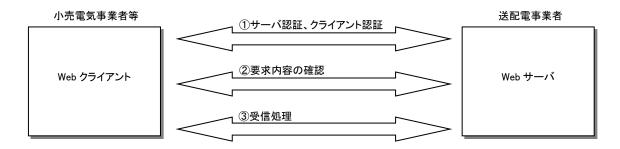


図4-2 基本的な流れ

#### (a) 自動取込方式

自動方式で小売電気事業者等がファイルを取得する処理イメージを図4-3に示す。

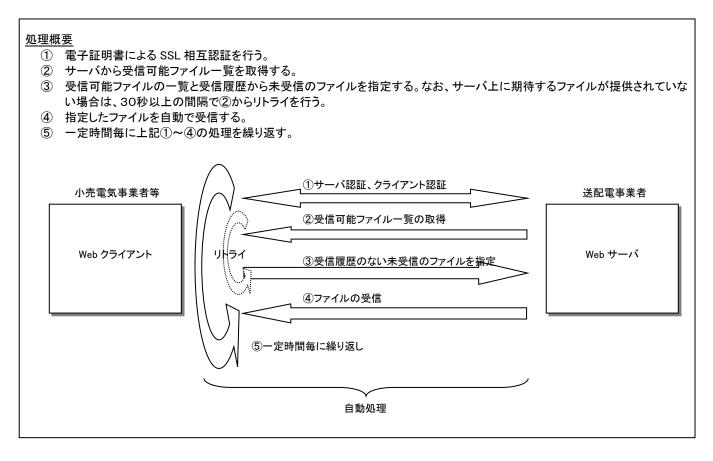


図4-3 処理イメージ

#### (b) 手動取込方式

手動方式で小売電気事業者等がファイルを取得する処理イメージを図4-4に示す。

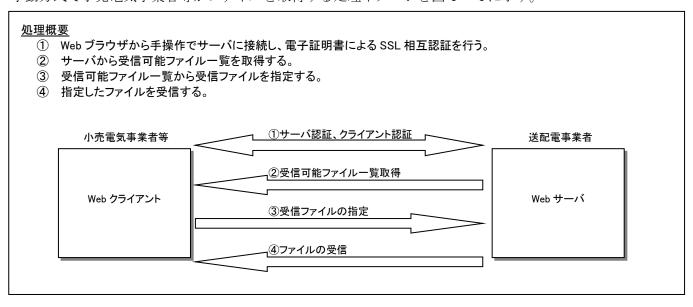


図4-4 処理イメージ

#### 4.3 セキュリティ対策

#### 4.3.1 基本方針

本規格では、インターネット網を介して EDI を行うにあたり必要なセキュリティ対策を示す。また、事業者内におけるセキュリティ対策について、その管理策基準や目的等を定め、事業者に求める。

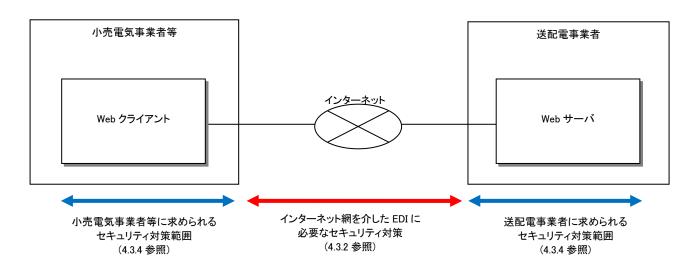


図4-5 セキュリティ対策範囲

#### 4.3.2 インターネット網を介した EDI に必要なセキュリティ対策

インターネット網を介して EDI を行うにあたりサーバ及びクライアントに電子証明書を配付し、SSL 相互認証(SSL サーバ認証+SSL クライアント認証)を行うことにより、インターネットに潜む "盗聴"、"改竄"、"なりすまし" の脅威へ対応する。(図4-6参照)なお、クライアント電子証明書は、本機関が定める証明書を活用する。



- (注1)サーバ認証局電子証明書は、サーバ電子証明書を発行した認証局の電子証明書である。
- (注2)クライアント認証局電子証明書は、クライアント電子証明書を発行した認証局の電子証明書である。

図4-6 SSL 相互認証によるセキュリティ対策

#### 4.3.3 電子証明書の運用方法

電子証明書は、発行申請から期間満了・失効までのライフサイクルにおいて、セキュリティに配慮した管理・運用が必要である。また、複数の取引先に対して同一の電子証明書が使用できることが望ましいことから、クライアント電子証明書は本機関が定める証明書を利用する。

#### (a)電子証明書の調達(新規調達及び更新)

#### (a-1)クライアント証明書

- ① 小売電気事業者等は、クライアント認証局の運用規程に従い、クライアント証明書の利用手続きを行い、クライアント証明書等を調達する。
- ② 小売電気事業者等は、EDIの開始対象先となる各送配電事業者の指示に従い、調達したクライアント証明書の記載内容等を各送配電事業者に通知する。
- ③ 送配電事業者は、通知を受けたクライアント証明書の記載内容と小売電気事業者等の ID を管理する。

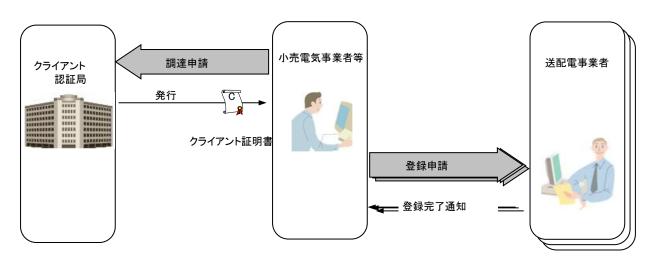


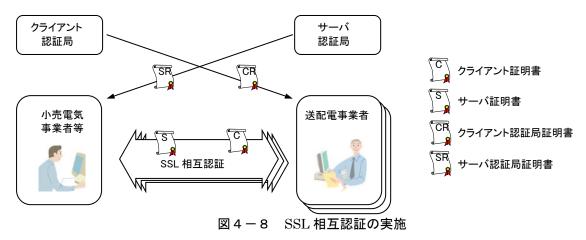
図4-7 EDI 開始までの手続き

#### (a-2)サーバ証明書

送配電事業者は、サーバ認証局の運用規程に従い、サーバ証明書の利用手続きを行い、サーバ証明書等を調達する。

#### (a-3)SSL 相互認証の実施

- ① 小売電気事業者等は、EDIの対象先となる各送配電事業者の指示に従い、サーバ認証局証明書を取得する。
- ② 送配電事業者は、クライアント認証局の運用規程に従い、クライアント認証局証明書を取得し、クライアント証明書発行機関による証明書失効リストを確認する。



#### (b)電子証明書の失効

#### (b-1)クライアント証明書

- ① 小売電気事業者等は、クライアント認証局の運用規程に従い、クライアント証明書の失効手続を行い、クライアント証明書を失効させる。
- ② 小売電気事業者等は、クライアント証明書の失効手続と合わせて、EDIの対象先であった各送配電事業者の指示に従い、失効するクライアント証明書の記載内容等を各送配電事業者に通知する。

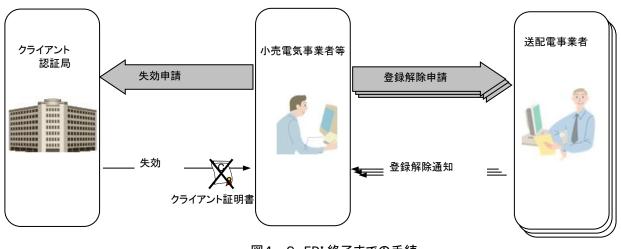


図4-9 EDI終了までの手続

## (b-2)サーバ証明書

- ① 送配電事業者は、サーバ認証局の運用規程に従い、サーバ証明書の失効手続を行い、サーバ証明書を失効させる。
- ② 送配電事業者は、サーバ認証局を変更した場合、又はサーバ認証局がサーバ認証局証明書を更新した場合、利用者に対し、新たなサーバ認証局証明書を調達する措置を通知する。

#### 4.3.4 EDIの利用にあたり各事業者に必要なセキュリティ対策

事業継続管理

順守

小売電気事業者等及び送配電事業者に求められるセキュリティ対策を表4-1に示す。その内、内部不正によるセキ ュリティ事故の防止に必要なセキュリティ対策例を表4-2に示す。

	衣4ー I EDI 利用にめたり必要なセイエリノイ対象	•
情報セキュリティ 管理策基準	目的	(参考)対策例
セキュリティ 基本方針	情報セキュリティのための経営陣の方向性及び支持を、事業上の要求事項、関連法令及び規制に従って規定する	情報セキュリティポリシーの策定
情報セキュリティ のための組織	内部組織及び外部組織で管理される情報のセキュリティを維持する	情報セキュリティをマネジメントする組織 横断的な部署の設置
資産の管理	組織の資産を適切なレベルで保護し、維持する	情報の分類
人的資源の セキュリティ	従業員等がその責任を理解し、盗難、不正行為、又は施設の不正使用のリスクを低減する	セキュリティ意識向上を図る教育の実施
物理的及び環境的セキュリティ	組織の施設及び情報に対する認可されていない物理的アクセス、損傷及び 妨害や、資産の損失、損傷、盗難又は劣化、及び組織の活動に対する妨害 を防止する	入退室管理、装置の施錠
通信及び 運用管理	・セキュリティを保った運用を確実にする。 ・第三者が提供するサービスにおける情報セキュリティレベルを維持する ・システム故障のリスクを最小限に抑える ・情報、ソフトウェア及び情報処理設備の完全性及び可用性を維持する ・ネットワークにおける情報、及びネットワークを支える基盤を保護する ・資産の認可されていない開示、改ざん、除去又は破壊及びビジネス活動の中断を防止する(例、データが復元できないように機器のリース返却時、システム/記録媒体の破棄・再利用時に除去する) ・組織内部で交換した及び外部と交換した、情報及びソフトウェアのセキュリティを維持する(例:サービス妨害、権限昇格) ・電子商取引サービスのセキュリティを保った利用を確実にする ・認可されていない情報処理活動を検知する	ファイヤウォールの設置 ウィルス対策 ログの取得・保管・管理 バックアップの取得 監視 データ消去専用ツールの利用
アクセス制御	情報へのアクセスを制御し、認可されていないアクセスを防止する	特権 ID・アカウント管理 パスワード管理
情報システムの取得、 開発及び保守	情報システムにおける情報の誤り、消失、認可されていない変更又は不正使用を防止する。公開された技術的ぜい弱性の悪用によって生じるリスクを低減する。	暗号化 セキュリティパッチ適用方針の策定 ぜい弱性対策の実施及び管理
情報セキュリティ インシデントの管理	情報セキュリティインシデントの連絡及び管理を確実にする	連絡先の整備 セキュリティインシデント管理

表4-1 EDI 利用にあたり必要なセキュリティ対策

例えば、「通信及び運用管理」の内、「ネットワークにおける情報、及びネットワークを支える基盤を保護する」に関する 具体的な対策例を図4-10に示す。

情報システムの重大な故障又は災害の影響からの事業活動の中断に対処

するとともに、それらから重要な業務プロセスを保護し、再開を確実にする 法令、規制又は契約上のあらゆる義務及びセキュリティ上のあらゆる要求事

項に対する違反を避ける。

システム監査の実施

障害・災害時の緊急時手順の作成

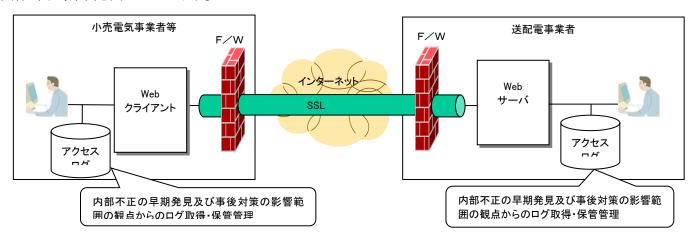


図4-10「ネットワークにおける情報、及びネットワークを支える基盤を保護する」対策例

表4-2 (参考)組織における内部不正に対するセキュリティ対策例 (1/2)

	大項目	表4-2 (参考)組織における内部不止に (参考)対策例	リスク	
	#440	経営者の責任の明確化	・実効性のある管理体制整備や内部不正対策の役職員への周 知徹底が困難となる	
基本方針		総括責任者の任命と組織横断的な体制構築	・実効性のある管理体制を整備するために必要な予算確保や人員配置が困難となる	
	秘密指定	情報の格付け	・保護する必要のある重要情報が分からず、重要情報を知らず に漏らしてしまう ・重要度に応じた対策が不十分となる	
		格付け区分の適用とラベル付け (重要情報の取扱範囲を限定)	・情報の取扱範囲が定まらず、権限に応じたアクセス制御が困難となり、漏洩の可能性が高まる	
資産管理		情報システムにおける利用者のアクセス管理	・重要情報を不正に利用される ・不正を犯した利用者への責任追及ができない	
理	アクセス権指定	システム管理者の権限管理、相互監視	・一人の管理者に権限が集中している場合、情報システムの破壊及び重要情報の削除等の妨害により、事業継続が不可能となる	
		情報システムにおける利用者の識別と認証	・内部不正者の特定が困難となる。さらに、心理的に情報を持ち 出しやすい環境となる ・不正を犯した利用者への責任追及ができない	
物理的管理		物理的な保護と入退管理策	・重要情報を格納する情報機器に許可のない者が触れることで、重要情報が盗まれる ・重要情報を格納する情報機器が破壊され、事業継続が不可能 となる	
		情報機器及び記録媒体の資産管理及び 物理的な保護	・盗難や紛失を発見できない。さらに、盗難や紛失をしやすい環境となる ・物理的な保護をしないことで、盗難によって重要情報が漏洩する	
		情報機器及び記録媒体の持出管理及び監視	・許可なく重要情報が持ち出され、重要情報が漏洩する ・内部不正が発生したときの調査が困難となる	
		個人の情報機器及び記録媒体の業務利用及び持込の制限	・組織による管理が困難となる ・ウイルス感染や操作ミス等によって重要情報が漏洩する ・内部不正が発生したときの調査が困難となる ・個人の情報機器及び記録媒体に重要情報を格納して持ち出 される	
<b>技術・運営管理</b>		ネットワーク利用のための安全管理	・ファイル共有ソフトがインストールされ、重要情報が外部に意図せず漏洩する・外部ファイルの実行によりマルウェア感染を起こし、組織内に感染を広げる・SNS及びオンラインストレージの利用並びに掲示板の書き込みにより、重要情報が漏洩する	
		重要情報の受渡し保護	・必要時以外に持ち出しができることで、内部者が不正に重要情報を持ち出す ・電子メールの誤送信や記録媒体の盗難・紛失によって重要情報が漏洩する	
		情報機器や記録媒体の持ち出しの保護 (暗号化やパスワードロック等)	・盗難や紛失時に重要情報が漏洩する	
		組織外部での業務における重要情報の保護	・覗き込まれることで、重要情報が漏洩する ・公衆LAN接続時に、通信保護をしないまま組織のネットワーク に接続することで、ネットワーク上で盗聴される	
		第三者が提供するサービス利用の確認	・第三者のセキュリティ管理策の不備により重要情報が漏洩する ・契約内容によっては重要情報の漏洩による損害が補償されない ・内部不正発生後の調査が困難となる	
		情報システムにおけるログ・証跡の記録と保存	・ログ・証跡による不正行為の検知が困難となる ・内部不正発生後の内部不正の原因特定及び内部不正者の追 跡、影響範囲等の調査が困難となる	
	証拠確保	システム管理者のログ・証跡の確認	・作業の正当性及び真正性を確認することや内部不正の検知が 困難となる	
		内部不正防止を含んだ管理の実施 (監査の実施、対策の見直し)	・内部不正対策の状況や組織の問題点が確認できない ・効果的な対策の実施や見直しができない	

表4-2 (参考)組織における内部不正に対するセキュリティ対策例 (2/2)

大項目	(参考)対策例	リスク	
	教育による内部不正対策の周知徹底	・適切なセキュリティ対策を行えず、内部不正を発生させてしまう ・不正を犯した利用者への責任追及ができない	
人的管理	雇用終了の際の人事手続き (秘密保持義務契約の締結)	・重要情報に関して認識がないまま退職され、重要情報が公開 される可能性が高まる	
XIII	雇用終了及び契約終了による情報資産等の返却	・情報資産を返却又は完全消去しないことで、重要情報が漏洩する ・入館証返却やシステム権限の削除を行わないことで、不正侵入される	
コンプラノアンフ	法的手続きの整備 (懲戒処分を考慮した就業規則等の内部規定整備)	・内部不正を犯した内部者に対する懲戒処分が無効となる	
コンプライアンス 契約書の要請 ・重要情報を保護する義務があ		・重要情報を保護する義務があることの意識付けができない ・内部不正を犯した内部者に対する懲戒処分が無効となる	
	公平な人事評価の整備	・不平や不満を要因とした職場環境の低下を招き、内部不正を 誘発する	
職場環境	適正な労働環境及びコミュニケーションの推進	・業務量が過大になり、それを解消するための負荷軽減や作業時間短縮を目的に内部不正を行う ・コミュニケーション不足により、悩みやストレスを抱えた状態での作業が続くことで内部不正が発生する	
	職場環境におけるマネジメント (単独作業の制限)	・不正を犯した利用者への責任追及ができない ・重要情報に関して認識がないまま退職され、重要情報がなされる可能性が高まる ・情報資産を返却又は完全消去しないことで、重要情報が済する。・入館証返却やシステム権限の削除を行わないことで、不可入される ・内部不正を犯した内部者に対する懲戒処分が無効となる ・成業規則等の内部規定整備) ・重要情報を保護する義務があることの意識付けができない・内部不正を犯した内部者に対する懲戒処分が無効となる・不平や不満を要因とした職場環境の低下を招き、内部不正務発する・業務量が過大になり、それを解消するための負荷軽減や作時間短縮を目的に内部不正を行う・コミュニケーション不足により、悩みやストレスを抱えた状態で作業が続くことで内部不正が発生する・作業の相互監視ができないことで、内部不正が発生するを性が高くなる を体制の整備 ・迅速な事後対策が施せない・同様の内部不正を再発させてしまう・内部不正の通報が機能せず、予兆を見逃し、対応が遅れる・隠蔽行為によって内部不正に関する情報が入らない・だ管理の実施 ・内部不正対策の状況や組織の問題点が確認できない	
<b>車</b>	事後対策に求められる体制の整備	・迅速な事後対策が施せない	
事後対策	処罰等の検討及び再発防止	・コミュニケーション不足により、悩みやストレスを抱えた状態作業が続くことで内部不正が発生する ・作業の相互監視ができないことで、内部不正が発生する性が高くなる・迅速な事後対策が施せない・同様の内部不正を再発させてしまう	
組織の管理	内部不正に関する通報制度の整備	・内部不正の通報が機能せず、予兆を見逃し、対応が遅れる ・隠蔽行為によって内部不正に関する情報が入らない	
<b>組織の官理</b>	内部不正防止を含んだ管理の実施 (監査の実施、対策の見直し)	・効果的な対策の実施や見直しができない	

※独立行政法人情報処理推進機構 組織における内部不正防止ガイドライン ver1.3 より加筆

#### 4. 4 構文規則

シンタックスルールは、「XML 1.0(W3C勧告)http://www.w3.org/TR/REC-xml/」を準用する。

#### 4.4.1 XML データの構造

#### (a)論理レコードの種類

XML データを構成する論理レコードを表4-3に示す。

表4-3 論理レコードの種類

論理レコード、の種類	
メッセージグループヘッダー	
業務メッセージ	

#### (b)階層構造

XML 電文の階層構造を図4-11に示す。

なお、本規格のメッセージファイルは、1つのメッセージグループで構成され、かつ、当該メッセージグループは、1つのメッセージで構成される。

#### XML 宣言 XML 電文開始 メッセー・ジグルーフ゜ メッセージグループ XML 電文終了 タグ タグ メッセージグル*ー*プ メッセージグループ メッセージ メッセージ゛ メッセージグル*ー*プ 開始タグ ヘッダ゛ 終了タグ データ要素 マルチ明細 データ要素 メッセージ メッセージ 開始タグ 終了タグ 繰返し マルチ明細 繰返し マルチ明細 開始タグ 要素 終了タグ 要素 データ要素 データ要素 マルチ明 繰返し要素 繰返し要素 開始タグ 終了タグ データ要素開始タグ データ要素終了タグ データ要素値

交換単位(メッセージファイル)

図 4-11 XML 電文の階層構造

#### 4.4.2 構成要素と XML タグ名称付与規則

「図4-11 XML電文の階層構造」の構成要素とタグ名を表4-4に、構成要素の属性を表4-5に、本規格における XML 構造の表現例を図4-12に示す。

表4-4	構成要素とタグ名ー	- 睯
20 7	一冊ルタポピノノロ	ᅭ

構成要素	タグ名	備考	
交換単位	SBD-MSG	先頭要素名	
メッセージグループ	JPMGRP		
メッセージグループヘッダー	JPMGH		
業務メッセージ	JPTRM		
マルチ明細	JPMxxxxx	データ要素タグ名は、マルチ明細の明細番号(数字 5桁)の頭に"JPM"を付加して表現する。	
繰返し要素	JPMRxxxxx	データ要素タグ名は、マルチ明細の明細番号(数字 5桁)の頭に"JPMR"を付加して表現する。	
データ要素	JPxxxxx	データ要素タグ名は、英数字(JIS-X0201)の 5 桁で表現されたタグ番号の頭に"JP"を付加して表現する。	

#### 表4-5 構成要素の属性一覧

タグ名	属性名	属性	説明	許容値	
	BPID	X(4)	BPID 機関コード	「5.2 共通データコート」参照	
	BPIDSUB	X(2)	BPID 副機関コード	「5.2 共通データコート」参照	
	BPIDVER	X(2)	各ビジネスプロトコル標準の版	「5.2 共通データコート」参照	
	MSGID	X(4)	情報区分コード	「5.2 共通データコート」参照	
	MAPVER	X(6)	シンタックスルールの版	″1.1-1A″固定	
JPMGRP	SEQ	9(5)	メッセージグループのシーケンス番号	"1"からの昇順	
JPTRM	SEQ	9(5)	メッセージのシーケンス番号	"1"からの昇順	

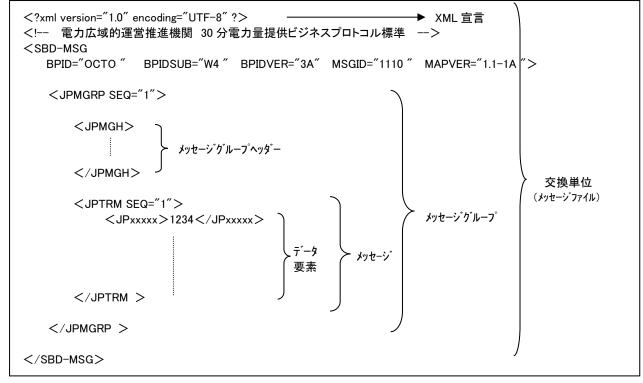


図4-12 本規格における XML 構造の表現例

# 4.4.3 メッセージグループヘッダ

メッセージグループヘッダの必須項目を表4-6に示す。コードの許容値は、5.2共通データコードを参照。

# 表4-6 メッセージグループヘッダのデータ要素(必須項目)

タグ名	データ要素名	説明	属性
JPC03	運用モード	通常データ又はテストデータを示す。	X(1)
JPC06	発信者コード	電文を発信する発信者の企業コード示す。	X(12)
JPC09	受信者コード	電文を受信する受信者の企業コード示す。	X(12)
JPC10	BPID機関コード	ビジネスプロトコルを制定した機関名を示す。	X(4)
JPC11	BPID副機関コード	BPID副機関コードを示し、各機関で業務種類など毎に採番する。	X(2)
JPC12	BPID版	ビジネスプロトコル標準のバージョン名を示す。	X(2)
JPC14	情報区分コード	情報の種類を示す。	X(4)
JPC19	作成日付時刻	メッセージグループの作成日付時刻(YYMMDDHHMMSS) を示す。(年は西暦の下2桁)	X(12)
JPC21	構文規則識別版数	シンタックスルール管理機関及びリリース・バージョン番号を示す。	X(6)

#### 4.4.4 マルチ明細の構造

マルチ明細の構造を図4-13に示す。 全体構成については、「図4-11 XML 電文の階層構造」を参照。

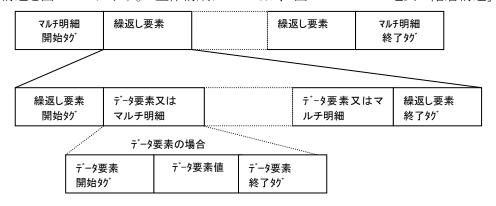


図4-13 マルチ明細構造

#### 4.4.5 マルチ明細タグ名

マルチ明細のタグ名を表4-7に、マルチ明細構造の表現例を図4-14に示す。

	20,	( ) V ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )	
名称	タグ名	属性	備 考
マルチ明細開始	JPMxxxxx		タグ名中の xxxxx は明細番号を利用
マルチ明細終了	JPMxxxxx		し、"00010"から"65535"の範囲とす
繰返し要素開始	JPMRxxxxx		<b>ప</b> 。
繰返し要素終了	JPMRxxxxx		

表4-7 マルチ明細タグ名

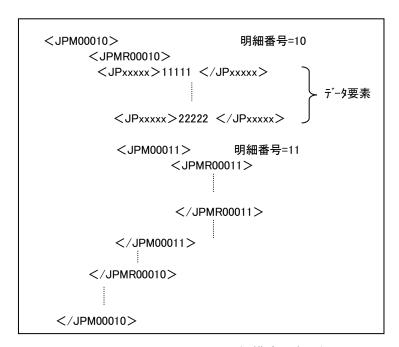


図4-14 マルチ明細構造の表現例

#### 4.4.6 空の繰返し要素の省略

空の繰返し要素は省略することを基本とするが、省略した繰返し要素が何番目の繰返し要素であるかを明示する必要がある場合は、空の繰返し要素の位置に空の繰返し要素を残す。ただし、この時もその繰返し要素の後ろの繰返し要素もすべて空の場合は、空の繰返し要素を省略する。(図4-15参照)

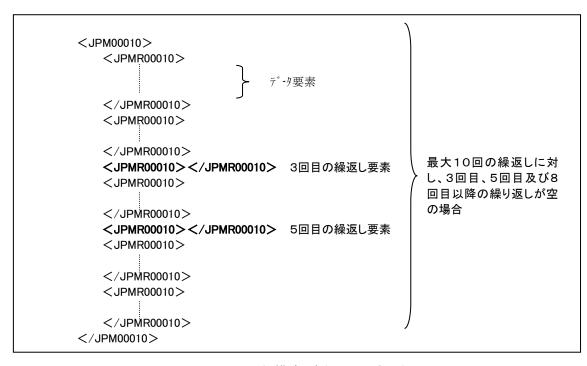


図4-15 マルチ明細構造 空繰返しの表現例

#### 4.4.7 メッセージを構成するデータ要素における空等の扱い

メッセージを構成するデータ要素は可変長であり、空(入力データがない場合)、文字データにおけるスペース、及び数値データにおけるゼロの扱いについて、以下のとおり規定する。

#### (a) 空のデータ要素の扱い

空のデータ要素の扱いを表4-8に示す。

#### 表4-8 空のデータ要素の扱い

内穴	例	
内容	送信側入力値	データ要素
(1)空の場合は、データ要素を省略する。	(空)	(省略)

#### (b)X属性のデータ要素における半角スペースの扱い

X属性のデータ要素における半角スペースの扱いを表4-9に示す。

#### 表4-9 X属性のデータ要素における半角スペース

内容	例(注)	
PI谷	送信側入力値	データ要素
(1)最も右側にある半角スペース以外の文字よりも更に右側 の半角スペース及び最も左側にある半角スペース以外の 文字よりも更に左側の半角スペースを省略する。	$\triangle A \triangle$	<jpxxxxx>A</jpxxxxx>
(2) すべての桁が半角スペースの場合は、データ要素を省略する。	$\triangle \triangle \triangle$	(省略)

<sup>(</sup>注)△は半角スペースを示す。

#### (c) 9属性のデータ要素におけるゼロの扱い

9属性のデータ要素におけるゼロの扱いを表4-10に示す。

#### 表4-10 9属性のデータ要素におけるゼロの扱い

内容	例	
P刊台	送信側入力値	データ要素
(1)最も左側にあるゼロ以外の数値よりも更に左側のゼロを省略する。	012	<jpxxxxx>12</jpxxxxx>
(2)すべての桁がゼロの場合は、"0"とする。	000	<jpxxxxx>0</jpxxxxx>

# (d) N 属性のデータ要素におけるゼロ等の扱い

N属性のデータ要素におけるゼロ等の扱いを表4-11に示す。

表4-11 N属性のデータ要素におけるゼロ等の扱い

内容	例	
<u> </u>	送信側入力値	データ要素
(1)最も左側にあるゼロ以外の数値よりも更に左側のゼロを省略する。	-012	<jpxxxxx>-12</jpxxxxx>
(2)すべての桁が正負符号又はゼロの場合は、"0"とする。	000 +0 -0	<jpxxxxx>0</jpxxxxx>
(3)正符号は省略する。 ただし、正符号を明示する場合は、データ要素定義の上で注書すること	+123	<jpxxxxx>123</jpxxxxx>

# 4.4.8 データ属性の表記方法

データ属性の表記方法を表4-12に示す。

表4-12 データ属性の表記方法

☆ 12 ) ヶ周にの衣むり広				
属性	属性表記	説明		
半角文字列	X(n) n:最大文字数	英数字、カナなどの1バイト文字で構成される文字列データ要素。 なお、"改行"、"タブ"を含んではならない。また、データ内の XML 予約語 ("<"、">"、"&"、"apos"、"quot")は、XML の表記に従う。 (例) A+B <c と表記<br="" は、a+b&lt;c="">カッコ内の文字数に、漢字などの全角文字1文字は、2文字として桁数を表記する。</c>	(注1) (注2)	
全角文字列	K(n) n:最大文字数	漢字などの2バイト文字で構成される文字列データ要素。 カッコ内の文字数に、漢字などの全角文字1文字は、2文字として桁数を表記する。	(注2)	
符号無 数値データ	9(n) n:整数部桁数	「0」~「9」までの数字だけで構成される数値データ要素。	(注3)	
符号付 数値データ	N(n) N(n)V(m) n:整数部桁数 m:小数部桁数	「0」~「9」までの数字、正負符号(「+」及び「-」)及び小数点(「. 」)で構成される数値データ要素。 (例) N(10)V(3)→整数部最大桁数10、小数部最大桁数3 ※正負符号及び小数点は桁数に含めない。		
年月日	Y(8)	「O」~「9」までの数字で構成される年月日データ要素。 年は、西暦日付で表記する。(YYYYMMDD)		

- (注1)全角文字と半角文字が混在する場合は、X属性を用いる。
- (注2)文字コードに UTF-8 を採用しているため、カッコ内の桁数より実際のバイト数が増加する場合がある。
- (注3)小数を扱う場合は、N属性を用いる。

#### 4.5 XML データの検証

本規格では、XML 形式を採用するため、W3C で策定されている XML schema を提供する。 XML schema は XML データの構造を定義するスキーマ言語である。これを使用することで、 XML データに出現する要素や属性、 その順序などを検証することが可能となる。 検証例を表 4-13に示す。

検証項目		検証例
	タグ名称	〈12345〉が正しいところ、〈54321〉となっていた。
	必須要素	〈12345〉は必須項目だが、XML データ内になかった。
データ構造	不要要素	定義されていないタグが含まれていた。
	繰返し	〈12345〉は繰返し不可として定義されているが、複数定義されていた。
	要素出現順序	<m1>→<m2>の順番が、<m2>→<m1>のようになっている。</m1></m2></m2></m1>
	許可文字	数字のみに限定されたデータ要素に、英字が混在された。
データ属性	桁数	6 桁の数字で記述するよう定義されているが、8 桁の値が定義されていた。 ※数値データのみ対象
	範囲	整数値をとるよう定義されているが、負の値が定義されていた。
共通コード	未定義コード	定義されていないコード値を使用している。

表4-13 XML Schema での検証例

#### 4.5.1 XML Schema の設計規則

表 4-14に示す XML schema の設計規則 (Naming & Design Rule:以下 NDR)に従い、XML schema を作成する。

<b>数11177</b> 2	2 2 7 176 E 1971 3 79650
規則	URL
XML 1.0	http://www.w3.org/TR/REC-xml
XML Schema Part 0: Primer	http://www.w3.org/TR/xmlschema-0/
XML schema Part1:Structures	http://www.w3.org/TR/xmlschema-1/
XML schema Part2:DataTypes	http://www.w3.org/TR/xmlschema-2/

表4-14 メッセージファイル名称付与規則

#### 4.5.2 XML Schema の名前空間

名前空間を宣言部で指定する。

http://www.xxxx.or.jp/edi/schemas/"[BPID 機関コード]-[BPID 副機関コード]-[情報区分コード]-[XML スキーマバージョン]" (例) http://www.xxxx.or.jp/edi/schemas/XXXX-W4-1110-001

#### 4.5.3 XML Schema の構造

XML Schema の構造を図4-16に示す。

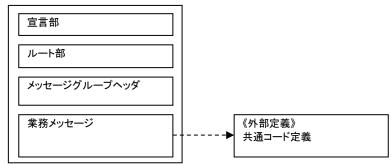


図4-16 本規格における XML Schema の構造

#### 4.5.4 XML Schema のファイル名

XML スキーマのファイル名は以下の通り。

[BPID 機関コード]-[BPID 副機関コード] -[情報区分コード] -[XML スキーマバージョン] + ".xsd" (例) XXXX-W4-1110-001.xsd

# 4.5.5 XML Schema によるデータ要素の定義例

# (a)属性の定義例

表4-15 属性の定義例

式· 10 周日のた我们				
属性	属性表記	定義例		
符号無数値データ (整数)	9(n) n:桁数	<pre><xsd:restriction base="xsd:nonNegativeInteger"> <xsd:totaldigits value="n"></xsd:totaldigits> </xsd:restriction></pre>		
符号付数値データ (整数)	N(n) n:桁数	<pre><xsd:restriction base="xsd:integer"> <xsd:totaldigits value="n"></xsd:totaldigits> </xsd:restriction></pre>		
符号付数値データ (小数)	N(n)V(m) n:整数部桁数 m:小数部桁数	<pre> <xsd:restriction base="xsd:decimal"> <xsd:mininclusive value="- n 個の 9.m 個の 9"></xsd:mininclusive> <xsd:maxinclusive value="n 個の 9.m 個の 9"></xsd:maxinclusive> <xsd:fractiondigits value="m"></xsd:fractiondigits> </xsd:restriction></pre>		

# (b)共通コードの定義例

表4-16 共通コードの定義例

データ要素	定義例	
	<pre><xsd:restriction base="xsd:String"></xsd:restriction></pre>	
11.57	<pre><xsd:enumeration value="001"></xsd:enumeration></pre>	
共通コード	<pre><xsd:enumeration value="002"></xsd:enumeration></pre>	
	<pre><xsd:enumeration value="003"></xsd:enumeration></pre>	

# (c)繰返しの定義例

表4-17 繰返しの定義例

女・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			
繰返し回数	定義例		
0	minOccurs=0, maxOccurs=0		
1	minOccurs=1、maxOccurs=1 又は省略		
0 又は 1	minOccurs=0, maxOccurs=1		
$0 \sim n  (n \ge 0)$	minOccurs=0, maxOccurs=n		
$m \sim n \ (n \ge m \ge 0)$	minOccurs=m, maxOccurs=n		
出現回数が無制限の場合	maxOccurs=unbounded		

#### 4.6 システム運用規則

#### 4.6.1 メッセージファイル名称付与規則

メッセージファイルの名称付与規則を、図4-17、表4-18に示す。 情報区分コード以下は、各ビジネスプロトコル標準規格にて一意になるよう定める。

メッセージファイル名 = BPID副機関コード 情報区分コード ··· . xml

図4-17 メッセージファイル名称構成

表4-18 メッセージファイル名称付与規則

項目	属性	内 容
BPID副機関コード	X(2)	5.2 共通コード参照
情報区分コード	X(4)	5.2 共通コード参照

#### 4.6.2 メッセージの変更・取消の運用

メッセージ内のキー項目以外のデータ要素値を変更する場合は、当該データ要素値を変更後、変更前のメッセージファイル名のうち更新番号のみを更新したメッセージファイルを作成し、変更前のメッセージファイルを置き換える。(表4-19、図4-18参照) キー項目は、メッセージを特定する項目であり、各ビジネスプロトコル標準規格の標準メッセージにて定義される。

なお、キー項目のデータ要素値を変更する方法及びメッセージを取り消す方法は規定しない。

表4-19 メッセージの変更例

項目    変更前		変更前	1回目の変更	2回目の変更	
メッセージ ファイル名		W40110201604191430 <u>00</u> 00.xml	W40110201604191430 <u>01</u> 00.xml	W40110201604191430 <u><b>02</b></u> 00.xml	
デ	キー項目	_	変更前と同一内容	変更前と同一内容	
アータ要素	変更する データ要 素	_	変更後の内容	変更後の内容	
杀	変更しな いデータ 要素	_	変更前と同一内容	変更前と同一内容	

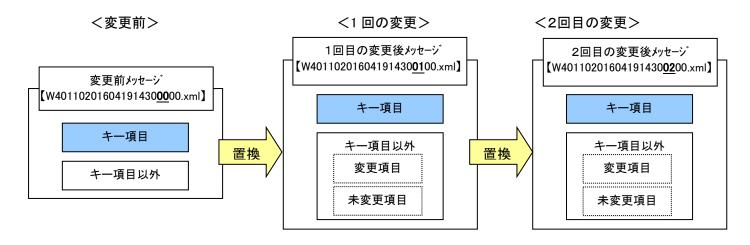


図4-18 メッセージの変更イメージ 【 】内はメッセージファイル名を示す

#### 4.6.3 メッセージの分割

メッセージファイルを適切なサイズとするために、各ビジネスプロトコル標準規格の基準に従いメッセージを分割する。 メッセージを分割する場合は、「4.4 構文規則」に従って同一のキー項目値をもつメッセージを作成するとともに、当 該メッセージファイル名に分割番号を定め、昇順に付与する。(図4-19、図4-20参照)

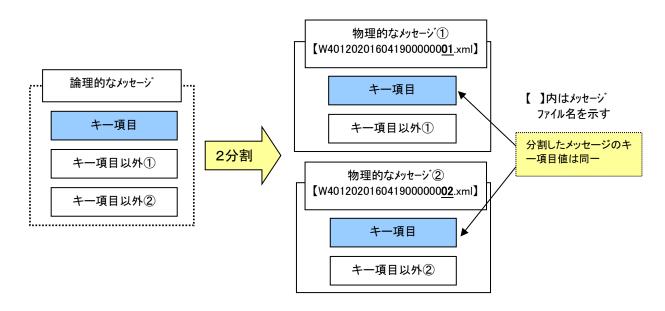


図4-19 メッセージファイルの分割イメージ(2分割の例)

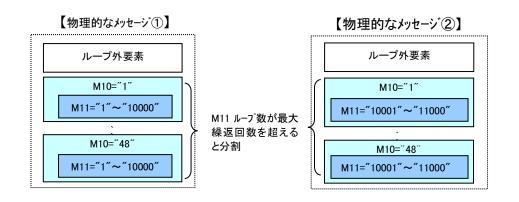


図4-20 特高・高圧日毎30分電力量メッセージの分割イメージ(2分割の例)

#### 4.6.4 メッセージの圧縮

メッセージファイルは、zip形式で圧縮する。圧縮後の名称付与規則を図4-21に示す。なお、分割している場合は、物理的なメッセージファイル毎に圧縮を行う。

(圧縮後)メッセージファイル名 = 拡張子(.xml)を含めないメッセージファイル名 . zip

図4-21 メッセージファイル名称構成

#### 4.6.5 サーバ運用時間

表4-20に示すとおり、サーバの運用時間はメンテナンス等により停止する場合を除き、全日全時間帯とする。メンテナンス等により停止する場合は、送配電事業者は、事前に小売電気事業者等へ連絡を行う。

表4-20 サーバ運用時間

		•
平日	休、祝日	特定日(注)
全時間帯	全時間帯	全時間帯

(注)特定日とは、正月、調整連続休暇、夏期休暇等の休日 を意味する。

#### 4.6.6 未受信への対応

受信者の未受信を回避するための督促や障害連絡方法については規定しない。

#### 4.6.7 二重受信への対応

受信者の再取込等により発生する二重受信は、"ファイル名"と"ファイルサイズ"により判断し、受信者の責任で処置する。

#### 4.6.8 送信者への受信結果の報告

小売電気事業者等から送配電事業者への受信結果の報告は行わない。ファイルの受信に失敗した場合に、再度受信処理を行うか否かは小売電気事業者等で判断する。

# 5. 共通データ

# 5. 1 利用文字コード

使用する文字集合は、JIS-X0201(英数字、半角カナ文字)、JIS-X0208(第一・第二水準漢字)とし、文字コードは、UTF-8を用いる。

# 5.2 共通データコード

共通データコードを表5-1、表5-2に示す。

表5-1 メッセージグループヘッダの共通コード

	表って、メッセージケループペッタの共通コート					
タグ名	データ要素名	属性	コード値	意味		
IDG00	Y-11 - 12	37/1)	1	テストデータ		
JPC03	運用モード	X(1)	0or△	通常データ		
JPC06	発信者コード	X(12)	先頭 5 桁を2	k機関が設定する「事業者コード(5 桁)」とし、残り 7 桁		
JPC09	受信者コード	X(12)	を"0"とした 12	桁のコードを使用する		
JPC10	BPID機関コード	X(4)	OCTO 電力広域的運営推進機関			
			W1	(旧規格)同時同量支援業務		
IDC11	BPID副機関コード	X(2)	W4	30 分電力量提供業務		
JPC11			W5	確定使用量の通知業務		
			WA	発電 30 分電力量提供業務		
			3C	(旧規格)同時同量支援業務 BP の版		
IDC10		11(0)	3A	30 分電力量提供業務 BP の版		
JPC12	BPID版	X(2)	3A	確定使用量の通知業務 BP の版		
			3A	発電 30 分電力量提供業務 BP の版		
JPC14	情報区分コード	X(4)	表5-2 デー	タ要素の共通コード JP00002 を参照		
JPC21	構文規則識別版数	X(6)	1.1-1A	シンタックスルールの版		

# 表5-2 データ要素の共通コード

タグ名	データ要素名	属性	コード値	意味
			0110	特高・高圧 30 分電力量メッセージ
			0120	特高・高圧日毎30分電力量メッセージ
			1110	低圧 30 分電力量メッセージ
			1120	低圧日毎30分電力量メッセージ
			1210	特高・高圧月間確定使用量メッセージ
			1220	低圧月間確定使用量メッセージ
			1230	高圧特定計量月間確定使用量メッセージ
1000000	Hatel Andrews	37 (4)	1240	低圧特定計量月間確定使用量メッセージ
JP00002	情報区分コード	X(4)	1310	特高・高圧計量器取替メッセージ
			1320	低圧計量器取替メッセージ
			1410	特高・高圧臨時検針他メッセージ
			1420	低圧臨時検針他メッセージ
			2110	特高・高圧発電30分電力量メッセージ
			2120	特高・高圧日毎発電30分電力量メッセージ
			3110	低圧発電 30 分電力量メッセージ
			3120	低圧日毎発電 30 分電力量メッセージ
JP06110	送信者コード	X(5)	_	*
JP06112	受信者コード	X(5)	,	本機関が設定する「事業者コード」を用いる
JP06122	収集成否コード	収集成否コード X(1)	0	30 分電力量収集成功
J1 00122	<b>以来</b> 风口一 1	Λ(1)	1	30 分電力量収集失敗
JP06219	時刻コード	X(2)	01~48	01:[0:00~0:30], 02:[0:30~1:00], , 48:[23:30~24:00]
			1	仕訳なし(全量)
			2	分割供給(固定型)
			3	分割供給(時間分割型)
JP06404	仕訳コード	X(1)	4	分割供給(変動型)
			5	分割供給(複合型)
			6	自家補別契約(常時)
			7	自家補別契約(自家補)
IDOGAOE	提供可否コード	V(1)	0	可
JP06405	1座供り省コート	X(1)	1	否
IDOGAAA	更新コード	X(1)	0	更新なし
JP06444	文 利 ユート 	Λ(1)	1	更新あり
			1	常用
			2	予備A
ID06407	計型区八っ . い	X(1)	3	予備B
JP06407	計器区分コード	X(1)	4	付帯
			5	付帯外
			9	その他

# 表5-2 データ要素の共通コード

ID06490	取付/取外区分コード	X(1)	1	取付計器
JP06429	取付/取外区分コード		2	取外計器

# 6. システム管理範囲

図6-1に示すとおり、小売電気事業者等と送配電事業者のシステムの管理範囲は、当該事業者が設置する設備の範囲とし、この範囲の設備が原因で障害や問題が発生した場合は、当該設備を管理する事業者が主体となって対応する。



図6-1 システムの管理範囲

# 7. 費用分担

各事業者が契約するプロバイダ・アクセスポイントまでの通信費用、プロバイダ費用、電子証明書関連費用等については当該事業者の負担とする。

以上

確定使用量通知業務ビジネスプロトコル標準規格(旧) 確定使用量通知業務ビジネスプロトコル標準規格(<mark>新</mark>) 確定使用量通知業務 確定使用量通知業務 ビジネスプロトコル標準規格 ビジネスプロトコル標準規格 (Ver. 3A) (Ver. 3A) 20<mark>25</mark>年<mark>7</mark>月 20<u>25</u>年<u>10</u>月 電力広域的運営推進機関 電力広域的運営推進機関

確定使用量通知業務ビジネスプロトコル標準規格(旧)	確定使用量通知業務ビジネスプロトコル標準規格( <mark>新</mark> )	備考
はじめに	はじめに	
	用して、関係する企業及び業界間でデータの電子的な相互交換を行うEDI (Electronic Data Interchange) が行なわれており、各業界内だけでなく業際横断でもその推進活動が活発化してきている。 そこで、今般、電力広域的運営推進機関は、業務規程に基づき、広く意見募集を実施し系統利用者の意見聴取を行うとともに、全ての一般電気事業者の送配電部門、並びに複数の特定規模電気事業者と協議の上、一般送配電事業者(以下「送配電事業者」という。)が小売電	

別紙3

訂履歴]	確定例	+m=\3\4\*\7\1\\\\\						
訂履歴]		<b>吏用量通知業務ビジネスプロトコル標準規格(旧)</b>				確定使用量通知業務ビジネスプロトコル標準規格	( <u>新</u> )	ſī
				[改訂履歴	]			
BPID版	制(改)定年月日	制(改)定概要	備考	BPID版	制(改)定年月日	制(改)定概要	備考	
3A	2015年5月19日	新規制定		3A	2015年5月19日	新規制定	C. HIA	
3A	2015年9月9日	データ要素の使用区分、属性を修正		3A	2015年3月19日			
3A	2017年3月13日	・ネガワット取引の開始を受け、需要抑制契約者への通知業務を				データ要素の使用区分、属性を修正 ・ネガワット取引の開始を受け、需要抑制契約		
		追加		3A	2017年3月13日	・ イカリット取引の開始を受け、需要抑制条約 者への通知業務を追加		
		・字句修正				•字句修正		
3A	2025年7月1日	・部分供給から分割供給への制度変更に伴う文言修正		0.4	0005457 🖽 1 🖂			
				3A	2025年7月1日	・部分供給から分割供給への制度変更に伴う文		
				0.4	0005/510 110 11	言修正	1日4日 200 安田	
				<u>3A</u>	2025年10月30日	2026年度からの次世代スマートメーターを活用 2026年4	1月1日より <u>適用</u>	
						した分散型リソースの取引開始を受け、特定計		
						量制度による新たなメッセージ項目を追加		

確定使用量通知業務ビジネスプロトコル標準規格(I <del>I</del> )	確定使用量通知業務ビジネスプロトコル標準規格( <mark>新</mark> )	備考
目 次	目	
1. 業務概要	1. 業務概要· · · · · · · · · · · · · · · · · 4	
1. 1 業務目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1. 1 業務目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
1. 2 対象範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1. 2 対象範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
1. 3 業務イメージ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1. 3 業務イメージ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
2. 業務プロセス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2. 業務プロセス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
2. 1 業務フロー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2. 1 業務フロー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	新規メッ
2. 2 メッセージ一覧および提供対象事業者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2. 2 メッセージー覧および提供対象事業者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	セージ項
3. 標準メッセージ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3. 標準メッセージ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	目の追記
3. 1 特高・高圧及び低圧月間確定使用量メッセージのデータ要素····································	3. 1 特高・高圧及び低圧月間確定使用量メッセージのデータ要素・・・・・・・・・・・・・ 7	とページ
3. 2 特高・高圧及び低圧計量器取替メッセージのデータ要素 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	3. 2 特高・高圧及び低圧計量器取替メッセージのデータ要素・・・・・・・・・・・・・・・・9	変更
3. 3 特高・高圧及び低圧臨時検針他メッセージのデータ要素 11	3. 3 特高・高圧及び低圧臨時検針他メッセージのデータ要素・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11	
4. 通信手順 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	3. 4 高圧及び低圧特定計量月間確定使用量メッセージのデータ要素・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13	
4. 1 メッセージ生成のタイミング・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4. 通信手順····································	
4. 2 メッセージグループヘッダ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4. 1 メッセージ生成のタイミング・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
5. ビジネス運用規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4. 2 メッセージグループヘッダ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
5. 1 メッセージファイル・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5. ビジネス運用規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
5.1.1メッセージファイルの構成単位と保存期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5. 1 メッセージファイル・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
5.1.2 メッセージファイル名称付与規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5. 1. 1メッセージファイルの構成単位と保存期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
5. 1. 3 メッセージの分割基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5. 1. 2 メッセージファイル名称付与規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
5. 2 データ授受エラー時の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5. 1. 3 メッセージの分割基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	5. 2 データ授受エラー時の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	

# 確定使用量通知業務ビジネスプロトコル標準規格(旧)

# 1. 業務概要

# 1. 1 業務目的

送配電事業者から小売電気事業者および需要抑制契約者(以降、小売電気事業者等という)に対して託送料金請求するにあたり、そ の根拠となる確定使用量や計器取替情報、臨時検針他情報を通知する。

# 1. 2 対象範囲

送配電事業者が小売電気事業者等に託送料金を請求するにあたり、その根拠となる確定使用量や計器取替情報、臨時検針他情報を提 供する業務を対象とする。

#### 1. 3 業務イメージ

確定使用量の通知の業務イメージを図1-1に示す。

小売電気事業者等 送配電事業者

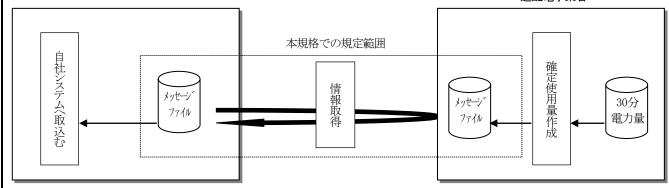


図1-1 業務イメージ

# 確定使用量通知業務ビジネスプロトコル標準規格(新)

#### 1. 1 業務目的

1. 業務概要

送配電事業者から小売電気事業者および需要抑制契約者(以降、小売電気事業者等という)に対して託送料金請求するにあたり、その根 拠となる確定使用量や計器取替情報、臨時検針他情報を通知する。

# 1. 2 対象範囲

送配電事業者が小売電気事業者等に託送料金を請求するにあたり、その根拠となる確定使用量や計器取替情報、臨時検針他情報を提供 する業務を対象とする。

#### 1. 3 業務イメージ

確定使用量の通知の業務イメージを図1-1に示す。

# 小売電気事業者等 送配電事業者

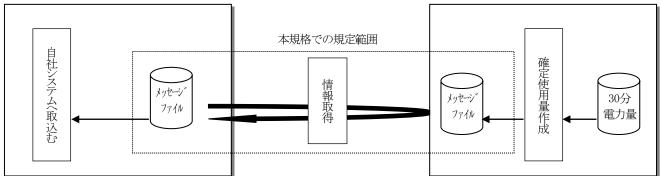


図1-1 業務イメージ

# 確定使用量通知業務ビジネスプロトコル標準規格(旧)

# 2. 業務プロセス

# 2. 1 業務フロー

確定使用量の通知の基本的な業務フローを表2-1、図2-1に示す。

表2-1 確定使用量の通知説明一覧

業務名		説明	備考
1. 確定使用量通知	1-1 確定使用量提供	送配電事業者は、確定使用量等情報を作成し、小	確定使用量の他、臨時
		売電気事業者等に確定使用量等情報を提供する。	検針他情報、計量器取
			替情報を提供
	1-2 確定使用量取得	小売電気事業者等は確定使用量等情報を取得す	
		<b>る</b> 。	

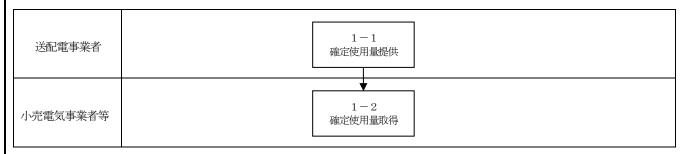


図2-1 業務フロー

# 確定使用量通知業務ビジネスプロトコル標準規格(新)

# 2. 業務プロセス 2. 1 業務フロー

確定使用量の通知の基本的な業務フローを表2-1、図2-1に示す。

表2-1 確定使用量の通知説明一覧

業務名		説明	備考
1. 確定使用量通知	1-1 確定使用量提供	送配電事業者は、確定使用量等情報を作成し、小	確定使用量の他、臨時
		売電気事業者等に確定使用量等情報を提供する。	検針他情報、計量器取
			替情報を提供
	1-2 確定使用量取得	小売電気事業者等は確定使用量等情報を取得す	
		<b>ప</b> 。	

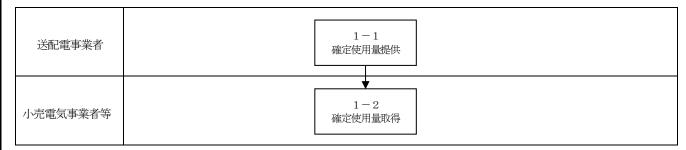


図2-1 業務フロー

# 確定使用量通知業務ビジネスプロトコル標準規格(旧)

# 2. 2 メッセージー覧および提供対象事業者

本規格で規定する標準メッセージを表2-2に示す。

# 表2-2 確定使用量の通知 メッセージー覧

メッセージ名称	説明	小売 事業者	需要抑制 契約者
特高・高圧月間確定使用量メッセージ	特高・高圧需要家に関する月間及び月中の異動に関する確定使 用量を小売電気事業者単位で集約	0	0
低圧月間確定使用量メッセージ	低圧需要家に関する月間及び月中の異動に関する確定使用量 を小売電気事業者単位で集約	0	0
特高・高圧計量器取替メッセージ	特高・高圧需要家に関する月中に行われた計量器取替情報を小 売電気事業者単位で集約	0	_
低圧計量器取替メッセージ	低圧需要家に関する月中に行われた計量器取替情報を小売電 気事業者単位で集約	0	_
特高・高圧臨時検針他メッセージ	特高・高圧需要家に関して月中に臨時検針を行った際等の指針 情報を小売電気事業者単位で集約	0	_
低圧臨時検針他メッセージ	低圧需要家に関して月中に臨時検針を行った際等の指針情報 を小売電気事業者単位で集約	0	_

# 確定使用量通知業務ビジネスプロトコル標準規格(<mark>新</mark>)

# 2. 2 メッセージー覧および提供対象事業者

本規格で規定する標準メッセージを表2-2に示す。

# 表2-2 確定使用量の通知 メッセージー覧

メッセージ名称	説明	小売 事業者	需要抑制 契約者
特高・高圧月間確定使用量メッセージ	特高・高圧需要家に関する月間及び月中の異動に関する確 定使用量を小売電気事業者単位で集約	0	0
低圧月間確定使用量メッセージ	低圧需要家に関する月間及び月中の異動に関する確定使 用量を小売電気事業者単位で集約	0	0
高圧特定計量月間確定使用量 メッセージ	高圧機器点に関する月間及び月中の異動に関する確定使 用量を小売電気事業者単位で集約 ※	0	=
低圧特定計量月間確定使用量 メッセージ	低圧機器点に関する月間及び月中の異動に関する確定使 用量を小売電気事業者単位で集約 ※	0	_
特高・高圧計量器取替メッセージ	特高・高圧需要家に関する月中に行われた計量器取替情報 を小売電気事業者単位で集約	0	_
低圧計量器取替メッセージ	低圧需要家に関する月中に行われた計量器取替情報を小 売電気事業者単位で集約	0	_
特高・高圧臨時検針他メッセージ	特高・高圧需要家に関して月中に臨時検針を行った際等の 指針情報を小売電気事業者単位で集約	0	_
低圧臨時検針他メッセージ	低圧需要家に関して月中に臨時検針を行った際等の指針 情報を小売電気事業者単位で集約	0	_

※受電点における契約先の小売電気事業者

新規メッ セージ項 目の追 記、補足 の追記

# 確定使用量通知業務ビジネスプロトコル標準規格(旧)

# 3. 標準メッセージ

# 3. 1 特高・高圧及び低圧月間確定使用量メッセージのデータ要素

特高・高圧及び低圧月間確定使用量メッセージのデータ要素を表3-1に示す。

表3-1 特高・高圧及び低圧月間確定使用量メッセージのデータ要素

			共通			使用区分	(注2)				繰込	返し
タグ名	データ要素名	説明	J- -,			・高圧	antenet kontrol	低	Œ	属性		
			(注1)	-	分割 供給	自家補別契約	需要抑制契約	-	需要抑制契約		番号	最大回数
JP00002	情報区分コード	メッセージの種類を示すコード	0	0	(i)	©	©	0	©	X(4)		H39
JP06401	対象年月	料金調定の対象年月		0	0	0	0	0	0	9(6)		
JP06110	送信者コード	送信者(送配電事業者)の事業者コード		0	0	0	0	0	0	X(5)		
JP06111	送信者名称	送配電事業者名称	† ·	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	X (50)		
JP06112	受信者コード	受信者(小売電気事業者)の事業者コード	<del>                                     </del>	0	0	©	0		0	X(5)		
JP06113	受信者名称	小売電気事業者名称		<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	X (50)		
JI 00110	XILD-DAY.	770EAFXE411						_		A (00)	M10	1000
		託送供給に関わる電気を供給する地点を識別す	1	_		-		_			MIO	100
JP06400	供給地点特定番号	る番号		0	0	0	0	0	0	X(22)		
JP06119	需要家識別番号	需要家識別番号		△ <b>※</b> 1	△₩1	△※1	△※1	△※1	△※1	X(21)		
JP06120	需要者名称	需要者名称		0	0	0	0	0	0	X (80)		
JP06402	供給場所	供給場所		∆;%2	∆;%2	△※2	∆ <b>※</b> 2	△ <b>※</b> 2	△※2	X(70)		
JP06403	電圧区分	特高/高圧/低圧		○;¾3	○;%3	○ <b>※</b> 3	○;%3	○ <b>※</b> 3	○ <b>※</b> 3	X(4)		
JP06404	仕訳コード	仕訳コード	0	0	0	0	0	0	0	X(1)		
JP06405	提供可否コード	確定使用量データの提供可否を示すコード	0	0	0	0	0	0	0	X(1)		
		提供データに変更があったものを需要者単位で										
JP06444	更新コード	示すコード	0	0	0	0	0	0	0	X(1)		
											M11	20
JP06407	計器区分コード	計器区分コード	0	0	0	0	<b>A</b>	0	<b>A</b>	X(1)		
											M12	20
IP06408	計器識別番号	計量器を識別する番号		0	0	0	•	<b>A</b>	•	X(16)		
JI 00400	11.00mm0.1.E. (2	日本印で時かり、公田な						<b>※</b> 13		A(10)		
JP06409	乗率	計量器の乗率		0	0	<b>▲</b> ※7	<b>A</b>	<b>▲</b> ※9	<b>A</b>	9(6)		
JP06410	電力損失補正率	計量器の最大需要電力の損失補正率	1	<b>▲</b> ※4	<b>▲</b> ※4	<b>▲</b> ¾4※7	<b>A</b>	-	_	N(2)V(2)		
JP06411	電力量損失補正率	計量器の電力量の損失補正率	<del>                                     </del>	<b>▲</b> ¾4	<b>▲</b> ※4	<b>▲</b> ¾4¾7	_	_	_	N(2) V(2)		
			$\vdash$	0	0	<b>▲</b> ※7	1	<del></del>	$\vdash$			-
JP06412	最大需要電力	計量器の乗率後の最大需要電力		<b>※</b> 13	<b>※</b> 13	<b>※</b> 13	•	-	-	9 (9)		
JP06413	最大需要電力当月指	計量器の最大需要電力の当月指示数		<b>▲</b> ※5	<b>▲</b> ※5	<b>▲</b> ※7	<b>A</b>	_	_	N(7)V(3) 🔆		
JI 00110	示数	日重加でなり、加支電グルンコグ1日イッグ	<u> </u>	<b>※</b> 13	<b>※</b> 13	<b>※</b> 13		<b></b>		14		
	A									( ) ( )	M15	10
JP06414	全 全日電力量前月指示 数	計量器の全日電力量の前月指示数※12		<b>▲</b> ※5	<b>▲</b> ※5	<b>▲</b> ※7	<b>A</b>	<b>▲</b> <b>※</b> 13	<b>A</b>	N(7)V(3)		
	全日電力量当月指示			<b>※</b> 13 <b>▲※</b> 5	<b>※</b> 13 <b>▲※</b> 5	<b>※</b> 13 <b>▲※</b> 7		<b>※</b> 13	<del>                                     </del>	※14 N(7)V(3)		
JP06415	数	計量器の全日電力量の当月指示数※12		<b>*</b> 13	<b>※</b> 13	<b>*</b> 13	•	<b>※</b> 13	<b>A</b>	*14		
											M15	
TD0C41C	力測有効電力量前月	ショニ アンナル 大学 アナー ア デロ ドニ 教	<u> </u>	<b>▲</b> ※5	<b>▲</b> ※5	<b>▲</b> ※7		_		N(7)V(3)		
JP06416	指示数	計量器の力測有効電力量の前月指示数		<b>※</b> 13	<b>※</b> 13	<b>※</b> 13	•		_	<b>※</b> 14		
JP06417	力測有効電力量当月	計量器の力測有効電力量の当月指示数		<b>▲</b> ※5	<b>▲</b> ※5	<b>▲</b> ※7	•	-	-	N(7)V(3)		
	指示数 力測無効電力量前月		ļ	<b>※</b> 13 <b>▲※</b> 5	<b>※</b> 13 <b>▲※</b> 5	<b>※</b> 13 <b>▲※</b> 7		<del>                                     </del>	<del>├</del> ──┤	※14 N(7)V(3)		
JP06418	指示数	計量器の力測無効電力量の前月指示数		*13	*13	*13	<b>A</b>	-	-	*14		
JP06419	力測無効電力量当月	計量器の力測無効電力量の当月指示数		<b>▲</b> ※5	<b>▲</b> ※5	<b>▲</b> ※7	<b>A</b>	_	_	N(7)V(3)		
JF00419	指示数	司 重命(7)7]则無效电力重(7)= 月1日/F效	<u> </u>	<b>※</b> 13	<b>※</b> 13	<b>※</b> 13				<b>※</b> 14		
JP06420	最大需要電力	仕訳後の最大需要電力(kW)		-	<b>▲</b> ※13	○ <b>※</b> 13	<b>A</b>	-	-	9(9)		
	仕		1		<b>★</b> 15	<u>%13</u>						
JP06421	訳 力測有効電力量 後	仕訳後の力測有効電力量(kWh)		-	<b>※</b> 13	<b>※</b> 13	•	-	-	9(9)		
JP06422	力測無効電力量	仕訳後の力測無効電力量(kvarh)		_	<b>▲</b> ※6	<b>▲</b> ※8	•	_	_	9(9)		
J	7 37 311077-12 512		-	-	<b>※</b> 13	<b>※</b> 13	$\vdash$	<del></del>	<b> </b>		100	
											M12	<u> </u>
			1								M11	<u> </u>
											M13	55 <b>※</b> 1
JP06423	確定使用量対象年月日	確定使用量対象の年月日	<del>                                     </del>	0	0	0	0	0	0	Y (8)		78/1
J. 001EU		March (March 174 E								1 (9)	M14	48
JP06219	時刻コード	30分刻みの時間帯を示すコード (01~48)	0	0	0	0	0	0	0	X(2)	mrT	-10
				0	0		0	0	0	N(6)V(2)		$\vdash$
JP06424	30分電力量全量	【全量】需要者の30分実績電力量(kWh)		<b>※</b> 10	<b>※</b> 10	-	<b>※</b> 10	<b>※</b> 10	<b>※</b> 10	*14		1
JP06425	30分電力量仕訳後	【仕訳後】需要者の30分実績電力量(kWh)		_	0	0	○※10	_	_	N(6)V(2)		
J4 VUTAU	~~//J HE// J 墨  L II/ N/I/Q	NEW/区』Ⅲ女日Y/00/八万限电/J里(KMII)	<u> </u>	<b>├</b>	<b>※</b> 10	<b>※</b> 10	<b>※</b> 15	<del></del>	<b></b> _	<b>※</b> 14		<u> </u>
											M14	L
											M13	
JP06426	月間電力量全量	【全量】需要者の月間電力量(kWh)		0	0	-	<b>A</b>	0	<b>A</b>	9(12)		
JP06427	月間電力量仕訳後	【仕訳後】需要者の月間電力量(kWh)		-	0	0	▲※15	-	-	9(12)		L
JP06406	力率	平均力率		0	0	0	<b>A</b>	-	-	9(3)		
JP06445	地点の最大需要電力	地点の最大需要電力(kW)		<b>A</b>	<b>A</b>	0	<b>A</b>	-	-	9(9)		
JP06446	次回検針日	次回の定例検針予定日	1	<b>A</b>	<b>A</b>	<b>A</b>	<b>A</b>	<b>A</b>	<b>A</b>	Y (8)	1	Į.

# 確定使用量通知業務ビジネスプロトコル標準規格(新)

# 3. 1 特高・高圧及び低圧月間確定使用量メッセージのデータ要素

特高・高圧及び低圧月間確定使用量メッセージのデータ要素を表3-1に示す。

3. 標準メッセージ

#### 表3-1 特高・高圧及び低圧月間確定使用量メッセージのデータ要素

JP06401 3 JP06110 1 JP06111 3 JP06111 3 JP06112 4 JP06113 2 JP06400 4 JP06119 1 JP06400 4 JP06400 4 JP06400 4 JP06400 4 JP06400 4 JP06400 5 JP06400 4 JP06400 5	デーク要素名 情報区分コード 対象年月 送信者コード 送信者名称 受信者名称 受信者名称 供給地点特定番号 需要家識別番号 需要する称 供給場所 電圧区分 仕訳コード 提供可否コード 更新コード	説明  メッセージの種類を示すコード 料金調定の対象年月 送信者 (送配電事業者) の事業者コード 送配電事業者名称 受信者 (小売電気事業者) の事業者コード 小売電気事業者名称  ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	共通 ュート・ (注1)	-	特高 分割 供給 ② ③ ④ ▲	高E	需要抑制 契約 ○ ○ ○ ○	- © © 0	無要抑制 契約 ⑤ ⑥ ⑥	属性 X(4) 9(6) X(5) X(50)	番号	最大回数
JP06401 3 JP06110 3 JP06111 3 JP06111 3 JP06112 2 JP06113 2 JP06113 2 JP06400 4 JP06119 1 JP06120 1 JP06402 4 JP06403 1 JP06404 4 JP06405 5	対象年月 送信者コード 送信者名称 受信者コード 受信者名称 供給地点特定番号 需要家識別番号 需要者名称 供給場所 電圧区分 仕訳コード 提供可否コード	料金調定の対象年月 送信者(送配電事業者)の事業者コード 送配電事業者名称 受信者(小売電気事業者)の事業者コード 小売電気事業者名称  託送供給に関わる電気を供給する地点を識別する番号 需要客識別番号 需要者名称 供給場所	0	©	供給 ② ③ ③ ▲ ③	契約 ② ③ ③ ▲	契約 ⑤ ⑥ ⑥	© © •	契約 ⑤ ⑥ ⑥ ▲	9(6) X(5)	番号	
Pro6401	対象年月 送信者コード 送信者名称 受信者コード 受信者名称 供給地点特定番号 需要家識別番号 需要者名称 供給場所 電圧区分 仕訳コード 提供可否コード	料金調定の対象年月 送信者(送配電事業者)の事業者コード 送配電事業者名称 受信者(小売電気事業者)の事業者コード 小売電気事業者名称  託送供給に関わる電気を供給する地点を識別する番号 需要客識別番号 需要者名称 供給場所		©	<ul><li>O</li><li>A</li><li>O</li><li>A</li></ul>	© © <b>A</b>	©	© © •	© ©	9(6) X(5)		
P06110   3   P06111   7   P06112   4   P06113   4   P06113   4   P06113   4   P06119   6   P06100   6   P06402   6   P06403   6   P06404   6   P06405   P06405   6   P06405   P06405   6   P06405   6   P06405   6   P06405   P06405   P06405   P06405   P06405   P06405   P06405   P06405   P06405   P06405	送信者コード 送信者名称 受信者コード 受信者名称  供給地点特定番号 需要家識別番号 需要者名称 供給場所 電圧区分 仕訳コード	送信者 (送配電事業者) の事業者コード 送配電事業者名称 受信者 (小売電気事業者) の事業者コード 小売電気事業者名称 託送供給に関わる電気を供給する地点を識別する番号 需要客識別番号 需要者名称 供給場所		© <b>A</b> ©	© <b>A</b> ©	© <b>A</b> ©	<ul><li>⊚</li><li>▲</li></ul>	<ul><li>⊚</li><li>▲</li></ul>	© <b>A</b>	X(5)		
P06111   2   P06112   2   P06113   2   P06113   2   P06113   2   P06400   P06119   1   P06120   2   P06402   4   P06404   4   P06405   3   P06405   2   P06405   3   P06405	送信者名称 受信者コード 受信者名称  供給地点特定番号  需要家識別番号  需要者名称 供給場所  電圧区分  仕訳コード 提供可否コード	送配電事業者名称 受信者 (小売電気事業者) の事業者コード 小売電気事業者名称  託送供給に関わる電気を供給する地点を識別する番号 需要家職別番号 需要者名称 供給場所		<b>▲</b>	<ul><li>▲</li><li>⊚</li><li>▲</li></ul>	<b>▲</b>	<b>A</b>	<b>A</b>	<b>A</b>			
P06112   5   P06113   5   P06113   5   P06113   5   P06400   4   P06119   6   P06402   6   P06403   6   P06404   6   P06405   6   P06405   6   P06405   6   P06405   6   P06405   6   P06405   F06405   F06405	受信者コード 受信者名称  供給地点特定番号 需要家識別番号 需要者名称 供給場所 電圧区分 仕訳コード 提供可否コード	受信者 (小売電気事業者) の事業者コード 小売電気事業者名称 託送供給に関わる電気を供給する地点を識別する番号 需要家識別番号 需要者名称 供給場所		<ul><li>○</li><li>▲</li><li>○</li></ul>	<ul><li>⊚</li><li>▲</li></ul>	0				X (50)	ļ	
JP06113 2  JP06400 4  JP06119 4  JP06120 4  JP06402 4  JP06403 1  JP06404 4  JP06405 3	受信者名称  供給地点特定番号  需要家識別番号  需要者名称 供給場所  電正区分  仕訳コード  提供可否コード	小売電気事業者名称 託送供給に関わる電気を供給する地点を識別する番号 需要家識別番号 需要者名称 供給場所		<b>▲</b>	<b>A</b>		(0)					
JP06400   1 JP06119   1 JP06120   1 JP06402   1 JP06403   1 JP06404   1 JP06405   1	供給地点特定番号 需要家識別番号 需要者名称 供給場所 電圧区分 仕訳コード 提供可否コード	託送供給に関わる電気を供給する地点を識別する番号 需要家識別番号 需要者名称 供給場所		0		<b>A</b>	9	0	0	X(5)		
JP06119   1 JP06120   1 JP06402   1 JP06403   1 JP06404   4 JP06405   1	供給地点特定番号 需要家識別番号 需要者名称 供給場所 電圧区分 仕訳コード 提供可否コード	る番号 需要家識別番号 需要者名称 供給場所		0			<b>A</b>	<b>A</b>	<b>A</b>	X (50)		
JP06119   1 JP06120   1 JP06402   1 JP06403   1 JP06404   4 JP06405   1	需要家識別番号 需要者名称 供給場所 電王区分 仕訳コード 提供可否コード	る番号 需要家識別番号 需要者名称 供給場所									M10	1000
JP06120   1 JP06402   1 JP06403   1 JP06404   1 JP06405   1	需要者名称 供給場所 電圧区分 仕訳コード 提供可否コード	需要家識別番号需要者名称 供給場所		4 144	0	0	0	0	0	X(22)		
JP06402 1 JP06403 1 JP06404 1 JP06405 1	供給場所 電圧区分 仕訳コード 提供可否コード	供給場所		△※1	△ <b>※</b> 1	△ <b>※</b> 1	△ <b>※</b> 1	△ <b>※</b> 1	△※1	X(21)		
JP06403 1 JP06404 1 JP06405 1	電圧区分 仕訳コード 提供可否コード			0	0	0	0	0	0	X (80)		
JP06404 1 JP06405 1	仕訳コード 提供可否コード	特高/高圧/低圧		△ <b>※</b> 2	△ <b>※</b> 2	△※2	△ <b>※</b> 2	△ <b>※</b> 2	△ <b>※</b> 2	X(70)		
JP06405	提供可否コード	LATEN THE PARTY		○※3	○※3	○※3	○※3	○ <b>※</b> 3	○※3	X(4)		
		仕訳コード	0	0	0	0	0	0	0	X(1)		
JP06444	更新コード	確定使用量データの提供可否を示すコード	0	0	0	0	0	0	0	X(1)		
	201-1	提供データに変更があったものを需要者単位で 示すコード	0	0	0	0	0	0	0	X(1)		i i
									[		M11	20
JP06407	計器区分コード	計器区分コード	0	0	0	0	<b>A</b>	0	<b>A</b>	X(1)		
											M12	20
JP06408	計器識別番号	計量器を識別する番号		0	0	0	•	<b>▲</b> <b>※</b> 13	<b>A</b>	X(16)		
JP06409	乗率	計量器の乗率		0	0	<b>▲</b> ※7	<b>A</b>	<b>▲</b> <b>※</b> 9	<b>A</b>	9(6)		1
JP06410	電力損失補正率	計量器の最大需要電力の損失補正率		<b>▲</b> ※4	<b>▲</b> ※4	<b>▲</b> ※4※7	<b>A</b>	-	-	N(2)V(2)		
JP06411	電力量損失補正率	計量器の電力量の損失補正率		<b>▲</b> ※4	<b>▲</b> ※4	▲※4※7	<b>A</b>	-	-	N(2)V(2)		
JP06412	最大需要電力	計量器の乗率後の最大需要電力		0	0	<b>▲</b> ※7	<b>A</b>	_	-	9(9)		
JP06413	最大需要電力当月指	計量器の最大需要電力の当月指示数		<b>※</b> 13 <b>▲※</b> 5	<b>※</b> 13 <b>▲※</b> 5	<b>※</b> 13 <b>▲※</b> 7	<b>A</b>	_	_	N(7)V(3) 💥		
	示数			<b>※</b> 13	<b>※</b> 13	<b>※</b> 13				14	M15	10
JP06414 量	全日電力量前月指示数	計量器の全日電力量の前月指示数※12		<b>▲</b> ‰5 ‰19	<b>▲</b> ※5	<b>▲</b> ※7	<b>A</b>	<b>▲</b> %19	<b>A</b>	N(7)V(3)		
JP06415	全日電力量当月指示	計量器の全日電力量の当月指示数※12		<b>※</b> 13 <b>▲※</b> 5	<u>%13</u> <b>≜</b> <u>%</u> 5	<u></u> %13 <b>△</b> %7	_	<b>※</b> 13	<b>A</b>	¾14 N(7)V(3)		
JF00415	数	計量品の主日电力量のヨカ指小数次12		<b>※</b> 13	<b>※</b> 13	<b>※</b> 13	•	<b>※</b> 13		<b>※</b> 14		
				A 34/E	4.39/=	A >*/=					M15	
JP06416	力測有効電力量前月 指示数	計量器の力測有効電力量の前月指示数		<b>▲</b> ※5 ※13	<b>▲</b> ※5 ※13	<b>▲</b> ※7 ※13	<b>A</b>	-	-	N(7)V(3) **14		
JP06417	力測有効電力量当月 指示数	計量器の力測有効電力量の当月指示数		<b>▲</b> ‰5 ‰13	<b>▲</b> ※5 ※13	<b>▲</b> ※7 ※13	<b>A</b>	-	-	N(7)V(3) ※14		
JP06418	力測無効電力量前月	計量器の力測無効電力量の前月指示数		<b>▲</b> ※5	<b>▲</b> ※5	<b>▲</b> ※7	<b>A</b>	-	-	N(7)V(3)		
JP06419	指示数 力測無効電力量当月	計量器の力測無効電力量の当月指示数		<b>※</b> 13 <b>▲※</b> 5	<u></u> %13 <b>△</b> %5	<u></u> %13 <b>△</b> %7	<b>A</b>	_	_	¾14 N(7)V(3)		
-	指示数			<b>%</b> 13	<b>※</b> 13	<b>※</b> 13				<b>※</b> 14		
JP06420	最大需要電力	仕訳後の最大需要電力(kW)		-	<b>※</b> 13	<b>※</b> 13	<b>A</b>	-	-	9(9)		1
JP06421 計	上 大測有効電力量	仕訳後の力測有効電力量(kWh)		-	<b>▲</b> ‰6 ‰13	<b>▲</b> %8 %13	•		-	9(9)	Ţ	' <u>-</u>
€ JP06422	力測無効電力量	仕訳後の力測無効電力量(kvarh)		-	<b>▲</b> ¾6 ¾13	▲¾8 ※13	<b>A</b>	_	-	9(9)		
+					/•\10	/•/10					M12	
1											M11	
											M13	55 <b>※</b> 11
JP06423 4	確定使用量対象年月日	確定使用量対象の年月日		0	0	0	0	0	0	Υ(8)		√×111
											M14	48
JP06219 F	時刻コード	30分刻みの時間帯を示すコード (01~48)	0	0	0	0	0	0	0	X(2)		
JP06424 3	30分電力量全量	【全量】需要者の30分実績電力量(kWh)		○ ※10	○ <b>※</b> 10	-	○ <b>※</b> 10	○ <b>※</b> 10	○ <b>※</b> 10	N(6)V(2) ※14		
JP06425	30分電力量仕訳後	【仕訳後】需要者の30分実績電力量(kWh)			○ <b>※</b> 10	○ ※10	○ <b>※</b> 10 <b>※</b> 15			N(6)V(2) ※14		
					<u>.</u>	·····					M14	
											M13	
	月間電力量全量	【全量】需要者の月間電力量(kWh)		0	0	-	<b>A</b>	0	<b>A</b>	9(12)		
JP06427	月間電力量仕訳後	【仕訳後】需要者の月間電力量(kWh)		-	0	0	▲※15	-	-	9(12)		
JP06406	力率	平均力率		0	0	0	<b>A</b>	-	-	9(3)		
	地点の最大需要電力	地点の最大需要電力(kW)		<b>A</b>	<b>A</b>	0	<b>A</b>	-	-	9(9)		
JP06446	次回検針日	次回の定例検針予定日		<b>A</b>	<b>A</b>	<b>A</b>	<b>A</b>	<b>A</b>	<b>A</b>	Y (8)		
		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·								- (2)		

確定使用量通知業務ビジネスプロトコル標準規格(旧)	<u>ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー</u>	備考
(注1) ○:標準として定める共通コードを示す。コード値については小売電気事業者・一般送配電事業者間EDI共通規格(以下「共	(注1) ○:標準として定める共通コードを示す。コード値については小売電気事業者・一般送配電事業者間EDI共通規格(以下「共	
通規格」という。)「5-2.共通データコード」を参照。	通規格」という。)「5-2.共通データコード」を参照。	
(注2) ◎: 必ず使用するデータ要素であり、かつメッセージを識別するためのキーとなる項目を示す。	(注2) ◎: 必ず使用するデータ要素であり、かつメッセージを識別するためのキーとなる項目を示す。	
○:必ず使用するデータ要素であるが、メッセージを識別するためのキーとはならない項目を示す。	○: 必ず使用するデータ要素であるが、メッセージを識別するためのキーとはならない項目を示す。	
▲:任意で使用するデータ要素であり、空欄を許容する項目を示す。	▲:任意で使用するデータ要素であり、空欄を許容する項目を示す。	
△: 当事者間で使用するかどうかを取り決めるデータ要素を示す。	△: 当事者間で使用するかどうかを取り決めるデータ要素を示す。	
ー:未使用の項目を示す。	ー:未使用の項目を示す。	
※1 供給地点特定番号の補助として記載	※1 供給地点特定番号の補助として記載	
※2 「需要家識別番号」「需要者名称」で特定困難な場合、記載	※2 「需要家識別番号」「需要者名称」で特定困難な場合、記載	
※3 特高/高圧/低圧を記載	※3 特高/高圧/低圧を記載	
※4 異電圧の場合、約款又は覚書(協定)の値を記載	※4 異電圧の場合、約款又は覚書(協定)の値を記載	
※5 総合契約等の場合、記載不可	※5 総合契約等の場合、記載不可	
※6 分割供給(時間分割型)の場合、記載	※6 分割供給(時間分割型)の場合、記載	
※7 自家補別契約(常時)の場合、記載	※7 自家補別契約(常時)の場合、記載	
※8 自家補使用時等、提供可能な場合に記載	※8 自家補使用時等、提供可能な場合に記載	
※9 低圧のCT付計器の場合、記載	※9 低圧のCT付計器の場合、記載	
※10 託送契約期間外は、空欄とする	※10 託送契約期間外は、空欄とする	
※11 検針対象期間外は、空欄とする	※11 検針対象期間外は、空欄とする	
※12 時間帯別計量器の場合、各時間帯の指示数を記載	※12 時間帯別計量器の場合、各時間帯の指示数を記載	
※13 対象年月内に計量器交換があった場合や非計量需要等の場合、空欄となることがある(撤去計量器の当月指示	※13 対象年月内に計量器交換があった場合や非計量需要等の場合、空欄となることがある(撤去計量器の当月指示数、	
数、取付計量器の前月指示数等)	取付計量器の前月指示数等)	
※14 正負符号は使用しない	※14 正負符号は使用しない	
※15 分割供給の場合記載	※15 分割供給の場合記載	

#### 確定使用量通知業務ビジネスプロトコル標準規格(旧)

# 3. 2 特高・高圧及び低圧計量器取替メッセージのデータ要素

特高・高圧及び低圧計量器取替メッセージのデータ要素を表3-2に示す。

#### 表3-2 特高・高圧及び低圧計量器取替メッセージのデータ要素

				共通		使用区分	(注2)	let ret		繰迟	豆し
タグ名		データ要素名	説明	J- -		特高・高圧		低圧	属性		
				(注1)	-	分割 供給	自家補別 契約	_		番号	見
JP00002	情報	区分コード	メッセージの種類を示すコード	0	0	0	0	0	X(4)		
JP06401	対象生	年月 -	料金調定の対象年月		0	0	0	0	9(6)		
JP06110	送信者	者コード	送信者(送配電事業者)の事業者コード		0	0	0	0	X (5)		
JP06111	送信者	者名称	送配電事業者名称		<b>A</b>	<b>A</b>	<b>A</b>	<b>A</b>	X (50)		
JP06112	受信者	者コード	受信者(小売電気事業者)の事業者コード		0	0	0	0	X(5)		
JP06113	受信者	者名称	小売電気事業者名称		<b>A</b>	<b>A</b>	<b>A</b>	<b>A</b>	X (50)		
										M10	
JP06400	供給	也点特定番号	託送供給に関わる電気を供給する地点を識別する番号		0	0	0	0	X(22)		
JP06119	需要	家識別番号	需要家識別番号		△※1	△ <b>※</b> 1	△ <b>※</b> 1	△ <b>※</b> 1	X(21)		
JP06120	需要者	者名称	需要者名称		0	0	0	0	X (80)		
JP06402	供給	揚所	供給場所		△ <b>※</b> 2	△ <b>※</b> 2	△ <b>※</b> 2	△ <b>※</b> 2	X(70)		Ī
JP06403	電圧	区分	特高/高圧/低圧		○※3	○ <b>※</b> 3	○ <b>※</b> 3	○ <b>※</b> 3	X (4)		Ī
										M11	
JP06428	取替二	工事年月日	取替工事年月日		0	0	<b>▲</b> ※5	0	Y (8)		
										M12	Γ
JP06407	計器	区分コード	計器区分コード	0	0	0	<b>▲</b> ‰5	0	X(1)		
										M13	
JP06429	取付/	1取外区分コード	取付/取外区分コード	0	0	0	<b>▲</b> ‰5	0	X(1)		
JP06431		計器識別番号	計量器を識別する番号		0	0	0	0	X(16)		
JP06432		乗率	取付/取外 計量器の乗率		0	0	<b>▲</b> ※5	<b>▲</b> ‰6	9(6)		
JP06433		電力損失補正率	取付/取外 計量器の最大需要電力の損失補正率		<b>▲</b> ※4	<b>▲</b> ※4	▲※4※5	-	N(2)V(2)		
JP06434		電力量損失補正率	取付/取外 計量器の電力量の損失補正率		<b>▲</b> ※4	<b>▲</b> ※4	▲※4※5	-	N(2(V(2)		
JP06435		最大需要電力	取外計量器の乗率後の最大需要電力		▲※10	▲※10	▲※5※10	-	9(9)		
JP06436	計器	最大需要電力指示数	取外計量器の最大需要電力の指示数		▲※10	▲※10	▲※5※10	-	N(7)V(3) 🔆 9		Ī
										M14	
JP06437		全日電力量指示数	取付/取外 計量器の全日電力量の指示数※8		0	0	<b>▲</b> ※5	0	N(7)V(3) 💥 9		
										M14	
JP06438		力測有效電力量指示数	取付/取外 計量器の力測有効電力量の指示数		0	0	<b>▲</b> ※5	-	$\mathrm{N}(7)\mathrm{V}(3)\cancel{\times} 9$		
JP06439		力測無効電力量指示数	取付/取外 計量器の力測無効電力量の指示数		0	0	<b>▲</b> ※5	-	N(7)V(3) 💥 9		
										M13	
JP06440		最大電力	別計量した最大電力(協定した値を含む)		<b>▲</b> ※7	<b>▲</b> ※7	<b>▲</b> ※7	<b>▲</b> ※7	9 (9)		
JP06441	别	全日電力量	別計量した全電力量(協定した値を含む)		<b>▲</b> ※7	<b>▲</b> ※7	<b>▲</b> ※7	<b>▲</b> ※7	9(9)		
JP06442	別計量	力測有効電力量	別計量した力測有効電力量(協定した値を含む)		<b>▲</b> ※7	<b>▲</b> ※7	<b>▲</b> ※7	-	9 (9)		
JP06443		力測無効電力量	別計量した力測無効電力量(協定した値を含む)		<b>▲</b> ※7	<b>▲</b> ※7	<b>▲</b> ※7	-	9 (9)		I
										M12	Ι
										M11	
										M10	Т

- (注1) ○:標準として定める共通コードを示す。コード値については共通規格「5-2.共通データコード」を参照。
- (注2) ◎: 必ず使用するデータ要素であり、かつメッセージを識別するためのキーとなる項目を示す。
  - ○: 必ず使用するデータ要素であるが、メッセージを識別するためのキーとはならない項目を示す。
  - ▲:任意で使用するデータ要素であり、空欄を許容する項目を示す。
  - △: 当事者間で使用するかどうかを取り決めるデータ要素を示す。
  - -:未使用の項目を示す。
    - ※1 供給地点特定番号の補助として記載
    - ※2 「需要家識別番号」「需要者名称」で特定困難な場合、記載
    - ※3 特高/高圧/低圧を記載
    - ※4 異電圧の場合、約款又は覚書(協定)の値を記載
    - ※5 自家補別契約(常時)の場合、記載
    - ※6 低圧のCT付計器の場合、記載
    - ※7 別計量又は協定があった場合、記載
    - ※8 時間帯別計量器の場合、各時間帯の指示数を記載
    - ※9 正負符号は使用しない
    - ※10 取付計量器の場合、空欄となる

#### 確定使用量通知業務ビジネスプロトコル標準規格(新)

3. 2 特高・高圧及び低圧計量器取替メッセージのデータ要素

特高・高圧及び低圧計量器取替メッセージのデータ要素を表3-2に示す。

#### 表3-2 特高・高圧及び低圧計量器取替メッセージのデータ要素

				共通		使用区分	(注2)			繰迟	₹1.
タグ名		データ要素名	説明	J-1.		特高・高圧		低圧	属性	1900	
				(注1)	-	分割 供給	自家補別 契約	_		番号	最回
JP00002	情	報区分コード	メッセージの種類を示すコード	0	0	0	0	0	X (4)		
JP06401	対	象年月	料金調定の対象年月		0	0	0	0	9(6)		
JP06110	送	信者コード	送信者(送配電事業者)の事業者コード		0	0	0	0	X(5)		
JP06111	送	信者名称	送配電事業者名称		<b>A</b>	<b>A</b>	<b>A</b>	<b>A</b>	X(50)		
JP06112	受	信者コード	受信者(小売電気事業者)の事業者コード		0	0	0	0	X(5)		
JP06113	受	信者名称	小売電気事業者名称		<b>A</b>	<b>A</b>	<b>A</b>	<b>A</b>	X (50)		
										M10	50
JP06400	供	給地点特定番号	託送供給に関わる電気を供給する地点を識別する番号		0	0	0	0	X(22)		
JP06119	需	要家識別番号	需要家識別番号		△※1	△※1	∆ <b>¾</b> 1	∆;%1	X(21)		
JP06120	需	要者名称	需要者名称		0	0	0	0	X(80)		
JP06402	供	給場所	供給場所		△ <b>※</b> 2	△ <b>※</b> 2	△ <b>※</b> 2	∆;%2	X(70)		
JP06403	電	王区分	特高/高圧/低圧		○;¾3	○;%3	○;%3	○;%3	X (4)		
										M11	
JP06428	取	替工事年月日	取替工事年月日		0	0	<b>▲</b> ※5	0	Y (8)		T
					-					M12	
JP06407	計	器区分コード	計器区分コード	0	0	0	<b>▲</b> ※5	0	X(1)		T
_										M13	
JP06429	取	付/取外区分コード	取付/取外区分コード	0	0	0	<b>▲</b> ※5	0	X(1)		T
JP06431		計器識別番号	計量器を識別する番号		0	0	0	0	X(16)		<b>†</b>
JP06432	1	乗率	取付/取外 計量器の乗率		Ō	Ō	<b>▲</b> ※5	<b>▲</b> ※6	9(6)		T
JP06433	1	電力損失補正率	取付/取外 計量器の最大需要電力の損失補正率		<b>▲</b> ※4	<b>▲</b> ※4	<b>▲</b> ¾4 <u>%</u> 5	-	N(2)V(2)		T
JP06434	1	電力量損失補正率	取付/取外 計量器の電力量の損失補正率		<b>▲</b> ※4	<b>▲</b> ※4	<b>▲</b> ¾4¾5	-	N(2(V(2)		
JP06435	1	最大需要電力	取外計量器の乗率後の最大需要電力		<b>▲</b> ※10	▲※10	▲※5※10	-	9(9)		T
JP06436	計器	最大需要電力指示数	取外計量器の最大需要電力の指示数		<b>▲</b> ※10	▲※10	▲※5※10	-	N(7)V(3) ×9		T
	石谷									M14	1
JP06437	1	全日電力量指示数	取付/取外 計量器の全日電力量の指示数※8		0	0	<b>▲</b> ※5	0	N(7)V(3) ×9		T
	1									M14	T
JP06438	1	力測有効電力量指示数	取付/取外 計量器の力測有効電力量の指示数		0	0	<b>▲</b> ※5	-	N(7)V(3) ×9		T
JP06439	1	力測無効電力量指示数	取付/取外 計量器の力測無効電力量の指示数		0	0	<b>▲</b> ※5	-	N(7)V(3) 3.9		T
										M13	T
JP06440		最大電力	別計量した最大電力(協定した値を含む)	1	<b>▲</b> ※7	<b>▲</b> ※7	<b>▲</b> ※7	<b>▲</b> ※7	9(9)		T
JP06441	别	全日電力量	別計量した全電力量(協定した値を含む)	1	<b>▲</b> ※7	<b>▲</b> ※7	<b>▲</b> ※7	<b>▲</b> ※7	9(9)		T
JP06442	計量	力測有効電力量	別計量した力測有効電力量(協定した値を含む)		<b>▲</b> ※7	<b>▲</b> ※7	<b>▲</b> ※7	-	9(9)		T
JP06443	1	力測無効電力量	別計量した力測無効電力量(協定した値を含む)	1	<b>▲</b> ※7	<b>▲</b> ※7	<b>▲</b> ※7	-	9(9)		T
		7 3 1/4 1/1097-ED 3 EE					—/•··			M12	T
										M11	$\vdash$
	1-	+	<del> </del>	+	<b> </b>		<del>                                     </del>	<del>                                     </del>	-	M10	+

- (注1) ○:標準として定める共通コードを示す。コード値については共通規格「5-2.共通データコード」を参照。
- (注2) ◎: 必ず使用するデータ要素であり、かつメッセージを識別するためのキーとなる項目を示す。
  - ○:必ず使用するデータ要素であるが、メッセージを識別するためのキーとはならない項目を示す。
  - ▲:任意で使用するデータ要素であり、空欄を許容する項目を示す。
  - △: 当事者間で使用するかどうかを取り決めるデータ要素を示す。
  - : 未使用の項目を示す。
    - ※1 供給地点特定番号の補助として記載
    - ※2 「需要家識別番号」「需要者名称」で特定困難な場合、記載
    - ※3 特高/高圧/低圧を記載
    - ※4 異電圧の場合、約款又は覚書(協定)の値を記載
    - ※5 自家補別契約(常時)の場合、記載
    - ※6 低圧のCT付計器の場合、記載
    - ※7 別計量又は協定があった場合、記載
    - ※8 時間帯別計量器の場合、各時間帯の指示数を記載
    - ※9 正負符号は使用しない
    - ※10 取付計量器の場合、空欄となる

備考

#### 確定使用量通知業務ビジネスプロトコル標準規格(旧)

# 3. 3 特高・高圧及び低圧臨時検針他メッセージのデータ要素

特高・高圧及び低圧臨時検針他メッセージのデータ要素を表3-3に示す。

表3-3 特高・高圧及び低圧臨時検針他メッセージのデータ要素

				1127		使用区分	注2)			6R.\	=1
タグ名		データ要素名	説明	共通コート		特高・高	圧	低圧	属性	柳即	反し
774		) / <u>Q</u> , N° H	נישט	(注1)	-	分割 供給	自家補 別契約	_	7/2011	番号	最大 回数
JP00002	情報	級区分コード	メッセージの種類を示すコード	0	0	0	0	0	X(4)		
JP06401	対象	象年月	料金調定の対象年月		0	0	0	0	9(6)		
JP06110	送信	言者コード	送信者(送配電事業者)の事業者コード		0	0	0	0	X(5)		
JP06111	送信	言者名称	送配電事業者名称		<b>A</b>	<b>A</b>	<b>A</b>	<b>A</b>	X(50)		
JP06112	受信	言者コード	受信者(小売電気事業者)の事業者コード		0	0	0	0	X(5)		
JP06113	受信	言者名称	小売電気事業者名称		<b>A</b>	<b>A</b>	<b>A</b>	•	X(50)		
										M10	15000
JP06400	供給	合地点特定番号	託送供給に関わる電気を供給する地点を識別する番号		0	0	0	0	X(22)		
JP06119	需要	要家識別番号	需要家識別番号		△※1	△※1	△※1	△※1	X(21)		
JP06120	需要	要者名称	需要者名称		0	0	0	0	X(80)		
JP06402	供給	合場所	供給場所		△ <b>※</b> 2	△ <b>※</b> 2	△ <b>※</b> 2	△ <b>※</b> 2	X(70)		
JP06403	電圧	E区分	特高/高圧/低圧		○;%3	○※3	○※3	○;%3	X(4)		
										M11	20
JP06407	計岩	器区分コード	計器区分コード	0	0	0	<b>▲</b> ※6	0	X(1)		
										M12	20
JP06431		計器識別番号	計量器を識別する番号		0	0	0	0	X(16)		
JP06432		乗率	計量器の乗率		0	0	<b>▲</b> ※6	<b>▲</b> ※7	9(6)		
JP06433		電力損失補正率	計量器の最大需要電力の損失補正率		<b>▲</b> ※4	<b>▲</b> ※4	<b>▲</b> ¾4 <b>%</b> 6	-	N(2)V(2)		
JP06434		電力量損失補正率	計量器の電力量の損失補正率		<b>▲</b> ※4	<b>▲</b> ※4	<b>▲</b> ¾4 <b>%</b> 6	-	N(2)V(2)		
JP06435		最大需要電力	計量器の乗率後の最大需要電力		<b>▲</b> ※8	<b>≜</b> ‰8	▲※6※8	-	9(9)		
JP06436	計器	最大需要電力指示数	計量器の最大需要電力の指示数		<b>▲</b> ※8	<b>▲</b> ※8	▲%6%8	-	N(7)V(3) ※10		
	器									M13	10
JP06437		全日電力量指示数	計量器の全日電力量の指示数※9		<b>▲</b> ※5	<b>▲</b> ※5	<b>▲</b> ※6	0	N(7)V(3) ※10		
										M13	
JP06438		力測有効電力量指示数	計量器の力測有効電力量の指示数		<b>▲</b> ※5	<b>▲※</b> 5	<b>▲</b> ※6	-	N(7)V(3) ※10		
JP06439		力測無効電力量指示数	計量器の力測無効電力量の指示数		<b>▲</b> ※5	<b>▲</b> ※5	<b>▲</b> ※6	-	N(7)V(3) ※10		
										M12	
										M11	
JP06445	地点	点の最大需要電力	地点の最大需要電力(kW)		<b>A</b>	<b>A</b>	<b>A</b>	-	9(9)		
										M10	

- (注1) ○:標準として定める共通コードを示す。コード値については共通規格「5-2.共通データコード」を参照。
- (注2) ◎: 必ず使用するデータ要素であり、かつメッセージを識別するためのキーとなる項目を示す。
  - ○:必ず使用するデータ要素であるが、メッセージを識別するためのキーとはならない項目を示す。
  - ▲:任意で使用するデータ要素であり、空欄を許容する項目を示す。
  - △: 当事者間で使用するかどうかを取り決めるデータ要素を示す。
  - -:未使用の項目を示す。
    - ※1 供給地点特定番号の補助として記載
    - ※2 「需要家識別番号」「需要者名称」で特定困難な場合、記載
    - ※3 特高/高圧/低圧を記載
    - ※4 異電圧の場合、約款又は覚書(協定)の値を記載
    - ※5 総合契約等の場合、記載不可
    - ※6 自家補別契約(常時)の場合、記載
    - ※7 低圧のCT付計器の場合、記載
    - ※8 計量終了時の最大需要電力を記載
    - ※9 時間帯別計量器の場合、各時間帯の指示数を記載
    - ※10 正負符号は使用しない

#### 確定使用量通知業務ビジネスプロトコル標準規格(新)

3. 3 特高・高圧及び低圧臨時検針他メッセージのデータ要素

特高・高圧及び低圧臨時検針他メッセージのデータ要素を表3-3に示す。

表3-3 特高・高圧及び低圧臨時検針他メッセージのデータ要素

				共通		使用区分	注2)			を用い	返し
タグ名		データ要素名	説明	共連 コート		特高・高	圧	低圧	属性	形	K.
у у ч		, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	100/3	(注1)	-	分割 供給	自家補 別契約	_	7/-41-12	番号	最大 回数
JP00002	情	報区分コード	メッセージの種類を示すコード	0	0	0	0	0	X(4)		
JP06401	対	象年月	料金調定の対象年月		0	0	0	0	9(6)		
JP06110	送	信者コード	送信者(送配電事業者)の事業者コード		0	0	0	0	X(5)		
JP06111	送	信者名称	送配電事業者名称		<b>A</b>	<b>A</b>	<b>A</b>	•	X(50)		
JP06112	受	信者コード	受信者(小売電気事業者)の事業者コード		0	0	0	0	X(5)		
JP06113	受	信者名称	小売電気事業者名称		<b>A</b>	<b>A</b>	<b>A</b>	<b>A</b>	X (50)		
										M10	1500
JP06400	供	給地点特定番号	託送供給に関わる電気を供給する地点を識 別する番号		0	0	0	0	X(22)		
JP06119	需	要家識別番号	需要家識別番号		△※1	∆ <b>※</b> 1	△ <b>※</b> 1	△※1	X(21)		
JP06120	需	要者名称	需要者名称		0	0	0	0	X (80)		
JP06402	供	給場所	供給場所		△※2	△ <b>※</b> 2	△ <b>※</b> 2	△※2	X(70)		
JP06403	電	圧区分	特高/高圧/低圧		○※3	○※3	○ <b>※</b> 3	○※3	X(4)		
										M11	20
JP06407	計	器区分コード	計器区分コード	0	0	0	<b>▲</b> ※6	0	X(1)		
										M12	20
JP06431		計器識別番号	計量器を識別する番号		0	0	0	0	X(16)		
JP06432	1	乗率	計量器の乗率		0	0	<b>▲</b> ※6	<b>▲</b> ※7	9(6)		
JP06433	Ī	電力損失補正率	計量器の最大需要電力の損失補正率		<b>▲</b> ※4	<b>▲</b> ※4	<b>▲</b> ¾4¾6	-	N(2)V(2)		
JP06434	Ī	電力量損失補正率	計量器の電力量の損失補正率		<b>▲</b> ※4	<b>▲</b> ※4	<b>▲</b> ¾4¾6	-	N(2)V(2)		
JP06435	Ī	最大需要電力	計量器の乗率後の最大需要電力		<b>▲</b> ※8	<b>▲</b> ※8	▲※6※8	-	9(9)		
JP06436	計	最大需要電力指示数	計量器の最大需要電力の指示数		<b>▲</b> ※8	<b>▲</b> ※8	<b>▲</b> %6%8	-	N(7)V(3) ※10		
	計器									M13	10
JP06437		全日電力量指示数	計量器の全日電力量の指示数※9		<b>▲</b> ※5	<b>▲※</b> 5	<b>▲</b> %6	0	N(7)V(3) ※10		
										M13	
JP06438		力測有効電力量指示数	計量器の力測有効電力量の指示数		<b>▲※</b> 5	<b>▲</b> ※5	<b>▲</b> ※6	-	N(7)V(3) ※10		
JP06439		力測無効電力量指示数	計量器の力測無効電力量の指示数		<b>▲※</b> 5	<b>▲※</b> 5	<b>▲</b> ※6		N(7)V(3) ※10		
										M12	
										M11	
JP06445	地	点の最大需要電力	地点の最大需要電力(kW)		<b>A</b>	<b>A</b>	<b>A</b>	-	9(9)		
										M10	

- (注1) ○:標準として定める共通コードを示す。コード値については共通規格「5-2.共通データコード」を参照。
- (注2) ◎: 必ず使用するデータ要素であり、かつメッセージを識別するためのキーとなる項目を示す。
  - ○:必ず使用するデータ要素であるが、メッセージを識別するためのキーとはならない項目を示す。
  - ▲:任意で使用するデータ要素であり、空欄を許容する項目を示す。
  - △: 当事者間で使用するかどうかを取り決めるデータ要素を示す。
  - : 未使用の項目を示す。
    - ※1 供給地点特定番号の補助として記載
    - ※2 「需要家識別番号」「需要者名称」で特定困難な場合、記載
    - ※3 特高/高圧/低圧を記載
    - ※4 異電圧の場合、約款又は覚書(協定)の値を記載
    - ※5 総合契約等の場合、記載不可
    - ※6 自家補別契約(常時)の場合、記載
    - ※7 低圧のCT付計器の場合、記載
    - ※8 計量終了時の最大需要電力を記載
    - ※9 時間帯別計量器の場合、各時間帯の指示数を記載
    - ※10 正負符号は使用しない

備考

3. 4 高圧及び低圧特定計量月間確定使用量メッセージのデータ要素   A
表3-4 高圧及び低圧特定計量月間確定使用量メッセージのデータ要素         ググを       共産
### 使用区分 (注 2) 機
# ## # ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ##
P00002 情報区分コード
P00002 情報区分コード
P06401   対象年月   提供対象年月   ② ② 9(6)     P06110   送信者 (送配電事業者) の事業者コード ② X(5)     P06111   送信者名称   送配電事業者名称   ▲ X(50)     P06112   受信者コード   受信者 (小売電気事業者) の事業者コード ② X(5)     P06113   受信者名称   小売電気事業者の   ▲ X(50)     P06114   受信者を   小売電気事業者を称   ▲ X(50)     P06115   受信者を   小売電気事業者名称   ▲ X(50)     P06116   機器点特定番号   特例計量器が設置されている計量点を識別 ② X(22)
P06110 送信者コード   送信者 (送配電事業者) の事業者コード   ②   X(5)     P06111 送信者名称   送配電事業者名称   ▲   X(50)     P06112 受信者 - トド   受信者 (小売電気事業者) の事業者コード   ②   X(5)     P06113 受信者名称   小売電気事業者名称   ▲   X(50)     P06114 受信者を称   小売電気事業者名称   ▲   X(50)     P06115   受信者を称   小売電気事業者名称   ▲   X(50)     P06116   大阪(50)   MIO   1000     P06400   機器点特定番号   特別計量器が設置されている計量点を識別   ②   X(22)   X(22)
JP06111       送信者名称       送信者名称       ▲       X(50)         JP06112       受信者 ロード       受信者 (小売電気事業者) の事業者コード       ◎       X(5)         JP06113       受信者名称       小売電気事業者名称       ▲       X(50)         M10       1000         JP06400       機器点特定番号       特例計量器が設置されている計量点を識別       ◎       X(22)
JP06112       受信者コード       受信者 (小売電気事業者) の事業者コード       ⑤       X(5)         JP06113       受信者名称       小売電気事業者名称       ▲       X(50)
JP06113       受信者名称       点       X(50)
JP06400       機器点特定番号       特例計量器が設置されている計量点を識別する番号       ©       X(22)
<u>JEOGRAP</u>   <u>JOHENNITACIE 7</u>   する番号 <u> </u>
<u>JP06119</u>   <u>機器点識別番号</u>   <u>機器点識別番号</u>   <u>人</u>   <u>人</u>   <u>人</u>   <u>X(21)</u>   <u>I</u>
<del>                                    </del>
JP06402         供給場所         位給場所         点         X(70)
<u>JP06403</u>   電圧区分   機器点の電圧(高圧/低圧)   <u>○※1</u>   <u>X(4)</u>
<u>JP06404</u> <u>仕訳コード</u>
JP06405     提供可否コード     確定使用量データの提供可否を示すコード     ○     ○     X(1)       IP06404     再年コード     提供データに変更があったものを機器点単位で     ○     V(1)
JP06444         更新コード         歴史アータに変更があったものを機器点単位で 示すコード         ○         ○         X(1)
<u>M11</u> <u>20</u>
JP06407       計器区分コード       計器区分コード       ○       ○       X(1)
<u>JP06408</u> 特例計量器識別番号 <u>特例計量器を識別する番号</u> <u>▲ X(16)</u>
<u>JP06409</u> 乗率 <u>計量器の乗率</u> <u>▲ 9(6)</u>
<u>M15</u> <u>10</u>
<u>JP06414</u> <u>全日電力量前月指示数</u> <u>計量器の全日電力量の前月指示数</u> <u>▲ N(7) V(3)</u>
<u>JP06415</u> 全日電力量当月指示数 <u>計量器の全日電力量の当月指示数</u> <u>▲ N(7) V(3)</u>
MI1   W2   55
JP06423       確定使用量対象年月日       確定使用量対象の年月日       ○       Y(8)
M14 48
<u>JP06424</u> 30分電力量全量 機器点の30分実績電力量 (kWh) ▲ N(6) V(2) M14
1906446   次回検針日   次回の定例検針予定日   ▲ Y(8)

確定使用量通知業務ビジネスプロトコル標準規格(旧)		7	確定使用量通知業務ビジネスプロ	コトコル標	厚準規格(	新)				備考
				<b>北</b> 次	使用区分	(注:2)		繰返し		1
	<u>タグ名</u>	データ要素名	説明	<u>共通</u>	使用区分	(往2)	属性	株区し	<b>具</b> 士	-
	<u> </u>	<u>/ / 从</u> 亦但	<u>10091</u>	(注1)	高圧	低圧	<u>//4177</u>	<u>番号</u>	<u>最大</u> 回数	新規メッ
								<u>M13</u>	<u> </u>	<u>セージ</u>
	JP06426	月間電力量全量	機器点の月間電力量(kWh)		<u> </u>	<u> </u>	9(12)			- <u>項目の</u>
	JP06446	<u>次回検針日</u>	次回の定例検針予定日		<u> </u>	<u> </u>	<u>Y(8)</u>			<ul><li>データ</li><li>要素を</li></ul>
								<u>M10</u>		新規作
	(注1)	ード」を参照。	を示す。コード値については小売電気事業者・一般			<u>   以下「共通</u>	規格」という。)	「5−2. ≢	通データコ	<u>成</u>
	(注2)		り、かつメッセージを識別するためのキーとなる¤ るが、メッセージを識別するためのキーとはなられ							
			るが、メッセーンを減がするにもカンイーとはなられ あり、空欄を許容する項目を示す。	<u> </u>	0					
		△: 当事者間で使用するかどうか								
		- : 未使用の項目を示す。								
		※1 高圧/低圧を記載								
		※2 検針対象期間外は、空欄。	<u>とする</u>							

# 確定使用量通知業務ビジネスプロトコル標準規格(旧)

# 4. 通信手順

# 4. 1 メッセージ生成のタイミング

メッセージ生成のタイミングを表4-1に示す。

表4-1 確定使用量の通知 メッセージ生成のタイミング

メッセージ名称	タイミング	備考
特高・高圧月間確定使用量 メッセージ	供給地点毎の計量が確定した以降	
低圧月間確定使用量 メッセージ	供給地点毎の計量が確定した以降	
特高・高圧計量器取替メッセージ	供給地点毎の計量器取替が実施された以降	
低圧計量器取替メッセージ	供給地点毎の計量器取替が実施された以降	
特高・高圧臨時検針他メッセージ	供給地点毎の臨時検針他が実施された以降	
低圧臨時検針他メッセージ	供給地点毎の臨時検針他が実施された以降	

# 4. 2 メッセージグループヘッダ

本規格にメッセージグループヘッダの必須項目に設定する値を表4-2に示す。

表4-2 メッセージグループヘッダのデータ要素(必須項目)

タグ名	データ要素名	説明	属性	許容値
JPC11	BPID副機関コード	BPID副機関コードを示し、各機関で業務種類など毎に採番する。	X(2)	"w5" 固定
JPC12	BPID版	ビジネスプロトコル標準のバ ージョン名を <del>示す</del> 。	X(2)	"3A"固定
JPC14	情報区分コード	情報の種類を示す。	X(4)	1210       特高・高圧月間確定使用量メッセージ         1220       低圧月間確定使用量メッセージ         1310       特高・高圧計量器取替メッセージ         1320       低圧計量器取替メッセージ         1410       特高・高圧臨時検針他メッセージ         1420       低圧臨時検針他メッセージ

# 確定使用量通知業務ビジネスプロトコル標準規格(新)

# 4. 通信手順

# 4. 1 メッセージ生成のタイミング

メッセージ生成のタイミングを表4-1に示す。

表4-1 確定使用量の通知 メッセージ生成のタイミング

メッセージ名称	タイミング	備考
特高・高圧月間確定使用量 メッセージ	供給地点毎の計量が確定した以降	
低圧月間確定使用量 メッセージ	供給地点毎の計量が確定した以降	
高圧特定計量月間確定使用量 メッセージ	機器点毎の計量が確定した以降	
低圧特定計量月間確定使用量 メッセージ	機器点毎の計量が確定した以降	
特高・高圧計量器取替メッセージ	供給地点毎の計量器取替が実施された以降	
低圧計量器取替メッセージ	供給地点毎の計量器取替が実施された以降	
特高・高圧臨時検針他メッセージ	供給地点毎の臨時検針他が実施された以降	
低圧臨時検針他メッセージ	供給地点毎の臨時検針他が実施された以降	

# 4. 2 メッセージグループヘッダ

本規格にメッセージグループヘッダの必須項目に設定する値を表4-2に示す。

# 表4-2 メッセージグループヘッダのデータ要素(必須項目)

タグ名	データ要素名	説明	属性	許容値
JPC11	BPID副機関コード	BPID副機関コードを示し、各機関で業務種類など毎に採番する。		"W5"固定
JPC12	BPID版	ビジネスプロトコル標準のバー ジョン名を示す。	X(2)	"3A"固定
JPC14	情報区分コード	情報の種類を示す。	X(4)	1210       特高・高圧月間確定使用量メッセージ         1220       低圧月間確定使用量メッセージ         1230       高圧特定計量月間確定使用量メッセージ         1240       低圧特定計量月間確定使用量メッセージ         1310       特高・高圧計量器取替メッセージ         1320       低圧計量器取替メッセージ         1410       特高・高圧臨時検針他メッセージ         1420       低圧臨時検針他メッセージ

<u>新規メッ</u> セージ項

目を追記

新規メッセージ項目を追記

# 確定使用量通知業務ビジネスプロトコル標準規格(旧)

# 5. ビジネス運用規則

#### 5. 1 メッセージファイル

# 5.1.1メッセージファイルの構成単位と保存期間

メッセージファイルの構成単位と保存期間を表5-1に示す。

表5-1 メッセージファイルの構成単位と保存期間

	4 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	1 4 4 3 1 - 3
メッセージ、ファイルの種類	説 明	保存期間
サラ   古口日明かかけ田見つ /	1つの特高・高圧月間確定使用量メッセージ	メッセージファイルを新規作成した時点
特高・高圧月間確定使用量ファイル	で1ファイルを構成する。(注)	から最低60日間保持
<b>  「「日間                                  </b>	1つの低圧月間確定使用量メッセージで1	メッセージファイルを新規作成した時点
低圧月間確定使用量ファイル	ファイルを構成する。(注)	から最低60日間保持
特高・高圧計量器取替ファイル	1つの特高・高圧計量器取替メッセージで1	メッセージファイルを新規作成した時点
付同・同江司 基鉛収管ファイル	ファイルを構成する。(注)	から最低60日間保持
低圧計量器取替ファイル	1つの低圧計量器取替メッセージで1ファ	メッセージファイルを新規作成した時点
以工計事品収管ノデイル	イルを構成する。(注)	から最低60日間保持
性京 京国際時級別がファイル	1つの特高・高圧臨時検針他メッセージで1	メッセージファイルを新規作成した時点
特高・高圧臨時検針他ファイル	ファイルを構成する。(注)	から最低60日間保持
<b>任工院中共会社</b> 体フラブル	1つの低圧臨時検針他メッセージで1ファ	メッセージファイルを新規作成した時点
低圧臨時検針他ファイル	イルを構成する。(注)	から最低60日間保持

(注) メッセージを分割する場合は、複数ファイルが構成される。

# 5.1.2 メッセージファイル名称付与規則

メッセージファイルの名称付与規則を、図5-1、表5-2に示す。

 メッセージファイル名
 = BPID副機関コード 情報区分コード 検針日 更新番号 分割番号 . xml

 図5-1 メッセージファイル名称構成

表5-2 メッセージファイル名称付与規則

項目	属性	内 容
BPID副機関コード	X(2)	″w5″固定
情報区分コード	X(4)	ファイルを構成するメッセージの種類を識別
検針日	9(8)	YYYYMMDD
<b>五</b> 如 亚 口	0(0)	初期番号は"00"
更新番号	9(2)	更新する毎に"01"から昇順に付与
八中山屯口	0 (5)	初期番号は"00000"
分割番号	9 (5)	分割するファイル毎に"00001"から昇順に付与

# 確定使用量通知業務ビジネスプロトコル標準規格(新)

# 5. ビジネス運用規則

#### 5. 1 メッセージファイル

#### 5.1.1メッセージファイルの構成単位と保存期間

メッセージファイルの構成単位と保存期間を表5-1に示す。

表5-1 メッセージファイルの構成単位と保存期間

メッセージファイルの種類	説明	保存期間
特高・高圧月間確定使用量ファイル	1つの特高・高圧月間確定使用量メッセージで1ファイルを構成する。(注)	メッセージファイルを新規作成し た時点から最低60日間保持
低圧月間確定使用量ファイル	1つの低圧月間確定使用量メッセージで1ファイルを構成する。(注)	メッセージファイルを新規作成し た時点から最低60日間保持
高圧特定計量月間確定使用量ファイル	1つの高圧特定計量月間確定使用量メッセージで1ファイルを構成する。(注)	メッセージファイルを新規作成し た時点から最低60日間保持
低圧特定計量月間確定使用量ファイル	1つの低圧特定計量月間確定使用量メッセージで1ファイルを構成する。(注)	メッセージファイルを新規作成し た時点から最低60日間保持
特高・高圧計量器取替ファイル	1つの特高・高圧計量器取替メッセージで1ファイルを構成する。(注)	メッセージファイルを新規作成し た時点から最低60日間保持
低圧計量器取替ファイル	1つの低圧計量器取替メッセージで1ファイルを構成する。(注)	メッセージファイルを新規作成し た時点から最低60日間保持
特高・高圧臨時検針他ファイル	1つの特高・高圧臨時検針他メッセージで1ファイルを構成する。(注)	メッセージファイルを新規作成し た時点から最低60日間保持
低圧臨時検針他ファイル	1つの低圧臨時検針他メッセージで1ファイルを構成する。(注)	メッセージファイルを新規作成し た時点から最低60日間保持

(注)メッセージを分割する場合は、複数ファイルが構成される。

#### 5.1.2 メッセージファイル名称付与規則

メッセージファイルの名称付与規則を、図5-1、表5-2に示す。

メッセージファイル名 = BPID副機関コード 情報区分コード 検針日 更新番号分割番号 .xml

# 図5-1 メッセージファイル名称構成

#### 表5-2 メッセージファイル名称付与規則

項目	属性	内 容
BPID副機関コード	X(2)	″W5″固定
情報区分コード	X(4)	ファイルを構成するメッセージの種類を識別
検針日	9(8)	YYYYMMDD
更新番号	9(2)	初期番号は"00" 更新する毎に"01"から昇順に付与
分割番号	9(5)	初期番号は"00000" 分割するファイル毎に"00001"から昇順に付与

<u>新規メッ</u> セージ項

目を追記

# 確定使用量通知業務ビジネスプロトコル標準規格(旧)

# 5.1.3 メッセージの分割基準

メッセージファイルを適切なサイズとするために、表5-3に示す基準に従いメッセージを分割する。

#### 表5-3 メッセージの分割基準

メッセージ名称	分割基準
特高・高圧月間確定使用量メッセージ	繰返し番号M10の繰返し回数が最大繰返し回数(注)を超える場合
低圧月間確定使用量メッセージ	繰返し番号M10の繰返し回数が最大繰返し回数(注)を超える場合
特高・高圧計量器取替メッセージ	繰返し番号M10の繰返し回数が最大繰返し回数(注)を超える場合
低圧計量器取替メッセージ	繰返し番号M10の繰返し回数が最大繰返し回数(注)を超える場合
特高・高圧臨時検針他メッセージ	繰返し番号M10の繰返し回数が最大繰返し回数(注)を超える場合
低圧臨時検針他メッセージ	繰返し番号M10の繰返し回数が最大繰返し回数(注)を超える場合

(注) トランスレータ等の制約により分割基準を適用できない場合は、当該制約の範囲内で回数を定める。

# 5.2 データ授受エラー時の対応

小売電気事業者から送配電事業者への受信結果の報告は行わない。ファイルの受信に失敗した場合に、再度受信処理を行うか否かは 小売電気事業者が判断する。

# 確定使用量通知業務ビジネスプロトコル標準規格(新)

# 5.1.3 メッセージの分割基準

メッセージファイルを適切なサイズとするために、表5-3に示す基準に従いメッセージを分割する。

#### 表5-3 メッセージの分割基準

メッセージ名称	分割基準
特高・高圧月間確定使用量メッセージ	繰返し番号M10の繰返し回数が最大繰返し回数(注)を超える場合
低圧月間確定使用量メッセージ	繰返し番号M10の繰返し回数が最大繰返し回数(注)を超える場合
高圧特定計量月間確定使用量ファイル	繰返し番号M10の繰返し回数が最大繰返し回数(注)を超える場合
低圧特定計量月間確定使用量ファイル	繰返し番号M10の繰返し回数が最大繰返し回数(注)を超える場合
特高・高圧計量器取替メッセージ	繰返し番号M10の繰返し回数が最大繰返し回数(注)を超える場合
低圧計量器取替メッセージ	繰返し番号M10の繰返し回数が最大繰返し回数(注)を超える場合
特高・高圧臨時検針他メッセージ	繰返し番号M10の繰返し回数が最大繰返し回数(注)を超える場合
低圧臨時検針他メッセージ	繰返し番号M10の繰返し回数が最大繰返し回数(注)を超える場合

(注)トランスレータ等の制約により分割基準を適用できない場合は、当該制約の範囲内で回数を定める。

# 5.2 データ授受エラー時の対応

以上

小売電気事業者から送配電事業者への受信結果の報告は行わない。ファイルの受信に失敗した場合に、再度受信処理を行うか否かは小売電 気事業者が判断する。

以 上

新規メッ

セーシュ

目を追記

電気事業者間における電力量提供等EDI共通規格(旧) 電気事業者間における電力量提供等EDI共通規格(新) 備考 電気事業者間における電力量提供等 電気事業者間における電力量提供等 EDI共通規格 EDI共通規格 (Ver. 3A) (Ver. 3A) 20<mark>25</mark>年<mark>7</mark>月 20<mark>25</mark>年<u>10</u>月 年月更新 電力広域的運営推進機関 電力広域的運営推進機関

電気事業者間における電力量提供等EDI共通規格(旧)	電気事業者間における電力量提供等EDI共通規格( <mark>新</mark> )	備考
はじめに	はじめに	
はじめに 現在、産業界においては、産業の情報化の進展に伴い、業務の迅速化、高精度化、低コスト化を実現するために広く認められた標準を 使用して、関係する企業及び業界間でデータの電子的な相互交換を行うEDI (Electronic Data Interchange) が行なわれており、各業界 内だけでなく業際大でもその推進活動が活発化してきている。 そこで、今般、電力広域的運営推進機関(以下「本機関」という。)は、業務規程に基づき、広く意見募集を実施し系統利用者の意見聴	はじめに 現在、産業界においては、産業の情報化の進展に伴い、業務の迅速化、高精度化、低コスト化を実現するために広く認められた標準を 使用して、関係する企業及び業界間でデータの電子的な相互交換を行うEDI (Electronic Data Interchange) が行なわれており、各業界 内だけでなく業際大でもその推進活動が活発化してきている。	<b>備</b>

		事業者間における電力量提供等EDI共通規格(旧)		T	電気	- - - - - - - - - - - - - - - - - - -		備考
[改訂履歴]				[改訂履歴]				
版	制(改)定年月日	制(改)定概要	備考	版	制(改)定年月日	制(改)定概要	備考	
3A	2015年5月19日	新規制定		3A	2015年5月19日	新規制定		
3A	2015年9月9日	誤記修正		3A	2015年9月9日	誤記修正		
3A	2017年3月13日	・ネガワット取引の開始を受け、需要抑制契約者を対象に含むよ		3A	2017年3月13日	・ネガワット取引の開始を受け、需要抑制契約者を対象に含むよう修正		
		う修正				·字句修正		
		・字句修正		3A	2021年3月11日	・「小売電気事業者・一般送配電事業者間EDI共通規格」から「電気事		
3A	2021年3月11日	・「小売電気事業者・一般送配電事業者間EDI共通規格」から「電				業者間における電力量提供等EDI共通規格」への名称変更とそれに		
		気事業者間における電力量提供等EDI共通規格」への名称変更				伴う表記変更等		
		とそれに伴う表記変更等				・発電30分電力量の提供に伴う追記等		改定履
		・発電30分電力量の提供に伴う追記等		3A	2025年7月1日	・部分供給から分割供給への制度変更に伴う文言修正		歴の追
3A	2025年7月1日	・部分供給から分割供給への制度変更に伴う文言修正		<u>3A</u>	2025年10月30日	・特定計量月間確定使用量の提供に伴う追記等	2026年4月1日より	加
							<u>適用</u>	

電気事業者間における電力量提供等EDI共通規格(旧)	電気事業者間における電力量提供等EDI共通規格(新)	備考
目 次	目 次	
1. 目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1. 目的 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
2. 概要 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	2. 概要······· 4 2. 概要······ 4	
2. 似安         2. 1 標準化の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2. 似安         2. 1 標準化の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
2. 1 保押Lの考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2. 1 保守にの考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
2. 2 シスケム概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2. 2 シスケム概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	3. 対象素物一見・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
4. システム実装・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
4. 1 通信経路······ 6	4. 1 通信経路······ 6	
4. 2 通信方式····································	4. 2 通信方式・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
4. 3 セキュリティ対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9	4. 3 セキュリティ対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9	
4. 3. 1 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4. 3. 1 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
4.3.2 インターネット網を介したEDIに必要なセキュリティ対策 ····· 9	4.3.2 インターネット網を介したEDIに必要なセキュリティ対策······9	
4.3.3 電子証明書の運用方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4.3.3 電子証明書の運用方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
4.3.4 EDIの利用にあたり各事業者に必要なセキュリティ対策 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	4.3.4 EDIの利用にあたり各事業者に必要なセキュリティ対策 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
4. 4 構文規則	4. 4 構文規則	
4.4.1 XMLデータの構造・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15	4.4.1 XMLデータの構造・・・・・・・・・・・・・・・・・・15	
4.4.2 構成要素と XMLタグ名称付与規則・・・・・・・・・・・・・・・・・16	4.4.2 構成要素と XMLタグ名称付与規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・16	
4.4.3 メッセージグループヘッダ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17	4.4.3 メッセージグループヘッダ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17	
4.4.4 マルチ明細の構造・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18	4.4.4 マルチ明細の構造・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18	
4.4.5 マルチ明細タグ名・・・・・・・・・・・・・18	4.4.5 マルチ明細タグ名・・・・・・・・・・・18	
4.4.6 空の繰返し要素の省略・・・・・・・・・・・・19	4.4.6 空の繰返し要素の省略・・・・・・・・・・・19	
4.4.7 メッセージを構成するデータ要素における空等の扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4.4.7 メッセージを構成するデータ要素における空等の扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
4.4.8 データ属性の表記方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4.4.8 データ属性の表記方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
4. 5 XMLデータの検証・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22	4. 5 XMLデータの検証・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22	
4.5.1 XML Schemaの設計規則・・・・・・・・・・・・・・・・・22	4.5.1 XML Schemaの設計規則・・・・・・・・・・・・22	
4.5.2 XML Schemaの名前空間・・・・・・・・・・・・・・・・22	4.5.2 XML Schemaの名前空間・・・・・・・・・・・・・・・・22	
4.5.3 XML Schemaの構造・・・・・・・・・・・・・・・・・22	4.5.3 XML Schemaの構造・・・・・・・・・・・・・・・・・22	
4.5.4 XML Schemaのファイル名・・・・・・23	4.5.4 XML Schemaのファイル名・・・・・・23	
4.5.5 XML Schemaによるデータ要素の定義例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・23	4.5.5 XML Schemaによるデータ要素の定義例・・・・・・・・・・・・23	
4. 6 システム運用規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4. 6 システム運用規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
4.6.1 メッセージファイル名称付与規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4.6.1 メッセージファイル名称付与規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
4.6.2 メッセージの変更・取消の運用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4.6.2 メッセージの変更・取消の運用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
4.6.3 メッセージの分割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4.6.3 メッセージの分割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
4.6.4 メッセージの圧縮・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4.6.4 メッセージの圧縮・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
4.6.5 サーバ運用時間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4.6.5 サーバ運用時間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
4.6.6 未受信への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4.6.6 未受信への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
4.6.7 二重受信への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4. 6. 7 二重受信への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
4. 6. 8 送信者への受信結果の報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4.6.8 送信者への受信結果の報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	

電気事業者間における電力量提供等EDI共通規格(旧)	電気事業者間における電力量提供等EDI共通規格 (新)	備考
5. 共通データ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5. 共通データ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
5. 1 利用文字コード・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5. 1 利用文字コード・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
5. 2 共通データコード・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5. 2 共通データコード・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
6. システム管理範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・29	6. システム管理範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	ページ
7. 費用分担 · · · · · · · · · · · · · · · · 29	7. 費用分担····································	数変更

#### 電気事業者間における電力量提供等EDI共通規格(II)

#### 1. 目的

本規格は、小売電気事業者(接続供給契約を締結する契約者)、需要抑制契約者、発電契約者(以下、小売電気事業者等という)と送配電事業者間の情報連携において、企業間EDIを行うために必要となる規格のうち、システムに関連する基本的な共通事項について規定する。

#### 2. 概要

#### 2. 1 標準化の考え方

システム面の標準化が電力小売自由化における参入障壁を高めることのないように、小売電気事業者等へ過度な負担を掛けない方針で本規格を規定する。

通信方式としては、導入・運用が簡便な画面提供及びWeb型のインターネットEDIを採用し、表現規格は、社内基幹システムのデータフォーマットへの変換が比較的容易に実装可能なXML形式とする。標準メッセージは、業務毎に適用すべき事項として、ビジネスプロトコル標準にて規定する。規定概要を図2-1に示す。

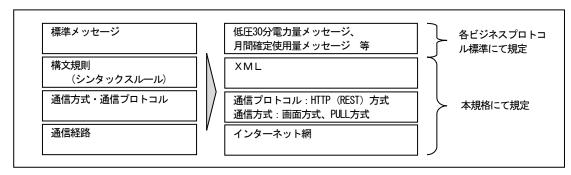
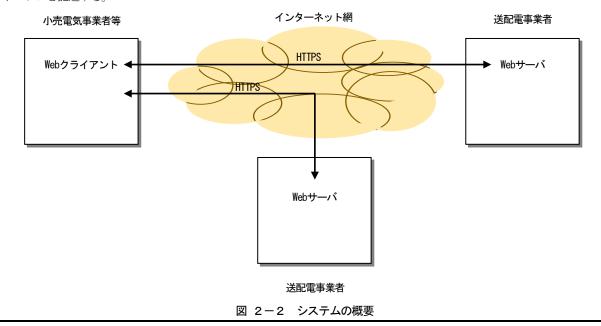


図 2-1 規格概要

# 2. 2 システム概要

システム概要を図2-2に示す。

小売電気事業者等と送配電事業者との情報連携は、インターネット網を介して行う。なお、Webサーバ(又は、単にサーバ)、Webクライアント(又は、単にクライアント)とは、通信プロトコル上の区別を指し、実際のハードウェアを指す場合は、サーバマシン、クライアントマシンと記述する。



#### 電気事業者間における電力量提供等EDI共通規格(新)

1. 目的

本規格は、小売電気事業者(接続供給契約を締結する契約者)、需要抑制契約者、発電契約者(以下、小売電気事業者等という)と送 配電事業者間の情報連携において、企業間EDIを行うために必要となる規格のうち、システムに関連する基本的な共通事項について規定 する。

#### 2. 概要

#### 2. 1 標準化の考え方

システム面の標準化が電力小売自由化における参入障壁を高めることのないように、小売電気事業者等へ過度な負担を掛けない方針で本規格を規定する。

通信方式としては、導入・運用が簡便な画面提供及びWeb型のインターネットEDIを採用し、表現規格は、社内基幹システムのデータフォーマットへの変換が比較的容易に実装可能なXML形式とする。標準メッセージは、業務毎に適用すべき事項として、ビジネスプロトコル標準にて規定する。規定概要を図2-1に示す。

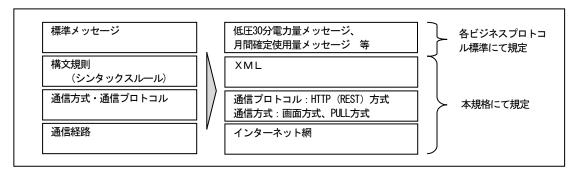
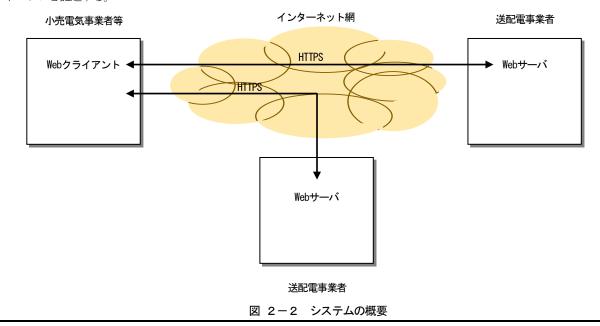


図 2-1 規格概要

#### 2.2 システム概要

システム概要を図2-2に示す。

小売電気事業者等と送配電事業者との情報連携は、インターネット網を介して行う。なお、Webサーバ(又は、単にサーバ)、Webクライアント(又は、単にクライアント)とは、通信プロトコル上の区別を指し、実際のハードウェアを指す場合は、サーバマシン、クライアントマシンと記述する。



## 電気事業者間における電力量提供等EDI共通規格(旧)

### 3. 対象業務一覧

本規格の適用対象となる業務と対応するビジネスプロトコル標準規格を表3-1に示す。

表3-1 対象業務一覧

					1
業務名	ビジネスプロトコル標準名	版	制(改)定日	標準メッセージ一覧	データ提供元
				特高・高圧30分電力量メッセージ	送配電事業者
20八零十月相份	30分電力量提供業務	2.4		特高・高圧日毎30分電力量メッセージ	送配電事業者
30分電力量提供	ビジネスプロトコル標準規格	3A	2015/9/9	低圧30分電力量メッセージ	送配電事業者
				低圧日毎30分電力量メッセージ	送配電事業者
				特高・高圧月間確定使用量メッセージ	送配電事業者
	確定使用量通知業務 でジネスプロトコル標準規格	3A	2017/3/13	低圧月間確定使用量メッセージ	送配電事業者
745 H-17 B \Z 65				特高・高圧計量器取替メッセージ	送配電事業者
確定使用重理知				低圧計量器取替メッセージ	送配電事業者
				特高・高圧臨時検針他メッセージ	送配電事業者
				低圧臨時検針他メッセージ	送配電事業者
				特高・高圧発電30分電力量メッセージ	送配電事業者
7V=00 () = 1. E	発電30分電力量提供業務 ビジネスプロトコル標準規格	3A		特高・高圧日毎発電30分電力量	, Y. T. T. T. T. Y. T.
発電30分電力量			2021/3/11	メッセージ	送配電事業者
提供				低圧発電30分電力量メッセージ	送配電事業者
				低圧日毎発電30分電力量メッセージ	送配電事業者

※必要に応じ適用対象となる業務は、追加を行う。

### 電気事業者間における電力量提供等EDI共通規格(新)

### 3. 対象業務一覧

本規格の適用対象となる業務と対応するビジネスプロトコル標準規格を表3-1に示す。

#### 表3-1 対象業務一覧

業務名	ビジネスプロトコル標準名	版	制(改)定日	標準メッセージ一覧	データ提供元
	30分電力量提供業務			特高・高圧30分電力量メッセージ	送配電事業者
N = 1 = 1 = 11				特高・高圧日毎30分電力量メッセージ	送配電事業者
30分電力量提供	ビジネスプロトコル標準規格	3A	2015/9/9	低圧30分電力量メッセージ	送配電事業者
				低圧日毎30分電力量メッセージ	送配電事業者
			2026/1/X	特高・高圧月間確定使用量メッセージ	送配電事業者
	確定使用量通知業務 ビジネスプロトコル標準規格			低圧月間確定使用量メッセージ	送配電事業者
		3A		高圧特定計量月間確定使用量メッセージ	送配電事業者
確定使用量通知				低圧特定計量月間確定使用量メッセージ	送配電事業者
				特高・高圧計量器取替メッセージ	送配電事業者
				低圧計量器取替メッセージ	送配電事業者
				特高・高圧臨時検針他メッセージ	送配電事業者
				低圧臨時検針他メッセージ	送配電事業者
				特高・高圧発電30分電力量メッセージ	送配電事業者
発電30分電力量提	発電30分電力量提供業務	3A	2021/3/11	特高・高圧日毎発電30分電力量メッセージ	送配電事業者
供	ビジネスプロトコル標準規格		2021/3/11	低圧発電30分電力量メッセージ	送配電事業者
				低圧日毎発電30分電力量メッセージ	送配電事業者

※必要に応じ適用対象となる業務は、追加を行う。

新規メッ

#### 電気事業者間における電力量提供等EDI共通規格(旧)

#### 4. システム実装

### 4. 1 通信経路

インターネット網を利用する。

### 4. 2 通信方式

小売電気事業者等にWebクライアントを、送配電事業者にWebサーバを設置する。小売電気事業者等から送配電事業者へデータを取 得する方式とする。(図4-1参照)データを取得する方式(以下「取込方式」という。)は、画面操作による手動取込方式とPULL型の連 携による自動取込方式を用いる。

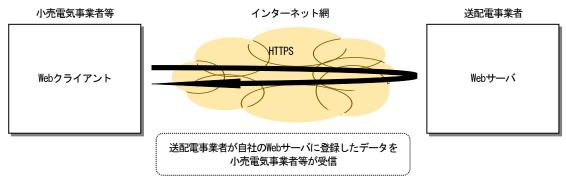


図4-1 通信方式

#### 4.2.1 ファイル交換の基本的な流れ

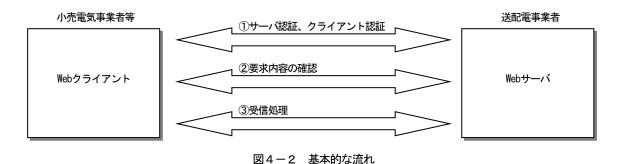
ファイル交換の基本的な流れを図4-2に示す。

- ① サーバ認証、クライアント認証 電子証明書によるSSL相互認証を行う。
- ② 要求内容の確認

小売電気事業者等が受信可能なファイルの一覧を取得し、受信するファイルを個別に指定する。

③ 受信処理

小売電気事業者等が指定したファイルを受信する。



## 電気事業者間における電力量提供等EDI共通規格(新)

### 4. 1 通信経路

4. システム実装

インターネット網を利用する。

### 4. 2 通信方式

小売電気事業者等にWebクライアントを、送配電事業者にWebサーバを設置する。小売電気事業者等から送配電事業者へデータを取 得する方式とする。(図4-1参照)データを取得する方式(以下「取込方式」という。)は、画面操作による手動取込方式とPULL型の連 携による自動取込方式を用いる。

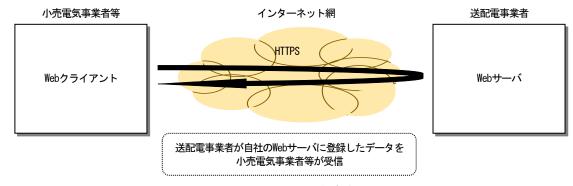


図4-1 通信方式

#### 4.2.1 ファイル交換の基本的な流れ

ファイル交換の基本的な流れを図4-2に示す。

- ① サーバ認証、クライアント認証 電子証明書によるSSL相互認証を行う。
- ② 要求内容の確認

小売電気事業者等が受信可能なファイルの一覧を取得し、受信するファイルを個別に指定する。

③ 受信処理

小売電気事業者等が指定したファイルを受信する。

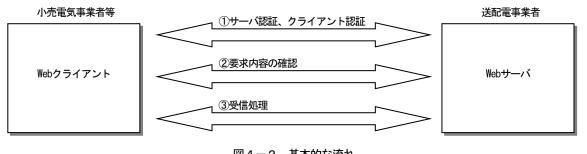


図4-2 基本的な流れ

#### 電気事業者間における電力量提供等EDI共通規格(II)

#### (a) 自動取込方式

自動方式で小売電気事業者等がファイルを取得する処理イメージを図4-3に示す。

### 処理概要

- ① 電子証明書によるSSL相互認証を行う。
- ② サーバから受信可能ファイル一覧を取得する。
- ③ 受信可能ファイルの一覧と受信履歴から未受信のファイルを指定する。なお、サーバ上に期待するファイルが提供されていない場合は、30秒以上の間隔で②からリトライを行う。
- ④ 指定したファイルを自動で受信する。
- ⑤ 一定時間毎に上記①~④の処理を繰り返す。

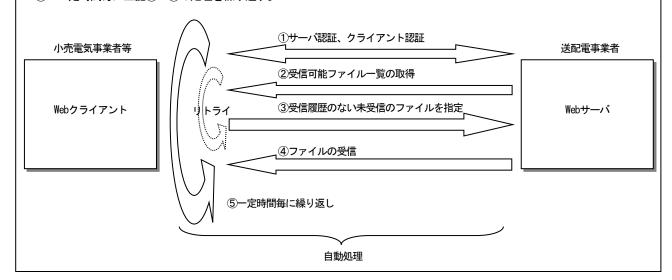


図4-3 処理イメージ

### (b) 手動取込方式

手動方式で小売電気事業者等がファイルを取得する処理イメージを図4-4に示す。

#### 処理概要

- ① Webブラウザから手操作でサーバに接続し、電子証明書によるSSL相互認証を行う。
- ② サーバから受信可能ファイル一覧を取得する。
- ③ 受信可能ファイル一覧から受信ファイルを指定する。
- ④ 指定したファイルを受信する。

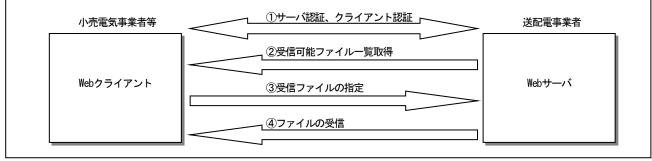


図4-4 処理イメージ

### 電気事業者間における電力量提供等EDI共通規格(新)

自動方式で小売電気事業者等がファイルを取得する処理イメージを図4-3に示す。

#### 処理概要

(a) 自動取込方式

- ① 電子証明書によるSSL相互認証を行う。
- ② サーバから受信可能ファイル一覧を取得する。
- ③ 受信可能ファイルの一覧と受信履歴から未受信のファイルを指定する。なお、サーバ上に期待するファイルが提供されていない場合は、30秒以上の間隔で②からリトライを行う。
- ④ 指定したファイルを自動で受信する。
- ⑤ 一定時間毎に上記①~④の処理を繰り返す。

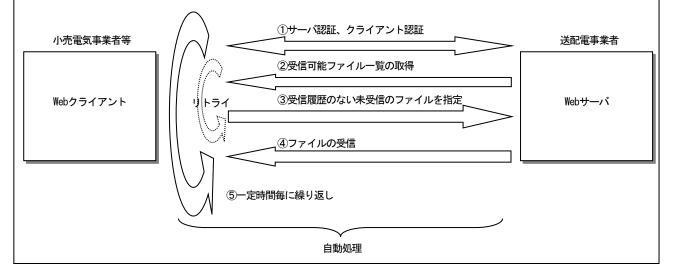


図4-3 処理イメージ

#### (b) 手動取込方式

手動方式で小売電気事業者等がファイルを取得する処理イメージを図4-4に示す。

#### 処理概要

- ① Webブラウザから手操作でサーバに接続し、電子証明書によるSSL相互認証を行う。
- ② サーバから受信可能ファイル一覧を取得する。
- ③ 受信可能ファイル一覧から受信ファイルを指定する。
- ④ 指定したファイルを受信する。

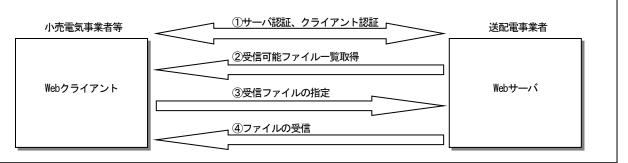


図4-4 処理イメージ

#### 電気事業者間における電力量提供等EDI共通規格(旧)

4.3.1 基本方針

4. 3 セキュリティ対策

本規格では、インターネット網を介してEDIを行うにあたり必要なセキュリティ対策を示す。また、事業者内におけるセキュリティ 対策について、その管理策基準や目的等を定め、事業者に求める。

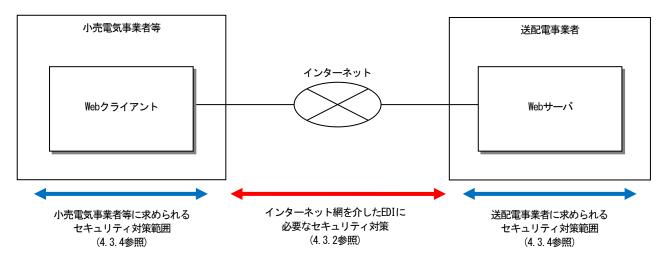


図4-5 セキュリティ対策範囲

#### 4.3.2 インターネット網を介したEDIに必要なセキュリティ対策

インターネット網を介してEDIを行うにあたりサーバ及びクライアントに電子証明書を配付し、SSL相互認証(SSLサーバ認証+SSLク ライアント認証)を行うことにより、インターネットに潜む "盗聴"、"改竄"、"なりすまし" の脅威へ対応する。(図4-6参照) な お、クライアント電子証明書は、本機関が定める証明書を活用する。



- (注1) サーバ認証局電子証明書は、サーバ電子証明書を発行した認証局の電子証明書である。
- (注2) クライアント認証局電子証明書は、クライアント電子証明書を発行した認証局の電子証明書である。

図4-6 SSL相互認証によるセキュリティ対策

#### 電気事業者間における電力量提供等EDI共通規格(新)

## 4.3.1 基本方針

4. 3 セキュリティ対策

本規格では、インターネット網を介してEDIを行うにあたり必要なセキュリティ対策を示す。また、事業者内におけるセキュリティ 対策について、その管理策基準や目的等を定め、事業者に求める。

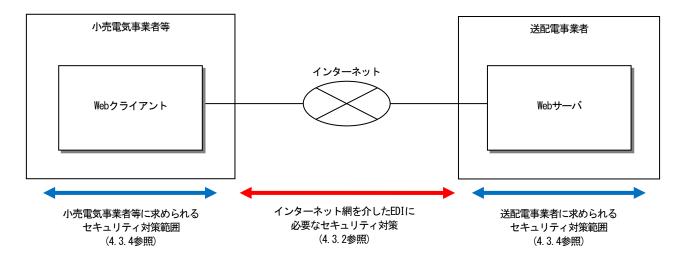


図4-5 セキュリティ対策範囲

#### 4.3.2 インターネット網を介したEDIに必要なセキュリティ対策

インターネット網を介してEDIを行うにあたりサーバ及びクライアントに電子証明書を配付し、SSL相互認証(SSLサーバ認証+SSLク ライアント認証)を行うことにより、インターネットに潜む "盗聴"、"改竄"、"なりすまし" の脅威へ対応する。(図4-6参照) な お、クライアント電子証明書は、本機関が定める証明書を活用する。



- (注1) サーバ認証局電子証明書は、サーバ電子証明書を発行した認証局の電子証明書である。
- (注2) クライアント認証局電子証明書は、クライアント電子証明書を発行した認証局の電子証明書である。

図4-6 SSL相互認証によるセキュリティ対策

#### 電気事業者間における電力量提供等EDI共通規格(旧)

#### 4.3.3 電子証明書の運用方法

電子証明書は、発行申請から期間満了・失効までのライフサイクルにおいて、セキュリティに配慮した管理・運用が必要である。また、複数の取引先に対して同一の電子証明書が使用できることが望ましいことから、クライアント電子証明書は本機関が定める証明書を利用する。

(a) 電子証明書の調達 (新規調達及び更新)

#### (a-1) クライアント証明書

- ① 小売電気事業者等は、クライアント認証局の運用規程に従い、クライアント証明書の利用手続きを行い、クライアント証明書等を調達する。
- ② 小売電気事業者等は、EDIの開始対象先となる各送配電事業者の指示に従い、調達したクライアント証明書の記載内容等を各送 配電事業者に通知する。
- ③ 送配電事業者は、通知を受けたクライアント証明書の記載内容と小売電気事業者等のIDを管理する。

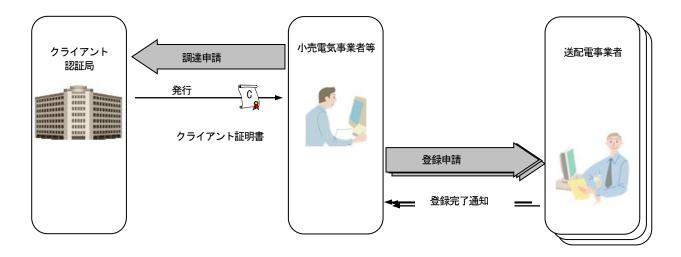


図4-7 EDI開始までの手続き

#### (a-2) サーバ証明書

送配電事業者は、サーバ認証局の運用規程に従い、サーバ証明書の利用手続きを行い、サーバ証明書等を調達する。

#### 電気事業者間における電力量提供等EDI共通規格(新)

### 4.3.3 電子証明書の運用方法

電子証明書は、発行申請から期間満了・失効までのライフサイクルにおいて、セキュリティに配慮した管理・運用が必要である。また、複数の取引先に対して同一の電子証明書が使用できることが望ましいことから、クライアント電子証明書は本機関が定める証明書を利用する。

#### (a) 電子証明書の調達 (新規調達及び更新)

#### (a-1) クライアント証明書

- ① 小売電気事業者等は、クライアント認証局の運用規程に従い、クライアント証明書の利用手続きを行い、クライアント証明書等を調達する。
- ② 小売電気事業者等は、EDIの開始対象先となる各送配電事業者の指示に従い、調達したクライアント証明書の記載内容等を各送 配電事業者に通知する。
- ③ 送配電事業者は、通知を受けたクライアント証明書の記載内容と小売電気事業者等のIDを管理する。

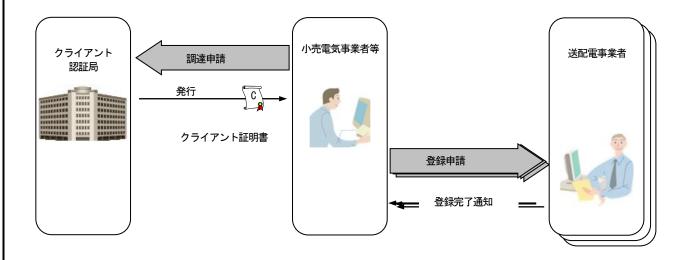


図4-7 EDI開始までの手続き

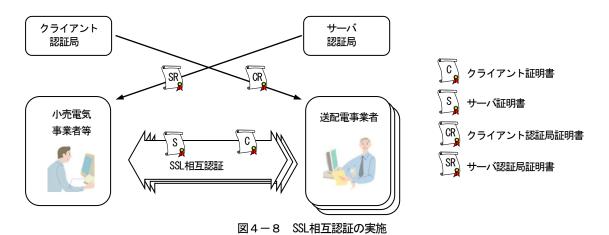
#### (a-2) サーバ証明書

送配電事業者は、サーバ認証局の運用規程に従い、サーバ証明書の利用手続きを行い、サーバ証明書等を調達する。

#### 電気事業者間における電力量提供等EDI共通規格(旧)

#### (a-3) SSL相互認証の実施

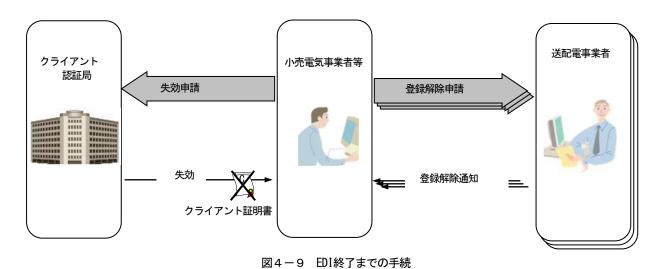
- ① 小売電気事業者等は、EDIの対象先となる各送配電事業者の指示に従い、サーバ認証局証明書を取得する。
- ② 送配電事業者は、クライアント認証局の運用規程に従い、クライアント認証局証明書を取得し、クライアント証明書発行機関による証明書失効リストを確認する。



#### (b) 電子証明書の失効

#### (b-1) クライアント証明書

- ① 小売電気事業者等は、クライアント認証局の運用規程に従い、クライアント証明書の失効手続を行い、クライアント証明書を失効させる。
- ② 小売電気事業者等は、クライアント証明書の失効手続と合わせて、EDIの対象先であった各送配電事業者の指示に従い、失効する クライアント証明書の記載内容等を各送配電事業者に通知する。

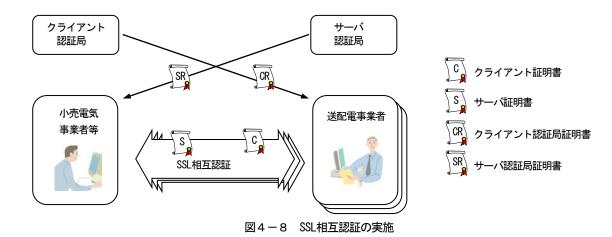


#### (b-2) サ**ーバ**証明書

- ① 送配電事業者は、サーバ認証局の運用規程に従い、サーバ証明書の失効手続を行い、サーバ証明書を失効させる。
- ② 送配電事業者は、サーバ認証局を変更した場合、又はサーバ認証局がサーバ認証局証明書を更新した場合、利用者に対し、新たなサーバ認証局証明書を調達する措置を通知する。

#### 電気事業者間における電力量提供等EDI共通規格(新)

- ① 小売電気事業者等は、EDIの対象先となる各送配電事業者の指示に従い、サーバ認証局証明書を取得する。
- ② 送配電事業者は、クライアント認証局の運用規程に従い、クライアント認証局証明書を取得し、クライアント証明書発行機関による証明書失効リストを確認する。

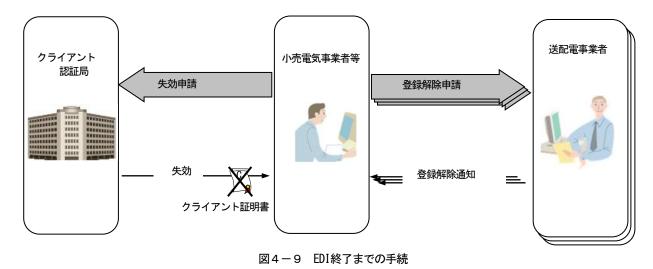


#### (b) 電子証明書の失効

(a-3) SSL相互認証の実施

#### (b−1)クライアント証明書

- ① 小売電気事業者等は、クライアント認証局の運用規程に従い、クライアント証明書の失効手続を行い、クライアント証明書を失効させる。
- ② 小売電気事業者等は、クライアント証明書の失効手続と合わせて、EDIの対象先であった各送配電事業者の指示に従い、失効する クライアント証明書の記載内容等を各送配電事業者に通知する。



#### (b-2) サ**ーバ**証明書

- ① 送配電事業者は、サーバ認証局の運用規程に従い、サーバ証明書の失効手続を行い、サーバ証明書を失効させる。
- ② 送配電事業者は、サーバ認証局を変更した場合、又はサーバ認証局がサーバ認証局証明書を更新した場合、利用者に対し、新たなサーバ認証局証明書を調達する措置を通知する。

備考

### 電気事業者間における電力量提供等EDI共通規格(旧)

### 4.3.4 EDIの利用にあたり各事業者に必要なセキュリティ対策

小売電気事業者等及び送配電事業者に求められるセキュリティ対策を表4-1に示す。その内、内部不正によるセキュリティ事故の防 止に必要なセキュリティ対策例を表4-2に示す。

### 表4-1 EDI利用にあたり必要なセキュリティ対策

情報セキュリティ 管理策基準	目的	(参考)対策例
セキュリティ 基本方針	情報セキュリティのための経営陣の方向性及び支持を、事業上の要求事項、関連 法令及び規制に従って規定する	情報セキュリティポリシーの策定
情報セキュリティ のための組織	内部組織及び外部組織で管理される情報のセキュリティを維持する	情報セキュリティをマネジメント る組織横断的な部署の設置
資産の管理	組織の資産を適切なレベルで保護し、維持する	情報の分類
人的資源の セキュリティ	従業員等がその責任を理解し、盗難、不正行為、又は施設の不正使用のリスクを 低減する	セキュリティ意識向上を図る教育 実施
物理的及び 環境的セキュリティ	組織の施設及び情報に対する認可されていない物理的アクセス、損傷及び妨害 や、資産の損失、損傷、盗難又は劣化、及び組織の活動に対する妨害を防止する	入退室管理、装置の施錠
通信及び 運用管理	<ul> <li>・セキュリティを保った運用を確実にする。</li> <li>・第三者が提供するサービスにおける情報セキュリティレベルを維持する</li> <li>・システム故障のリスクを最小限に抑える</li> <li>・情報、ソフトウェア及び情報処理設備の完全性及び可用性を維持する</li> <li>・ネットワークにおける情報、及びネットワークを支える基盤を保護する</li> <li>・資産の認可されていない開示、改ざん、除去又は破壊及びビジネス活動の中断を防止する(例、データが復元できないように機器のリース返却時、システム/記録媒体の破棄・再利用時に除去する)</li> <li>・組織内部で交換した及び外部と交換した、情報及びソフトウェアのセキュリティを維持する(例:サービス妨害、権限昇格)</li> <li>・電子商取引サービスのセキュリティを保った利用を確実にする</li> <li>・認可されていない情報処理活動を検知する</li> </ul>	ファイヤウォールの設置 ウィルス対策 ログの取得・保管・管理 バックアップの取得 監視 データ消去専用ツールの利用
アクセス制御	情報へのアクセスを制御し、認可されていないアクセスを防止する	特権ID・アカウント管理 パスワード管理
情報システムの取得、 開発及び保守	情報システムにおける情報の誤り、消失、認可されていない変更又は不正使用を 防止する。公開された技術的ぜい弱性の悪用によって生じるリスクを低減する。	暗号化 セキュリティパッチ適用方針の策定 ぜい弱性対策の実施及び管理
情報セキュリティ インシデントの管理	情報セキュリティインシデントの連絡及び管理を確実にする	連絡先の整備 セキュリティインシデント管理
事業継続管理	情報システムの重大な故障又は災害の影響からの事業活動の中断に対処すると ともに、それらから重要な業務プロセスを保護し、再開を確実にする	障害・災害時の緊急時手順の作成
順守	法令、規制又は契約上のあらゆる義務及びセキュリティ上のあらゆる要求事項に 対する違反を避ける。	システム監査の実施

### 電気事業者間における電力量提供等EDI共通規格(新)

4.3.4 EDIの利用にあたり各事業者に必要なセキュリティ対策

小売電気事業者等及び送配電事業者に求められるセキュリティ対策を表4-1に示す。その内、内部不正によるセキュリティ事故の防 止に必要なセキュリティ対策例を表4-2に示す。

表4-1 EDI利用にあたり必要なセキュリティ対策						
情報セキュリティ 管理策基準	目的	(参考)対策例				
セキュリティ 基本方針	情報セキュリティのための経営陣の方向性及び支持を、事業上の要求事項、関連 法令及び規制に従って規定する	情報セキュリティポリシーの策定				
情報セキュリティ のための組織	内部組織及び外部組織で管理される情報のセキュリティを維持する	情報セキュリティをマネジメントす る組織横断的な部署の設置				
資産の管理	組織の資産を適切なレベルで保護し、維持する	情報の分類				
人的資源の セキュリティ	従業員等がその責任を理解し、盗難、不正行為、又は施設の不正使用のリスクを 低減する	セキュリティ意識向上を図る教育の 実施				
物理的及び 環境的セキュリティ	組織の施設及び情報に対する認可されていない物理的アクセス、損傷及び妨害 や、資産の損失、損傷、盗難又は劣化、及び組織の活動に対する妨害を防止する	入退室管理、装置の施錠				
通信及び運用管理	<ul> <li>・セキュリティを保った運用を確実にする。</li> <li>・第三者が提供するサービスにおける情報セキュリティレベルを維持する</li> <li>・システム故障のリスクを最小限に抑える</li> <li>・情報、ソフトウェア及び情報処理設備の完全性及び可用性を維持する</li> <li>・ネットワークにおける情報、及びネットワークを支える基盤を保護する</li> <li>・資産の認可されていない開示、改ざん、除去又は破壊及びビジネス活動の中断を防止する(例、データが復元できないように機器のリース返却時、システム/記録媒体の破棄・再利用時に除去する)</li> <li>・組織内部で交換した及び外部と交換した、情報及びソフトウェアのセキュリティを維持する(例:サービス妨害、権限昇格)</li> <li>・電子商取引サービスのセキュリティを保った利用を確実にする</li> <li>・認可されていない情報処理活動を検知する</li> </ul>	バックアップの取得監視				
アクセス制御	情報へのアクセスを制御し、認可されていないアクセスを防止する	特権ID・アカウント管理 パスワード管理				
情報システムの取得、 開発及び保守	情報システムにおける情報の誤り、消失、認可されていない変更又は不正使用を 防止する。公開された技術的ぜい弱性の悪用によって生じるリスクを低減する。	暗号化 セキュリティパッチ適用方針の策定 ぜい弱性対策の実施及び管理				
情報セキュリティ インシデントの管理	情報セキュリティインシデントの連絡及び管理を確実にする	連絡先の整備 セキュリティインシデント管理				
事業継続管理	情報システムの重大な故障又は災害の影響からの事業活動の中断に対処すると ともに、それらから重要な業務プロセスを保護し、再開を確実にする	障害・災害時の緊急時手順の作成				
順守	法令、規制又は契約上のあらゆる義務及びセキュリティ上のあらゆる要求事項に 対する違反を避ける。	システム監査の実施				

### 電気事業者間における電力量提供等EDI共通規格(II)

例えば、「通信及び運用管理」の内、「ネットワークにおける情報、及びネットワークを支える基盤を保護する」に関する具体的な対策 例を図 4-1 0 に示す。

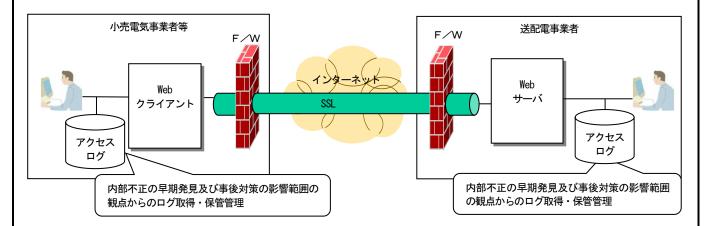


図4-10 「ネットワークにおける情報、及びネットワークを支える基盤を保護する」対策例

### 電気事業者間における電力量提供等EDI共通規格(新)

例えば、「通信及び運用管理」の内、「ネットワークにおける情報、及びネットワークを支える基盤を保護する」に関する具体的な対策 例を図4-10に示す。

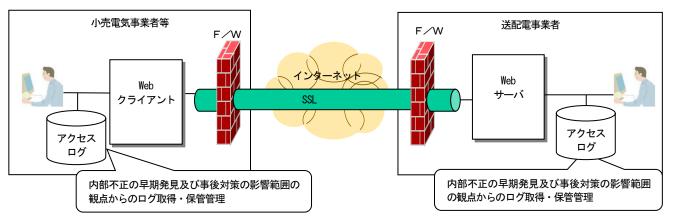


図4-10 「ネットワークにおける情報、及びネットワークを支える基盤を保護する」対策例

		電気事業者間における電力	]量提供等EDI共通規格(旧)			電気事業者間における電力	力量提供等EDI共通規格(新)	備:
		表4-2 (参考)組織における内部	不正に対するセキュリティ対策例 (1/2)			表4-2 (参考)組織における内部	不正に対するセキュリティ対策例 (1/2)	
	大項目	(参考)対策例	リスク		大項目	(参考)対策例	リスク	
		経営者の責任の明確化	・実効性のある管理体制整備や内部不正対策の役職員への周知徹底が困難となる			経営者の責任の明確化	・実効性のある管理体制整備や内部不正対策の役職員への周知徹底が困難となる	
	基本方針	総括責任者の任命と組織横断的な体制構築	・実効性のある管理体制を整備するために必要な予算確保や人員配置が困難となる		基本方針	総括責任者の任命と組織横断的な体制構築	・実効性のある管理体制を整備するために必要な予算確保や人員配置が困 難となる	
	秘密指定	情報の格付け	<ul><li>・保護する必要のある重要情報が分からず、重要情報を知らずに漏らしてしまう</li><li>・重要度に応じた対策が不十分となる</li></ul>		秘密指定	情報の格付け	・保護する必要のある重要情報が分からず、重要情報を知らずに漏らしてしまう ・重要度に応じた対策が不十分となる	
		格付け区分の適用とラベル付け (重要情報の取扱範囲を限定)	・情報の取扱範囲が定まらず、権限に応じたアクセス制御が困難となり、漏 洩の可能性が高まる			格付け区分の適用とラベル付け (重要情報の取扱範囲を限定)	・情報の取扱範囲が定まらず、権限に応じたアクセス制御が困難となり、漏 洩の可能性が高まる	
資産管理	資産管管理 アクセス権指定	情報システムにおける利用者のアクセス管理	<ul><li>・重要情報を不正に利用される</li><li>・不正を犯した利用者への責任追及ができない</li></ul>	資産管理	K-Citation III	情報システムにおける利用者のアクセス管理	・重要情報を不正に利用される ・不正を犯した利用者への責任追及ができない	
		システム管理者の権限管理、相互監視	・一人の管理者に権限が集中している場合、情報システムの破壊及び重要情報の削除等の妨害により、事業継続が不可能となる		アクセス権指定	システム管理者の権限管理、相互監視	・一人の管理者に権限が集中している場合、情報システムの破壊及び重要情報の削除等の妨害により、事業継続が不可能となる	
		情報システムにおける利用者の識別と認証	<ul><li>・内部不正者の特定が困難となる。さらに、心理的に情報を持ち出しやすい環境となる</li><li>・不正を犯した利用者への責任追及ができない</li></ul>			情報システムにおける利用者の識別と認証	<ul><li>・内部不正者の特定が困難となる。さらに、心理的に情報を持ち出しやすい環境となる</li><li>・不正を犯した利用者への責任追及ができない</li></ul>	
		物理的な保護と入退管理策	<ul><li>・重要情報を格納する情報機器に許可のない者が触れることで、重要情報が 盗まれる</li><li>・重要情報を格納する情報機器が破壊され、事業継続が不可能となる</li></ul>			物理的な保護と入退管理策	・重要情報を格納する情報機器に許可のない者が触れることで、重要情報が 盗まれる ・重要情報を格納する情報機器が破壊され、事業継続が不可能となる	
		情報機器及び記録媒体の資産管理及び 物理的な保護	・盗難や紛失を発見できない。さらに、盗難や紛失をしやすい環境となる ・物理的な保護をしないことで、盗難によって重要情報が漏洩する			情報機器及び記録媒体の資産管理及び 物理的な保護	・盗難や紛失を発見できない。さらに、盗難や紛失をしやすい環境となる ・物理的な保護をしないことで、盗難によって重要情報が漏洩する	
	物理的管理	情報機器及び記録媒体の特出管理及び監視	<ul><li>・許可なく重要情報が持ち出され、重要情報が漏洩する</li><li>・内部不正が発生したときの調査が困難となる</li></ul>		物理的管理	情報機器及び記録媒体の持出管理及び監視	・許可なく重要情報が持ち出され、重要情報が漏洩する ・内部不正が発生したときの調査が困難となる	
		個人の情報機器及び記録媒体の業務利用及び 持込の制限	<ul><li>・組織による管理が困難となる</li><li>・ウイルス感染や操作ミス等によって重要情報が漏洩する</li><li>・内部不正が発生したときの調査が困難となる</li><li>・個人の情報機器及び記録媒体に重要情報を格納して持ち出される</li></ul>			個人の情報機器及び記録媒体の業務利用及び 持込の制限	・組織による管理が困難となる ・ウイルス感染や操作ミス等によって重要情報が漏洩する ・内部不正が発生したときの調査が困難となる ・個人の情報機器及び記録媒体に重要情報を格納して持ち出される	
		ネットワーク利用のための安全管理	<ul> <li>・ファイル共有ソフトがインストールされ、重要情報が外部に意図せず漏洩する</li> <li>・外部ファイルの実行によりマルウェア感染を起こし、組織内に感染を広げる</li> <li>・SNS及びオンラインストレージの利用並びに掲示板の書き込みにより、重要情報が漏洩する</li> </ul>			ネットワーク利用のための安全管理	<ul> <li>・ファイル共有ソフトがインストールされ、重要情報が外部に意図せず漏洩する</li> <li>・外部ファイルの実行によりマルウェア感染を起こし、組織内に感染を広げる</li> <li>・SNS及びオンラインストレージの利用並びに掲示板の書き込みにより、重要情報が漏洩する</li> </ul>	
<i>‡</i> 7	支術・運営管理	重要情報の受渡し保護	<ul><li>・必要時以外に持ち出しができることで、内部者が不正に重要情報を持ち出す</li><li>・電子メールの誤送信や記録媒体の盗難・紛失によって重要情報が漏洩する</li></ul>		技術・運営管理	重要情報の受渡し保護	・必要時以外に持ち出しができることで、内部者が不正に重要情報を持ち出す ・電子メールの誤送信や記録媒体の盗難・紛失によって重要情報が漏洩する	
Ð	W WHOA	情報機器や記録媒体の持ち出しの保護 (暗号化やパスワードロック等)	・盗難や紛失時に重要情報が漏洩する		WILL KILLY	情報機器や記録媒体の持ち出しの保護 (暗号化やパスワードロック等)	・盗難や紛失時に重要情報が漏洩する	
		組織外部での業務における重要情報の保護	<ul><li>・覗き込まれることで、重要情報が漏洩する</li><li>・公衆LAN接続時に、通信保護をしないまま組織のネットワークに接続することで、ネットワーク上で盗聴される</li></ul>			組織外部での業務における重要情報の保護	・覗き込まれることで、重要情報が漏洩する ・公衆LAN接続時に、通信保護をしないまま組織のネットワークに接続することで、ネットワーク上で盗聴される	
		第三者が提供するサービス利用の確認	<ul><li>・第三者のセキュリティ管理策の不備により重要情報が漏洩する</li><li>・契約内容によっては重要情報の漏洩による損害が補償されない</li><li>・内部不正発生後の調査が困難となる</li></ul>			第三者が提供するサービス利用の確認	・第三者のセキュリティ管理策の不備により重要情報が漏洩する ・契約内容によっては重要情報の漏洩による損害が補償されない ・内部不正発生後の調査が困難となる	

	電気事業者間における電力	量提供等EDI共通規格(IB)	電気事業者間における電力量提供等EDI共通規格( <mark>新</mark> )				
	表4-2 (参考)組織における内部不			表4-2 (参考)組織における内部不			
大項目	(参考)対策例	リスク	大項目	(参考) 対策例	リスク		
	情報システムにおけるログ・証跡の記録と保存	・ログ・証跡による不正行為の検知が困難となる ・内部不正発生後の内部不正の原因特定及び内部不正者の追跡、影響範囲 等の調査が困難となる		情報システムにおけるログ・証跡の記録と保存	・ログ・証跡による不正行為の検知が困難となる ・内部不正発生後の内部不正の原因特定及び内部不正者の追跡、影響範囲 等の調査が困難となる		
証拠確保	システム管理者のログ・証跡の確認	・作業の正当性及び真正性を確認することや内部不正の検知が困難とな る	証拠確保	システム管理者のログ・証跡の確認	・作業の正当性及び真正性を確認することや内部不正の検知が困難とな る		
	内部不正防止を含んだ管理の実施 (監査の実施、対策の見直し)	<ul><li>・内部不正対策の状況や組織の問題点が確認できない</li><li>・効果的な対策の実施や見直しができない</li></ul>		内部不正防止を含んだ管理の実施 (監査の実施、対策の見直し)	<ul><li>・内部不正対策の状況や組織の問題点が確認できない</li><li>・効果的な対策の実施や見直しができない</li></ul>		
	教育による内部不正対策の周知徹底	<ul><li>・適切なセキュリティ対策を行えず、内部不正を発生させてしまう</li><li>・不正を犯した利用者への責任追及ができない</li></ul>		教育による内部不正対策の周知徹底	<ul><li>・適切なセキュリティ対策を行えず、内部不正を発生させてしまう</li><li>・不正を犯した利用者への責任追及ができない</li></ul>		
人的管理	雇用終了の際の人事手続き (秘密保持義務契約の締結)	・重要情報に関して認識がないまま退職され、重要情報が公開される可能 性が高まる	人的管理	雇用終了の際の人事手続き (秘密保持義務契約の締結)	・重要情報に関して認識がないまま退職され、重要情報が公開される可能 性が高まる		
	雇用終了及び契約終了による情報資産等の返却	・情報資産を返却又は完全消去しないことで、重要情報が漏洩する ・入館証返却やシステム権限の削除を行わないことで、不正侵入される		雇用終了及び契約終了による情報資産等の返却	・情報資産を返却又は完全消去しないことで、重要情報が漏洩する ・入館証返却やシステム権限の削除を行わないことで、不正侵入される		
	法的手続きの整備 (懲戒処分を考慮した就業規則等の内部規定整備)	・内部不正を犯した内部者に対する懲戒処分が無効となる	コンプライアンス	法的手続きの整備 (懲戒処分を考慮した就業規則等の内部規定整備)	・内部不正を犯した内部者に対する懲戒処分が無効となる		
コンプライアンス	契約書の要請 (秘密保持義務契約の締結)	・重要情報を保護する義務があることの意識付けができない ・内部不正を犯した内部者に対する懲戒処分が無効となる		契約書の要請 (秘密保持義務契約の締結)	<ul><li>・重要情報を保護する義務があることの意識付けができない</li><li>・内部不正を犯した内部者に対する懲戒処分が無効となる</li></ul>		
	公平な人事評価の整備	・不平や不満を要因とした職場環境の低下を招き、内部不正を誘発する		公平な人事評価の整備	・不平や不満を要因とした職場環境の低下を招き、内部不正を誘発する		
職場環境	適正な労働環境及びコミュニケーションの推進	・業務量が過大になり、それを解消するための負荷軽減や作業時間短縮を 目的に内部不正を行う ・コミュニケーション不足により、悩みやストレスを抱えた状態での作業 が続くことで内部不正が発生する	職場環境	適正な労働環境及びコミュニケーションの推進	・業務量が過大になり、それを解消するための負荷軽減や作業時間短縮を 目的に内部不正を行う ・コミュニケーション不足により、悩みやストレスを抱えた状態での作業 が続くことで内部不正が発生する		
	職場環境におけるマネジメント (単独作業の制限)	・作業の相互監視ができないことで、内部不正が発生する可能性が高くな る		職場環境におけるマネジメント (単独作業の制限)	・作業の相互監視ができないことで、内部不正が発生する可能性が高くな る		
	事後対策に求められる体制の整備	・迅速な事後対策が施せない	1.46.1.44.	事後対策に求められる体制の整備	・迅速な事後対策が施せない		
事後対策	処罰等の検討及び再発防止	・同様の内部不正を再発させてしまう	事後対策	処罰等の検討及び再発防止	・同様の内部不正を再発させてしまう		
(m) (dds - data-arr)	内部不正に関する通報制度の整備	・内部不正の通報が機能せず、予兆を見逃し、対応が遅れる ・隠蔽行為によって内部不正に関する情報が入らない	Control of Balance	内部不正に関する通報制度の整備	<ul><li>・内部不正の通報が機能せず、予兆を見逃し、対応が遅れる</li><li>・隠蔽行為によって内部不正に関する情報が入らない</li></ul>		
組織の管理	内部不正防止を含んだ管理の実施 (監査の実施、対策の見直し)	<ul><li>・内部不正対策の状況や組織の問題点が確認できない</li><li>・効果的な対策の実施や見直しができない</li></ul>	組織の管理	内部不正防止を含んだ管理の実施 (監査の実施、対策の見直し)	<ul><li>・内部不正対策の状況や組織の問題点が確認できない</li><li>・効果的な対策の実施や見直しができない</li></ul>		
	※独立行政法人情報	吸処理推進機構 組織における内部不正防止ガイドラインver1.3より加筆		※独立行政法人情報	級処理推進機構 組織における内部不正防止ガイドラインver1.3より加筆		

### 電気事業者間における電力量提供等EDI共通規格(II)

### 4. 4 構文規則

シンタックスルールは、「XML 1.0 (W3C勧告) http://www.w3.org/TR/REC-xml/」を準用する。

#### 4.4.1 XMLデータの構造

#### (a) 論理レコードの種類

XMLデータを構成する論理レコードを表4-3に示す。

表4-3 論理レコードの種類

Z = 1111 = 1 = 1 = 1 = 1
論理レコード、の種類
メッセージグループヘッダー
業務メッセージ

#### (b) 階層構造

XML電文の階層構造を図4-11に示す。

なお、本規格のメッセージファイルは、1つのメッセージグループで構成され、かつ、当該メッセージグループは、1つのメッセー ジで構成される。

#### 交換単位(メッセージファイル)

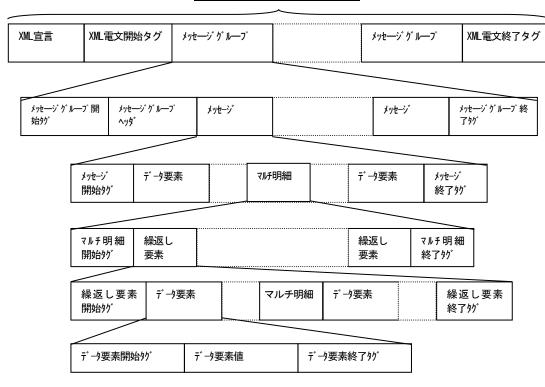


図 4-11 XML電文の階層構造

### 電気事業者間における電力量提供等EDI共通規格(新)

#### 4. 4 構文規則

シンタックスルールは、「XML 1.0 (W3C勧告) http://www.w3.org/TR/REC-xml/」を準用する。

### 4.4.1 XMLデータの構造

#### (a) 論理レコードの種類

XMLデータを構成する論理レコードを表4-3に示す。

#### 表4-3 論理レコードの種類

論理レコード、の種類
メッセージグループヘッダー
業務メッセージ

#### (b) 階層構造

XML電文の階層構造を図4-11に示す。

なお、本規格のメッセージファイルは、1つのメッセージグループで構成され、かつ、当該メッセージグループは、1つのメッセー ジで構成される。

#### 交換単位(メッセージファイル)

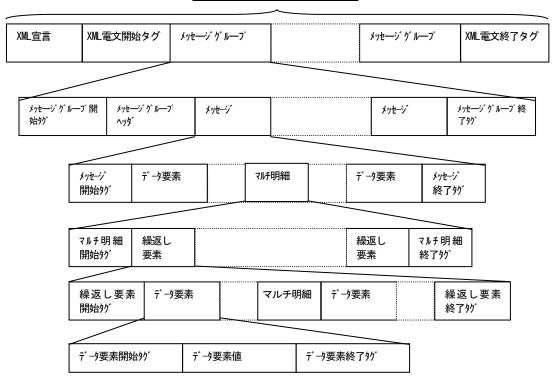


図 4-11 XML電文の階層構造

## 電気事業者間における電力量提供等EDI共通規格(旧)

### 4.4.2 構成要素と XMLタグ名称付与規則

「図4-11 XML電文の階層構造」の構成要素とタグ名を表4-4に、構成要素の属性を表4-5に、本規格におけるXML構造の表 現例を図4-12に示す。

#### 表4-4 構成要素とタグ名一覧

構成要素	タグ名	備考
交換単位	SBD-MSG	先頭要素名
メッセージグループ	JPMGRP	
メッセージグループヘッダー	JPMGH	
業務メッセージ	JPTRM	
マルチ明細	JPMxxxxx	データ要素タグ名は、マルチ明細の明細番号(数字5桁)の頭に "JPM"を付加して表現する。
繰返し要素	JPMRxxxxx	データ要素タグ名は、マルチ明細の明細番号(数字5桁)の頭に "JPMR"を付加して表現する。
データ要素	JPxxxxx	データ要素タグ名は、英数字(JIS-X0201)の5桁で表現されたタグ番号の頭に"JP"を付加して表現する。

#### 表4-5 構成要素の属性一覧

タグ名	属性名	属性	説明	許容値
	BPID	X(4)	BPID機関コード	「5. 2共通データコード」参照
	BPIDSUB	X(2)	BPID副機関コード	「5. 2共通データコード」参照
SBD-MSG	BPIDVER	X(2)	各ビジネスプロトコル標準の版	「5. 2共通データコード」参照
	MSGID	X(4)	情報区分コード	「5. 2共通データコード」参照
	MAPVER	X(6)	シンタックスルールの版	″1.1-1A″固定
JPMGRP	SEQ	9 (5)	メッセージグループのシーケンス番号	"1"からの昇順
JPTRM	SEQ	9(5)	メッセージのシーケンス番号	"1"からの昇順

### 電気事業者間における電力量提供等EDI共通規格(新)

### 4.4.2 構成要素と XMLタグ名称付与規則

「図4-11 XML電文の階層構造」の構成要素とタグ名を表4-4に、構成要素の属性を表4-5に、本規格におけるXML構造の表 現例を図4-12に示す。

#### 表4-4 構成要素とタグ名一覧

構成要素	タグ名	備考
交換単位	SBD-MSG	先頭要素名
メッセージグループ	JPMGRP	
メッセージグループヘッダー	JPMGH	
業務メッセージ	JPTRM	
マルチ明細	JPMxxxxx	データ要素タグ名は、マルチ明細の明細番号(数字5桁)の頭に "JPM"を付加して表現する。
繰返し要素	JPMRxxxxx	データ要素タグ名は、マルチ明細の明細番号(数字5桁)の頭に "JPMR"を付加して表現する。
データ要素	JPxxxxx	データ要素タグ名は、英数字(JIS-X0201)の5桁で表現されたタグ番号の頭に"JP"を付加して表現する。

#### 表4-5 構成要素の属性一覧

タグ名	属性名	属性	説明	許容値
	BPID	X(4)	BPID機関コード	「5. 2共通データコード」参照
	BPIDSUB	X(2)	BPID副機関コード	「5. 2共通データコード」参照
SBD-MSG	BPIDVER	X(2)	各ビジネスプロトコル標準の版	「5. 2共通データコード」参照
	MSGID	X(4)	情報区分コード	「5. 2共通データコード」参照
	MAPVER	X(6)	シンタックスルールの版	″1.1-1A″固定
JPMGRP	SEQ	9 (5)	メッセージグループのシーケンス番号	"1"からの昇順
JPTRM	SEQ	9 (5)	メッセージのシーケンス番号	"1"からの昇順

備考

# 電気事業者間における電力量提供等EDI共通規格(旧)

<SBD-MSG BPID="OCTO" BPIDSUB="W4" BPIDVER="3A" MSGID="1110" MAPVER="1.1-1A">

データ

<!— 電力広域的運営推進機関 30分電力量提供ビジネスプロトコル標準 —>

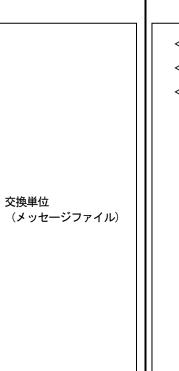


図4-12 本規格におけるXML構造の表現例

≻ メッセージ

≻ メッセージグループ

### 4.4.3 メッセージグループヘッダ

<JPMGRP SEQ="1">

<JPMGH>

</JPMGH>

</JPTRM >

</ JPMGRP>

</SBD-MSG>

<JPTRM SEQ="1">

<JPxxxxx>1234

メッセージグループヘッダの必須項目を表4-6に示す。コードの許容値は、5.2共通データコードを参照。

表4-6 メッセージグループヘッダのデータ要素(必須項目)

タグ名	データ要素名	説明	属性
JPC03	運用モード	通常データ又はテストデータを示す。	X(1)
JPC06	発信者コード	電文を発信する発信者の企業コード示す。	X(12)
JPC09	受信者コード	電文を受信する受信者の企業コード示す。	X(12)
JPC10	BPID機関コード	ビジネスプロトコルを制定した機関名を示す。	X(4)
JPC11	BPID副機関コード	BPID副機関コードを示し、各機関で業務種類など毎に採番する。	X(2)
JPC12	BPID版	ビジネスプロトコル標準のバージョン名を示す。	X(2)
JPC14	情報区分コード	情報の種類を示す。	X(4)
JPC19	作成日付時刻	メッセージグループの作成日付時刻(YYMMDDHHMMSS)を示す。(年は西暦の下2桁)	X(12)
JPC21	構文規則識別版数	シンタックスルール管理機関及びリリース・バージョン番号を示す。	X(6)

#### 電気事業者間における電力量提供等EDI共通規格(新)

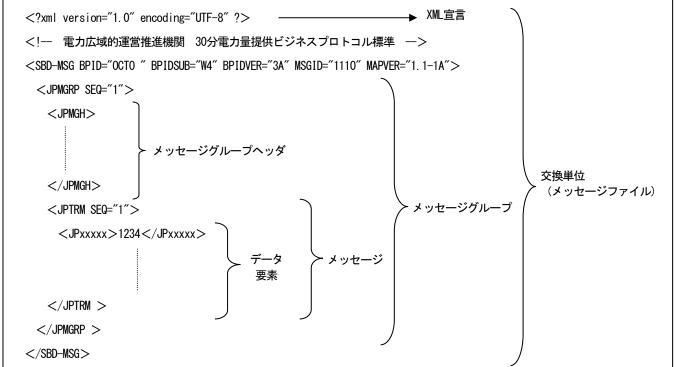


図4-12 本規格におけるXML構造の表現例

### 4.4.3 メッセージグループヘッダ

メッセージグループヘッダの必須項目を表4-6に示す。コードの許容値は、5.2共通データコードを参照。

表4-6 メッセージグループヘッダのデータ要素(必須項目)

タグ名	データ要素名	説明	属性	
ЈРС03	運用モード	通常データ又はテストデータを示す。	X(1)	
ЈРС06	発信者コード	電文を発信する発信者の企業コード示す。	X(12)	
ЈРС09	受信者コード	電文を受信する受信者の企業コード示す。	X(12)	
ЈРС10	BPID機関コード	ビジネスプロトコルを制定した機関名を示す。	X (4)	
JPC11	BPID副機関コード	BPID副機関コードを示し、各機関で業務種類など毎に採番する。	X(2)	
JPC12	BPID版	ビジネスプロトコル標準のバージョン名を示す。	X(2)	
JPC14	情報区分コード	情報の種類を示す。	X (4)	
ЈРС19	作成日付時刻	メッセージグループの作成日付時刻(YYMMDDHHMMSS)を示す。(年は西暦の下2桁)	X(12)	
JPC21	構文規則識別版数	シンタックスルール管理機関及びリリース・バージョン番号を示す。	X(6)	

### 電気事業者間における電力量提供等EDI共通規格(IE)

### 4.4.4 マルチ明細の構造

マルチ明細の構造を図4-13に示す。 全体構成については、「図4-11 XML電文の階層構造」を参照。

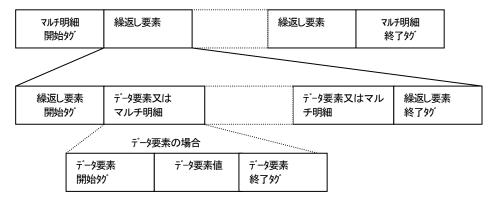


図4-13 マルチ明細構造

### 4.4.5 マルチ明細タグ名

マルチ明細のタグ名を表4-7に、マルチ明細構造の表現例を図4-14に示す。

表4-7 マルチ明細タグ名

名称	タグ名	属性	備 考
マルチ明細開始	JPMxxxxx		タグ名中のxxxxxは明細番号を利用し、
マルチ明細終了	JPMxxxxx		"00010"から"65535"の範囲とする。
繰返し要素開始	JPMRxxxxx		
繰返し要素終了	JPMRxxxxx		

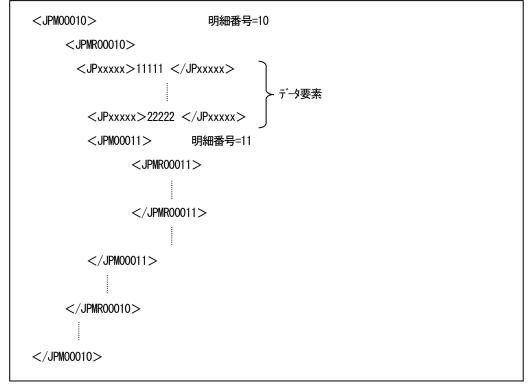


図4-14 マルチ明細構造の表現例

### 電気事業者間における電力量提供等EDI共通規格(新)

### 4.4.4 マルチ明細の構造

マルチ明細の構造を図4-13に示す。 全体構成については、「図4-11 XML電文の階層構造」を参照。

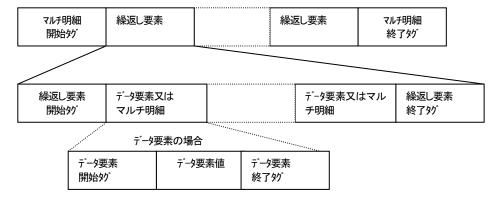


図4-13 マルチ明細構造

#### 4.4.5 マルチ明細タグ名

マルチ明細のタグ名を表4-7に、マルチ明細構造の表現例を図4-14に示す。

表4-7 マルチ明細タグ名

名称	タグ名	属性	備 考
マルチ明細開始	JPMxxxxx		タグ名中のxxxxxは明細番号を利用し、
マルチ明細終了	JPMxxxxx		"00010"から"65535"の範囲とする。
繰返し要素開始	JPMRxxxxx		
繰返し要素終了	JPMRxxxxx		

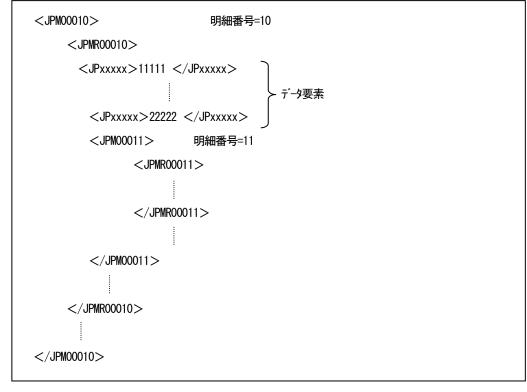


図4-14 マルチ明細構造の表現例

### 電気事業者間における電力量提供等EDI共通規格(旧)

## 4.4.6 空の繰返し要素の省略

空の繰返し要素は省略することを基本とするが、省略した繰返し要素が何番目の繰返し要素であるかを明示する必要がある場合は、空の繰返し要素の位置に空の繰返し要素を残す。ただし、この時もその繰返し要素の後ろの繰返し要素もすべて空の場合は、空の繰返し要素を省略する。(図 4-1.5 参照)

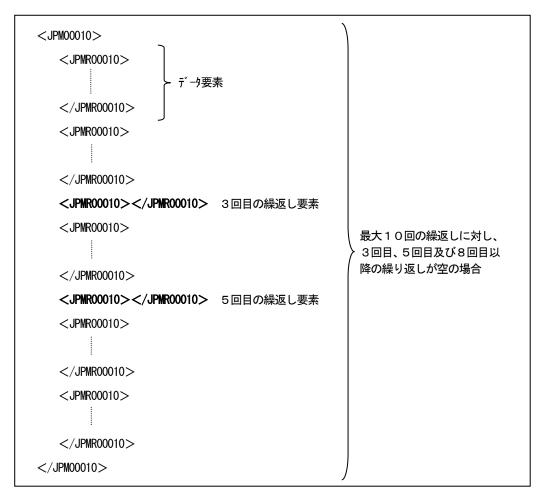


図4-15 マルチ明細構造 空繰返しの表現例

### 電気事業者間における電力量提供等EDI共通規格(新)

4.4.6 空の繰返し要素の省略

空の繰返し要素は省略することを基本とするが、省略した繰返し要素が何番目の繰返し要素であるかを明示する必要がある場合は、空の繰返し要素の位置に空の繰返し要素を残す。ただし、この時もその繰返し要素の後ろの繰返し要素もすべて空の場合は、空の繰返し要素を省略する。(図 4-15 参照)

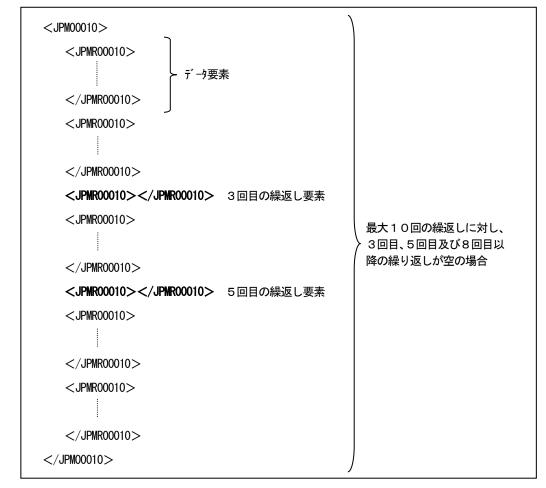


図4-15 マルチ明細構造 空繰返しの表現例

### 電気事業者間における電力量提供等EDI共通規格(旧)

### 4.4.7 メッセージを構成するデータ要素における空等の扱い

メッセージを構成するデータ要素は可変長であり、空(入力データがない場合)、文字データにおけるスペース、及び数値データにおけるゼロの扱いについて、以下のとおり規定する。

#### (a) 空のデータ要素の扱い

空のデータ要素の扱いを表4-8に示す。

#### 表4-8 空のデータ要素の扱い

内容	例		
	送信側入力値	データ要素	
(1) 空の場合は、データ要素を省略する。	(空)	(省略)	

#### (b) X属性のデータ要素における半角スペースの扱い

X属性のデータ要素における半角スペースの扱いを表4-9に示す。

#### 表4-9 X属性のデータ要素における半角スペース

内容	例(注)	
PJ台	送信側入力値	データ要素
(1) 最も右側にある半角スペース以外の文字よりも更に右側の半角		
スペース及び最も左側にある半角スペース以外の文字よりも	$\triangle A \triangle$	<jpxxxxx>A</jpxxxxx>
更に左側の半角スペースを省略する。		
(2) すべての桁が半角スペースの場合は、データ要素を省略する。	$\triangle\triangle\triangle$	(省略)

(注) △は半角スペースを示す。

#### (c) 9属性のデータ要素におけるゼロの扱い

9属性のデータ要素におけるゼロの扱いを表4-10に示す。

#### 表4-10 9属性のデータ要素におけるゼロの扱い

中容		例
内容	送信側入力値	データ要素
(1) 最も左側にあるゼロ以外の数値よりも更に左側のゼロを省略する。	012	<jpxxxxx>12</jpxxxxx>
(2) すべての桁がゼロの場合は、"0"とする。	000	<jpxxxxx>0</jpxxxxx>

### 電気事業者間における電力量提供等EDI共通規格(新)

4.4.7 メッセージを構成するデータ要素における空等の扱い

メッセージを構成するデータ要素は可変長であり、空(入力データがない場合)、文字データにおけるスペース、及び数値データにおけるゼロの扱いについて、以下のとおり規定する。

#### (a) 空のデータ要素の扱い

空のデータ要素の扱いを表4-8に示す。

#### 表4-8 空のデータ要素の扱い

内容	例	
73台	送信側入力値	データ要素
(1) 空の場合は、データ要素を省略する。	(空)	(省略)

#### (b) X属性のデータ要素における半角スペースの扱い

X属性のデータ要素における半角スペースの扱いを表4-9に示す。

#### 表4-9 X属性のデータ要素における半角スペース

X = 1.0/2/12.00.10.10.10.10.10.10.10.10.10.10.10.10.				
内容	例 (注)			
內谷	送信側入力値	データ要素		
(1) 最も右側にある半角スペース以外の文字よりも更に右側の半角				
スペース及び最も左側にある半角スペース以外の文字よりも	$\triangle A \triangle$	<jpxxxxx>A</jpxxxxx>		
更に左側の半角スペースを省略する。				
(2) すべての桁が半角スペースの場合は、データ要素を省略する。	$\triangle\triangle\triangle$	(省略)		

(注) △は半角スペースを示す。

#### (c) 9属性のデータ要素におけるゼロの扱い

9属性のデータ要素におけるゼロの扱いを表4-10に示す。

#### 表4-10 9属性のデータ要素におけるゼロの扱い

内容	例		
P 3 谷	送信側入力値	データ要素	
(1) 最も左側にあるゼロ以外の数値よりも更に左側のゼロを省略する。	012	<jpxxxxx>12</jpxxxxx>	
(2) すべての桁がゼロの場合は、"0"とする。	000	<jpxxxxx>0</jpxxxxx>	

### 電気事業者間における電力量提供等EDI共通規格(旧)

#### (d) N属性のデータ要素におけるゼロ等の扱い

N属性のデータ要素におけるゼロ等の扱いを表4-11に示す。

表4-11 N属性のデータ要素におけるゼロ等の扱い

	例		
内容	送信側入力値	データ要素	
(1)最も左側にあるゼロ以外の数値よりも更に左側のゼロを省略する。	-012	<jpxxxxx>-12</jpxxxxx>	
	000		
(2) すべての桁が正負符号又はゼロの場合は、"0"とする。	+0	<jpxxxxx>0</jpxxxxx>	
	-0		
(3) 正符号は省略する。			
ただし、正符号を明示する場合は、データ要素定義の上で注書する	+123	<jpxxxxx>123</jpxxxxx>	
こと			

### 4.4.8 データ属性の表記方法

データ属性の表記方法を表4-12に示す。

表4-12 データ属性の表記方法

-	衣4-12 ナーダ属性の衣記力法				
属性	属性表記	説明			
半角文字列	X (n) n:最大文字数	英数字、カナなどの1バイト文字で構成される文字列データ要素。 なお、"改行"、"タブ"を含んではならない。また、データ内のXML予約語("<"、">>"、"&"、"apos"、"quot")は、XMLの表記に従う。 (例) A+B <c td="" と表記="" は、a+b&lt;c="" カッコ内の文字数に、漢字などの全角文字1文字は、2文字として桁数を表記する。<=""><td>(注1) (注2)</td></c>	(注1) (注2)		
全角文字列	K (n) n:最大文字数	漢字などの2バイト文字で構成される文字列データ要素。 カッコ内の文字数に、漢字などの全角文字1文字は、2文字として桁数を表記する。	(注2)		
符号無 数値データ	9 (n) n:整数部桁数	「0」~「9」までの数字だけで構成される数値データ要素。	(注3)		
	N (n)	「0」~「9」までの数字、正負符号 (「+」及び「-」) 及び小数点 (「.」) で構成			
符号付	N(n)V (m)	される数値データ要素。			
数値データ	n:整数部桁数	(例) N(10)V(3)→整数部最大桁数10、小数部最大桁数3			
	m:小数部桁数	※正負符号及び小数点は桁数に含めない。			
年月日	Y (8)	「0」~「9」までの数字で構成される年月日データ要素。 年は、西暦日付で表記する。(YYYYMMDD)			

- (注1) 全角文字と半角文字が混在する場合は、X属性を用いる。
- (注2) 文字コードにUTF-8を採用しているため、カッコ内の桁数より実際のバイト数が増加する場合がある。
- (注3) 小数を扱う場合は、N属性を用いる。

### 電気事業者間における電力量提供等EDI共通規格(新)

#### (d) N属性のデータ要素におけるゼロ等の扱い

N属性のデータ要素におけるゼロ等の扱いを表4-11に示す。

表4-11 N属性のデータ要素におけるゼロ等の扱い

.1.4	例	
内容	送信側入力値	データ要素
(1)最も左側にあるゼロ以外の数値よりも更に左側のゼロを省略する。	-012	<jpxxxxx>-12</jpxxxxx>
	000	
(2) すべての桁が正負符号又はゼロの場合は、"0"とする。	+0	<jpxxxxx>0</jpxxxxx>
	-0	
(3)正符号は省略する。		
ただし、正符号を明示する場合は、データ要素定義の上で注書す	+123	<jpxxxxx>123</jpxxxxx>
ること		

### 4.4.8 データ属性の表記方法

データ属性の表記方法を表4-12に示す。

表4-12 データ属性の表記方法

表4-12 データ属性の表記方法			
属性	属性表記	説明	
半角文字列	X (n) n:最大文字数	英数字、カナなどの1バイト文字で構成される文字列データ要素。 なお、"改行"、"タブ"を含んではならない。また、データ内のXML予約語("<"、">"、"&"、"apos"、"quot")は、XMLの表記に従う。 (例) A+B <c td="" と表記="" は、a+b&lt;c="" カッコ内の文字数に、漢字などの全角文字1文字は、2文字として桁数を表記する。<=""><td>(注1) (注2)</td></c>	(注1) (注2)
全角文字列	K (n) n:最大文字数	漢字などの2バイト文字で構成される文字列データ要素。 カッコ内の文字数に、漢字などの全角文字1文字は、2文字として桁数を表記する。	(注2)
符号無 数値データ	9 (n) n:整数部桁数	「0」~「9」までの数字だけで構成される数値データ要素。	(注3)
符号付数値データ	N(n) N(n)V(m) n:整数部桁数 m:小数部桁数	「0」~「9」までの数字、正負符号(「+」及び「-」)及び小数点(「.」)で構成される数値データ要素。 (例) N(10)V(3)→整数部最大桁数10、小数部最大桁数3 ※正負符号及び小数点は桁数に含めない。	
年月日	Y (8)	「0」~「9」までの数字で構成される年月日データ要素。 年は、西暦日付で表記する。(YYYYMMDD)	

- (注1) 全角文字と半角文字が混在する場合は、X属性を用いる。
- (注2) 文字コードにUTF-8を採用しているため、カッコ内の桁数より実際のバイト数が増加する場合がある。
- (注3) 小数を扱う場合は、N属性を用いる。

備考

### 電気事業者間における電力量提供等EDI共通規格(II)

### 4. 5 XMLデータの検証

本規格では、XML形式を採用するため、W3Cで策定されているXML schemaを提供する。XML schemaはXMLデータの構造を定義するスキーマ言語である。これを使用することで、XMLデータに出現する要素や属性、その順序などを検証することが可能となる。検証例を表 4 -13に示す。

表4-13 XML Schemaでの検証例

D		
検証項目		検証例
	タグ名称	<12345>が正しいところ、<54321>となっていた。
	必須要素	<12345>は必須項目だが、XMLデータ内になかった。
データ構造	不要要素	定義されていないタグが含まれていた。
	繰返し	<12345>は繰返し不可として定義されているが、複数定義されていた。
	要素出現順序	<m1>→<m2>の順番が、<m2>→<m1>のようになっている。</m1></m2></m2></m1>
	許可文字	数字のみに限定されたデータ要素に、英字が混在された。
データ属性	桁数	6桁の数字で記述するよう定義されているが、8桁の値が定義されていた。 ※数値データのみ対象
	範囲	整数値をとるよう定義されているが、負の値が定義されていた。
共通コード	未定義コード	定義されていないコード値を使用している。

### 4.5.1 XML Schemaの設計規則

表 4-14に示すXML schemaの設計規則 (Naming & Design Rule: 以下NDR) に従い、XML schemaを作成する。

表4-14 メッセージファイル名称付与規則

規則	URL
XML 1.0	http://www.w3.org/TR/REC-xml
XML Schema Part 0: Primer	http://www.w3.org/TR/xmlschema-0/
XML schema Part1:Structures	http://www.w3.org/TR/xmlschema-1/
XML schema Part2:DataTypes	http://www.w3.org/TR/xmlschema-2/

### 4.5.2 XML Schemaの名前空間

名前空間を宣言部で指定する。

http://www.xxxx.or.jp/edi/schemas/"[BPID機関コード]-[BPID副機関コード]-[情報区分コード]-[XMLスキーマバージョン]"
(例) http://www.xxxx.or.jp/edi/schemas/XXXX-W4-1110-001

### 電気事業者間における電力量提供等EDI共通規格(新)

### 4. 5 XMLデータの検証

本規格では、XML形式を採用するため、W3Cで策定されているXML schemaを提供する。XML schemaはXMLデータの構造を定義するスキーマ言語である。これを使用することで、XMLデータに出現する要素や属性、その順序などを検証することが可能となる。検証例を表 4 -13に示す。

表4-13 XML Schemaでの検証例

	検証項目	検証例
	タグ名称	<12345>が正しいところ、<54321>となっていた。
	必須要素	<12345>は必須項目だが、XMLデータ内になかった。
データ構造	不要要素	定義されていないタグが含まれていた。
	繰返し	<12345>は繰返し不可として定義されているが、複数定義されていた。
	要素出現順序	<m1>→<m2>の順番が、<m2>→<m1>のようになっている。</m1></m2></m2></m1>
	許可文字	数字のみに限定されたデータ要素に、英字が混在された。
データ属性	桁数	6桁の数字で記述するよう定義されているが、8桁の値が定義されていた。 ※数値データのみ対象
	範囲	整数値をとるよう定義されているが、負の値が定義されていた。
共通コード	未定義コード	定義されていないコード値を使用している。

#### 4.5.1 XML Schemaの設計規則

表 4-14に示すXML schemaの設計規則 (Naming & Design Rule: 以下NDR) に従い、XML schemaを作成する。

表4-14 メッセージファイル名称付与規則

規則	URL
XML 1.0	http://www.w3.org/TR/REC-xml
XML Schema Part 0: Primer	http://www.w3.org/TR/xmlschema-0/
XML schema Part1:Structures	http://www.w3.org/TR/xmlschema-1/
XML schema Part2:DataTypes	http://www.w3.org/TR/xmlschema-2/

### 4.5.2 XML Schemaの名前空間

名前空間を宣言部で指定する。

http://www.xxxx.or.jp/edi/schemas/"[BPID機関コード]-[BPID副機関コード]-[情報区分コード]-[XMLスキーマバージョン]"
(例) http://www.xxxx.or.jp/edi/schemas/XXXX-W4-1110-001

### 電気事業者間における電力量提供等EDI共通規格(旧)

### 4.5.3 XML Schemaの構造

XML Schemaの構造を図4-16に示す。

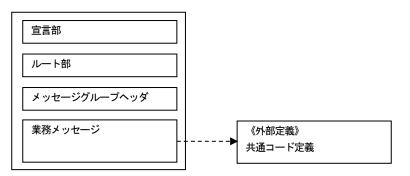


図4-16 本規格におけるXML Schemaの構造

### 4.5.4 XML Schemaのファイル名

XMLスキーマのファイル名は以下の通り。

[BPID機関コード]-[BPID副機関コード]-[情報区分コード]-[XMLスキーマバージョン] + ". xsd" (例) XXXX-W4-1110-001. xsd

### 4.5.5 XML Schemaによるデータ要素の定義例

#### (a) 属性の定義例

表4-15 属性の定義例

属性	属性表記	定義例
符号無数値データ (整数)	9(n) n : 桁数	<pre><xsd:restriction base="xsd:nonNegativeInteger"> <xsd:totaldigits value="n"></xsd:totaldigits> </xsd:restriction></pre>
符号付数値データ (整数)	N(n) n : 桁数	<pre><xsd:restriction base="xsd:integer"> <xsd:totaldigits value="n"></xsd:totaldigits> </xsd:restriction></pre>
符号付数値データ (小数)	N(n)V(m) n:整数部桁数 m:小数部桁数	<pre> <xsd:restriction base="xsd:decimal"></xsd:restriction></pre>

### 電気事業者間における電力量提供等EDI共通規格(新)

### 4.5.3 XML Schemaの構造

XML Schemaの構造を図4-16に示す。

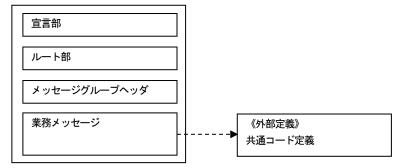


図4-16 本規格におけるXML Schemaの構造

### 4.5.4 XML Schemaのファイル名

XMLスキーマのファイル名は以下の通り。

[BPID機関コード]-[BPID副機関コード]-[情報区分コード]-[XMLスキーマバージョン] + ". xsd" (例) XXXX-W4-1110-001. xsd

### 4.5.5 XML Schemaによるデータ要素の定義例

#### (a) 属性の定義例

表4-15 属性の定義例

属性	属性表記	定義例
符号無数値データ (整数)	9(n) n : 桁数	<pre><xsd:restriction base="xsd:nonNegativeInteger"> <xsd:totaldigits value="n"></xsd:totaldigits> </xsd:restriction></pre>
符号付数値データ (整数)	N(n) n : 桁数	<pre><xsd:restriction base="xsd:integer"> <xsd:totaldigits value="n"></xsd:totaldigits> </xsd:restriction></pre>
符号付数値データ (小数)	N(n)V(m) n:整数部桁数 m:小数部桁数	<pre> <xsd:restriction base="xsd:decimal"></xsd:restriction></pre>

### 電気事業者間における電力量提供等EDI共通規格(II)

### 電気事業者間における電力量提供等EDI共通規格(新)

## 備考

#### (b) 共通コードの定義例

#### 表4-16 共通コードの定義例

データ要素	定義例
	<pre><xsd:restriction base="xsd:String"></xsd:restriction></pre>
	<pre><xsd:enumeration value="001"></xsd:enumeration></pre>
共通コード	<pre><xsd:enumeration value="002"></xsd:enumeration></pre>
	<pre><xsd:enumeration value="003"></xsd:enumeration></pre>

#### (c) 繰返しの定義例

#### 表4-17 繰返しの定義例

繰返し回数	定義例
0	minOccurs=0, maxOccurs=0
1	minOccurs=1、maxOccurs=1 又は省略
0又は1	minOccurs=0, maxOccurs=1
$0 \sim n  (n \ge 0)$	minOccurs=0, maxOccurs=n
$m \sim n  (n \ge m \ge 0)$	minOccurs=m, maxOccurs=n
出現回数が無制限の場合	maxOccurs=unbounded

#### 4.6 システム運用規則

#### 4.6.1 メッセージファイル名称付与規則

メッセージファイルの名称付与規則を、図4-17、表4-18に示す。 情報区分コード以下は、各ビジネスプロトコル標準規格にて一意になるよう定める。

メッセージファイル名 = BPID副機関コード 情報区分コード · · · | xml

図4-17 メッセージファイル名称構成

#### 表4-18 メッセージファイル名称付与規則

項目	属性	内 容
BPID副機関コード	X(2)	5. 2 共通コード参照
情報区分コード	X(4)	5. 2 共通コード参照

#### (b) 共通コードの定義例

#### 表4-16 共通コードの定義例

データ要素	定義例
	<pre><xsd:restriction base="xsd:String"></xsd:restriction></pre>
	<pre><xsd:enumeration value="001"></xsd:enumeration></pre>
共通コード	<pre><xsd:enumeration value="002"></xsd:enumeration></pre>
	<pre><xsd:enumeration value="003"></xsd:enumeration></pre>

#### (c)繰返しの定義例

#### 表4-17 繰返しの定義例

繰返し回数	定義例		
0	min0ccurs=0, max0ccurs=0		
1	min0ccurs=1、max0ccurs=1 又は省略		
0又は1	min0ccurs=0, max0ccurs=1		
$0 \sim n  (n \ge 0)$	min0ccurs=0, max0ccurs=n		
$m \sim n \ (n \ge m \ge 0)$	min0ccurs=m、max0ccurs=n		
出現回数が無制限の場合	max0ccurs=unbounded		

#### 4.6 システム運用規則

### 4.6.1 メッセージファイル名称付与規則

メッセージファイルの名称付与規則を、図4-17、表4-18に示す。 情報区分コード以下は、各ビジネスプロトコル標準規格にて一意になるよう定める。

メッセージファイル名 = BPID副機関コード 情報区分コード ·・・ . xml

### 図4-17 メッセージファイル名称構成

#### 表4-18 メッセージファイル名称付与規則

項目	属性	内 容
BPID副機関コード	X(2)	5. 2 共通コード参照
情報区分コード	X(4)	5. 2 共通コード参照

### 電気事業者間における電力量提供等EDI共通規格(旧)

メッセージ内のキー項目以外のデータ要素値を変更する場合は、当該データ要素値を変更後、変更前のメッセージファイル名のうち 更新番号のみを更新したメッセージファイルを作成し、変更前のメッセージファイルを置き換える。(表 4-19)、図 4-18 参照)キー項目は、メッセージを特定する項目であり、各ビジネスプロトコル標準規格の標準メッセージにて定義される。

なお、キー項目のデータ要素値を変更する方法及びメッセージを取り消す方法は規定しない。

4.6.2 メッセージの変更・取消の運用

#### 表4-19 メッセージの変更例

	項目	変更前	1回目の変更	2回目の変更	
	メッセージ ファイル名	W40110201604191430 <b>00</b> 00. xml	W40110201604191430 <u>01</u> 00. xml	W40110201604191430 <u><b>02</b></u> 00. xml	
データ要素	キー項目	-	変更前と同一内容	変更前と同一内容	
	変更する データ要素	-	変更後の内容	変更後の内容	
	変更しないデータ要素	-	変更前と同一内容	変更前と同一内容	

#### <変更前> <1回の変更> <2回目の変更> 1回目の変更後メッセージ 2回目の変更後メッセージ [W40110201604191430**01**00. xml] [W40110201604191430**02**00. xml] 変更前メッセージ [W40110201604191430**00**00. xml] キー項目 キー項目 キー項目 置換 置換 キ一項目以外 キ一項目以外 変更項目 キ一項目以外 変更項目 未変更項目 未変更項目

図4-18 メッセージの変更イメージ

【】内はメッセージファイル名を示す

### 電気事業者間における電力量提供等EDI共通規格(新)

#### 4.6.2 メッセージの変更・取消の運用

メッセージ内のキー項目以外のデータ要素値を変更する場合は、当該データ要素値を変更後、変更前のメッセージファイル名のうち 更新番号のみを更新したメッセージファイルを作成し、変更前のメッセージファイルを置き換える。(表4-19、図4-18参照) キー項目は、メッセージを特定する項目であり、各ビジネスプロトコル標準規格の標準メッセージにて定義される。

なお、キー項目のデータ要素値を変更する方法及びメッセージを取り消す方法は規定しない。

#### 表4-19 メッセージの変更例

項目		変更前	1回目の変更	2回目の変更
メッセージ ファイル名		W40110201604191430 <u>00</u> 00. xml	W40110201604191430 <u>01</u> 00. xml	W40110201604191430 <u>02</u> 00. xml
	キー項目	-	変更前と同一内容	変更前と同一内容
データ要	変更する データ要素	-	変更後の内容	変更後の内容
素	変更しない データ要素	_	変更前と同一内容	変更前と同一内容

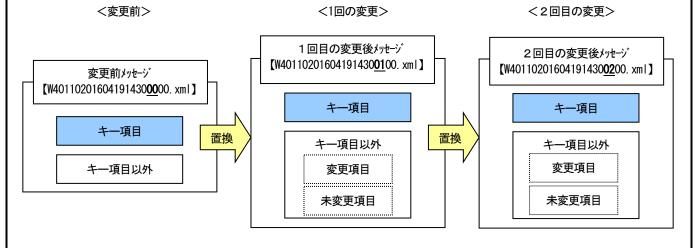


図4-18 メッセージの変更イメージ

【】内はメッセージファイル名を示す

### 電気事業者間における電力量提供等EDI共通規格(旧)

#### 4.6.3 メッセージの分割

メッセージファイルを適切なサイズとするために、各ビジネスプロトコル標準規格の基準に従いメッセージを分割する。

メッセージを分割する場合は、「4.4 構文規則」に従って同一のキー項目値をもつメッセージを作成するとともに、当該メッセージファイル名に分割番号を定め、昇順に付与する。(図 4-19、図 4-20 参照)

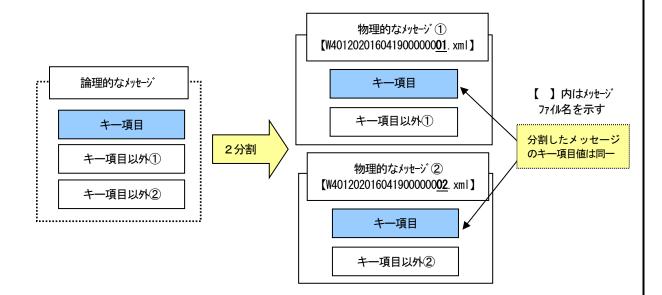


図4-19 メッセージファイルの分割イメージ(2分割の例)

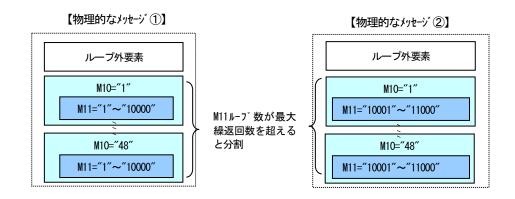


図4-20 特高・高圧日毎30分電力量メッセージの分割イメージ(2分割の例)

## 電気事業者間における電力量提供等EDI共通規格(新) 4.6.3 メッセージの分割

メッセージファイルを適切なサイズとするために、各ビジネスプロトコル標準規格の基準に従いメッセージを分割する。

メッセージを分割する場合は、「4.4 構文規則」に従って同一のキー項目値をもつメッセージを作成するとともに、当該メッセージファイル名に分割番号を定め、昇順に付与する。(図 4-19、図 4-20 参照)

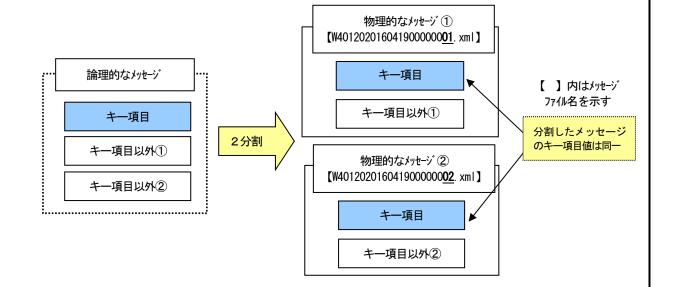


図4-19 メッセージファイルの分割イメージ(2分割の例)

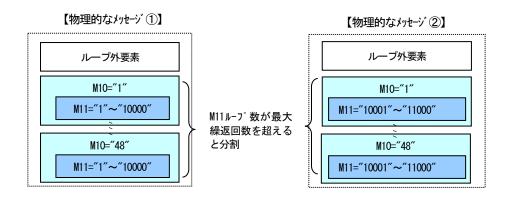


図4-20 特高・高圧日毎30分電力量メッセージの分割イメージ(2分割の例)

#### 電気事業者間における電力量提供等EDI共通規格(旧)

#### 電気事業者間における電力量提供等EDI共通規格(新)

#### 備考

#### 4.6.4 メッセージの圧縮

メッセージファイルは、z i p形式で圧縮する。圧縮後の名称付与規則を図4-21に示す。 なお、分割している場合は、物理的なメッセージファイル毎に圧縮を行う。

(圧縮後) メッセージファイル名 = 拡張子(.xml)を含めないメッセージファイル名 . z i p

#### 図4-21 メッセージファイル名称構成

#### 4.6.5 サーバ運用時間

表4-20に示すとおり、サーバの運用時間はメンテナンス等により停止する場合を除き、全日全時間帯とする。 メンテナンス等により停止する場合は、送配電事業者は、事前に小売電気事業者等へ連絡を行う。

表4-20 サーバ運用時間

平日	休、祝日	特定日(注)
全時間帯	全時間帯	全時間帯

(注)特定日とは、正月、調整連続休暇、夏期休暇等の休日を意味する。

#### 4.6.6 未受信への対応

受信者の未受信を回避するための督促や障害連絡方法については規定しない。

#### 4.6.7 二重受信への対応

受信者の再取込等により発生する二重受信は、"ファイル名"と"ファイルサイズ"により判断し、受信者の責任で処置する。

#### 4.6.8 送信者への受信結果の報告

小売電気事業者等から送配電事業者への受信結果の報告は行わない。ファイルの受信に失敗した場合に、再度受信処理を行うか否か は小売電気事業者等で判断する。

#### 4.6.4 メッセージの圧縮

メッセージファイルは、zip形式で圧縮する。圧縮後の名称付与規則を図4-21に示す。 なお、分割している場合は、物理的なメッセージファイル毎に圧縮を行う。

(圧縮後) メッセージファイル名 = 拡張子(.xml)を含めないメッセージファイル名 . zip

#### 図4-21 メッセージファイル名称構成

#### 4.6.5 サーバ運用時間

表4-20に示すとおり、サーバの運用時間はメンテナンス等により停止する場合を除き、全日全時間帯とする。 メンテナンス等により停止する場合は、送配電事業者は、事前に小売電気事業者等へ連絡を行う。

表4-20 サーバ運用時間

平日	休、祝日	特定日(注)
全時間帯	全時間帯	全時間帯

(注)特定日とは、正月、調整連続休暇、夏期休暇等の休日を意味する。

#### 4.6.6 未受信への対応

受信者の未受信を回避するための督促や障害連絡方法については規定しない。

#### 4.6.7 二重受信への対応

受信者の再取込等により発生する二重受信は、"ファイル名"と"ファイルサイズ"により判断し、受信者の責任で処置する。

#### 4.6.8 送信者への受信結果の報告

小売電気事業者等から送配電事業者への受信結果の報告は行わない。ファイルの受信に失敗した場合に、再度受信処理を行うか否か は小売電気事業者等で判断する。

### 電気事業者間における電力量提供等EDI共通規格(旧)

## 5. 共通データ

### 5. 1 利用文字コード

使用する文字集合は、JIS-X0201(英数字、半角カナ文字)、JIS-X0208(第一・第二水準漢字)とし、文字コード 使用する文字集合は、JIS-X0201(英数字、半角カナ文字)、JIS-X0208(第一・第二水準漢字)とし、文字コード は、UTF-8を用いる。

### 5. 2 共通データコード

共通データコードを表5-1、表5-2に示す。

表5-1 メッセージグループヘッダの共通コード

タグ名	データ要素名	属性	コード値	意味		
JPC03	運用モード	X(1)	1 テストデータ 0or△ 通常データ			
JPC06	発信者コード	X(12)	先頭5桁を本機関が設定する「事業者コード(5桁)」とし、残り7桁を"0"			
JPC09	受信者コード	X(12)	した12桁のコー	ドを使用する		
JPC10	BPID機関コード	X(4)	ОСТО	電力広域的運営推進機関		
			W1	(旧規格)同時同量支援業務		
		X(2)	W4	30分電力量提供業務		
JPC11	BPID副機関コード		W5	確定使用量の通知業務		
			WA	発電30分電力量提供業務		
			3C	(旧規格)同時同量支援業務BPの版		
		(-)	3A	30分電力量提供業務BPの版		
JPC12	BPID版	X(2)	3A	確定使用量の通知業務BPの版		
			3A	発電30分電力量提供業務BPの版		
JPC14	情報区分コード	X(4)	表5-2 デー	タ要素の共通コードJP00002を参照		
JPC21	構文規則識別版数	X(6)	1. 1-1A	シンタックスルールの版		

### 電気事業者間における電力量提供等EDI共通規格(新)

## 5. 共通データ

### 5. 1 利用文字コード

は、UTF-8を用いる。

### 5. 2 共通データコード

共通データコードを表5-1、表5-2に示す。

#### 表5-1 メッセージグループヘッダの共通コード

表も「メッセーングルーンペッタの共通コート							
タグ名	データ要素名	属性	コード値	意味			
		( : )	1	テストデータ			
JPC03	運用モード	X(1)	0or∆	通常データ			
JPC06	発信者コード	X(12)	先頭5桁を本機関が設定する「事業者コード(5桁)」とし、残り7桁を"0"				
JPC09	受信者コード	X(12)	した12桁のコー	- ドを使用する			
JPC10	BPID機関コード	X(4)	ОСТО	電力広域的運営推進機関			
			W1	(旧規格)同時同量支援業務			
	BPID副機関コード	X(2)	W4	30分電力量提供業務			
JPC11			W5	確定使用量の通知業務			
			WA	発電30分電力量提供業務			
			3C	(旧規格)同時同量支援業務BPの版			
TD GL G		X(2)	3A	30分電力量提供業務BPの版			
JPC12	BPID版		3A	確定使用量の通知業務BPの版			
			3A	発電30分電力量提供業務BPの版			
JPC14	情報区分コード	X(4)	表5-2 デー	-タ要素の共通コードJP00002を参照			
JPC21	構文規則識別版数	X(6)	1. 1-1A	シンタックスルールの版			

タグ名       データ要素名       属性       コード値         0110       0120         1110       1120         1210       1220         1310       1320         1410       1420         2110       2120         3110       3120         JP06110       送信者コード       X(5)         JP06122       収集成否コード       X(1)         1       0       1	データ要素の共通コード 意味 特高・高圧30分電力量メッセージ 特高・高圧日毎30分電力量メッセージ 低圧30分電力量メッセージ 低圧日毎30分電力量メッセージ 低圧日毎30分電力量メッセージ 特高・高圧月間確定使用量メッセージ 特高・高圧計量器取替メッセージ 特高・高圧計量器取替メッセージ 特高・高圧計量器取替メッセージ	タグ名	データ要素名	属性	5-2 データ コード値 0110 0120 1110 1120	要素の共通コード       意味       特高・高圧30分電力量メッセージ       特高・高圧日毎30分電力量メッセージ       低圧30分電力量メッセージ	]
Decompose	特高・高圧30分電力量メッセージ 特高・高圧日毎30分電力量メッセージ 低圧30分電力量メッセージ 低圧日毎30分電力量メッセージ 特高・高圧月間確定使用量メッセージ 低圧月間確定使用量メッセージ 特高・高圧計量器取替メッセージ 低圧計量器取替メッセージ	タグ名	データ要素名	属性	0110 0120 1110	特高・高圧30分電力量メッセージ 特高・高圧日毎30分電力量メッセージ	]
Dico   1110   1120   1210   1220   1310   1320   1410   1420   2110   2120   3110   3120   1410   1420   2110   2120   3110   3120   1410   1420   2110   2120   3110   3120   1410   1420	特高・高圧日毎30分電力量メッセージ 低圧30分電力量メッセージ 低圧日毎30分電力量メッセージ 特高・高圧月間確定使用量メッセージ 低圧月間確定使用量メッセージ 特高・高圧計量器取替メッセージ 低圧計量器取替メッセージ 特高・高圧臨時検針他メッセージ				0120 1110	特高・高圧日毎30分電力量メッセージ	
JP00002 情報区分コード X (4) 1110 1120 1210 1220 1310 1320 1410 1420 2110 2120 3110 3120 1410 1420 2110 1320 1410 1420 2110 1320 1410 1420 2110 1420 110 1420 110 1420 110 110 110 110 110 110 110 110 110 1	低圧30分電力量メッセージ 低圧日毎30分電力量メッセージ 特高・高圧月間確定使用量メッセージ 低圧月間確定使用量メッセージ 特高・高圧計量器取替メッセージ 特高・高圧計量器取替メッセージ 特高・高圧臨時検針他メッセージ				1110		
JP00002   情報区分コード	低圧日毎30分電力量メッセージ 特高・高圧月間確定使用量メッセージ 低圧月間確定使用量メッセージ 特高・高圧計量器取替メッセージ 低圧計量器取替メッセージ 特高・高圧臨時検針他メッセージ					低圧30分電力量メッセージ	1
JP00002 情報区分コード X (4)   1210   1220   1310   1320   1410   1420   2110   2120   3110   3120   1410   3120   1410   1420   2110   2120   3110   3120   1410   1420   2110   2120   3110   3120   1410   1420   14	特高・高圧月間確定使用量メッセージ 低圧月間確定使用量メッセージ 特高・高圧計量器取替メッセージ 低圧計量器取替メッセージ 特高・高圧臨時検針他メッセージ				1190	· ————————————————————————————————————	]
JP00002   情報区分コード	低圧月間確定使用量メッセージ 特高・高圧計量器取替メッセージ 低圧計量器取替メッセージ 特高・高圧臨時検針他メッセージ				1140	低圧日毎30分電力量メッセージ	]
JP00002   情報区分コード	特高・高圧計量器取替メッセージ 低圧計量器取替メッセージ 特高・高圧臨時検針他メッセージ				1210	特高・高圧月間確定使用量メッセージ	1 1
JP00002   情報区分コード   X (4)   1320   1410   1420   2110   2120   3110   3120   3110   3120   1410   3120   1410   1420   2110   1420   2110   3110   3120   1410   1420	低圧計量器取替メッセージ 特高・高圧臨時検針他メッセージ				1220	低圧月間確定使用量メッセージ	
1320	特高・高圧臨時検針他メッセージ	JP00002			1230	高圧特定計量月間確定使用量メッセージ	提供業 務追加
1420   2110   2120   2110   2120   3110   3120   3110   3120	1		情報区分コード	X(4)	<u>1240</u>	低圧特定計量月間確定使用量メッセージ	一 による情
2110   2120   3110   2120   3110   3120	低圧臨時検針他メッセージ	J1 00002	IH INE-23	11(1)	1310	特高・高圧計量器取替メッセージ	報区分
2120   3110   3120   3110   3120					1320	低圧計量器取替メッセージ	コード追
3110   3120	特高・高圧発電30分電力量メッセージ				1410	特高・高圧臨時検針他メッセージ	加
JP06110   送信者コード   X(5)     JP06112   受信者コード   X(5)     JP06122   収集成否コード   X(1)   1     JP06219   時刻コード   X(2)   01~48     1   2   3     JP06404   仕訳コード   X(1)   4     5   6     7   7     JP06405   提供可否コード   X(1)   1     0	特高・高圧日毎発電30分電力量メッセージ				1420	低圧臨時検針他メッセージ	「1230」、
JP06110       送信者コード       X(5)         JP06112       受信者コード       X(5)         JP06122       収集成否コード       X(1)         JP06219       時刻コード       X(2)       01~48         1       2         3       3         JP06404       仕訳コード       X(1)       4         5       6         7       0         JP06405       提供可否コード       X(1)       1         0       0       0	低圧発電30分電力量メッセージ				2110	特高・高圧発電30分電力量メッセージ	「1240」
JP06112       受信者コード       X(5)         JP06122       収集成否コード       X(1)         JP06219       時刻コード       X(2)       01~48         1       2         3       3         JP06404       仕訳コード       X(1)       4         5       6         7       0         JP06405       提供可否コード       X(1)       1         0       0	低圧日毎発電30分電力量メッセージ				2120	特高・高圧日毎発電30分電力量メッセージ	4
JP06112       受信者コード       X(5)         JP06122       収集成否コード       X(1)         JP06219       時刻コード       X(2)       01~48         1       2         3       3         JP06404       仕訳コード       X(1)       4         5       6         7       0         JP06405       提供可否コード       X(1)       1         0       0					3110	低圧発電30分電力量メッセージ	4
JP06122     収集成否コード     X(1)       JP06219     時刻コード     X(2)     01~48       1     2       3     3       JP06404     仕訳コード     X(1)     4       5     6       7       JP06405     提供可否コード     X(1)       1     0       JP06405     1	本機関が設定する「事業者コード」を用いる				3120	低圧日毎発電30分電力量メッセージ	4
JP06219   時刻コード   X(2)   01~48	30分電力量収集成功	JP06110	送信者コード	X(5)		本機関が設定する「事業者コード」を用いる	
JP06404     仕訳コード     X(1)     4       5     6       7       JP06405     提供可否コード     X(1)       1     2       3     3       5     6       7     0       1     0	30分電力量収集失敗	JP06112	受信者コード	X(5)			1
JP06404     仕訳コード     X(1)     4       5     6       7     0       JP06405     提供可否コード     X(1)       1     0	01: [0:00~0:30], 02: [0:30~1:00],, 48: [23:30~24:00]	JP06122 収集成否コード X(		X(1)	0	30分電力量収集成功	-
JP06404     仕訳コード     X(1)     4       5     6       7     0       JP06405     提供可否コード     X(1)       1     0	仕訳なし(全量)	ID00010	n++u_ 10	V(0)	01 40	30分電力量収集失敗	-
JP06404     仕訳コード     X(1)     4       5     6       7     0       JP06405     提供可否コード     X(1)       1     0	分割供給(固定型)	JP06219	時刻コード	X(2)	01~48	01:[0:00~0:30]、02:[0:30~1:00]、	-
5 6 7 JP06405 提供可否コード X(1) 0 1	分割供給(時間分割型)				2	仕訳なし(全量) 分割供給(固定型)	1
6 7 7 JP06405 提供可否コード X(1) 1 0	分割供給(変動型)				3	分割供給(時間分割型)	
7 7 0 0 JP06405 提供可否コード X(1) 1 0	分割供給(複合型)	JP06404	仕訳コード	X(1)	<u> </u>	分割供給(変動型)	
JP06405     提供可否コード     X(1)       1     0	自家補別契約(常時)	J1 00404		Λ(1)	<del>1</del> 5	分割供給(複合型)	1
JP06405     提供可否コード     X(1)       1     0	自家補別契約(自家補)				6	自家補別契約(常時)	1
	可				7	自家補別契約(自家補)	1
	否				0	可	1
JP06444     更新コード     X(1)       1	更新なし	JP06405	提供可否コード	X(1)	1	否	
1	更新あり				0	更新なし	1
	常用	JP06444	更新コード	X(1)	1	更新あり	1
	予備A				1	常用	1
3	予備B				2	予備A	1
JP06407     計器区分コード     X(1)       4	付帯				3	予備B	
5	付帯外	JP06407	計器区分コード	X(1)	4	付帯	]
9					5	付帯外	]
1	その他				9	その他	
JP06429     取付/取外区分コード     X(1)	その他 取付計器						
	その他       取付計器       取外計器						

電気事業者間における電力量提供等EDI共通規格(旧)	電気事業者間における電力量提供等EDI共通規格(新) 備						備考
	表5-2 データ要素の共通コード						
			X(1)	1	取付計器		
	JP06429	取付/取外区分コード		2	取外計器		
							<u></u>

### 電気事業者間における電力量提供等EDI共通規格(II)

### 6. システム管理範囲

図6-1に示すとおり、小売電気事業者等と送配電事業者のシステムの管理範囲は、当該事業者が設置する設備の範囲とし、この範囲の設備が原因で障害や問題が発生した場合は、当該設備を管理する事業者が主体となって対応する。

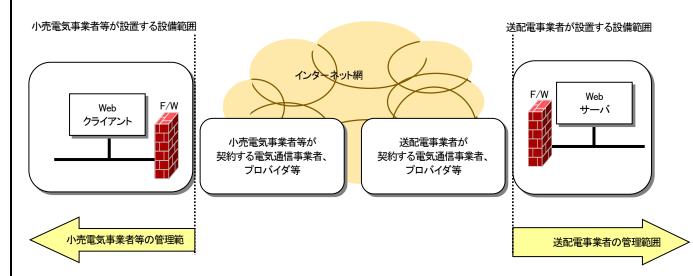


図6-1 システムの管理範囲

### 7. 費用分担

各事業者が契約するプロバイダ・アクセスポイントまでの通信費用、プロバイダ費用、電子証明書関連費用等については当該事業者の 負担とする。

### 電気事業者間における電力量提供等EDI共通規格(新)

図6-1に示すとおり、小売電気事業者等と送配電事業者のシステムの管理範囲は、当該事業者が設置する設備の範囲とし、この範囲の設備が原因で障害や問題が発生した場合は、当該設備を管理する事業者が主体となって対応する。

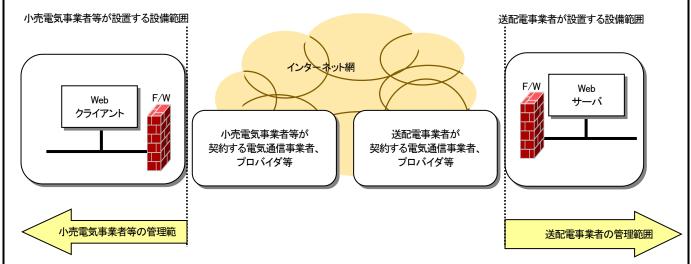


図6-1 システムの管理範囲

### 7. 費用分担

6. システム管理範囲

各事業者が契約するプロバイダ・アクセスポイントまでの通信費用、プロバイダ費用、電子証明書関連費用等については当該事業者の 負担とする。

別紙 5

2025年10月30日電力広域的運営推進機関

2025年9月4日付けで、「確定使用量通知業務ビジネスプロトコル標準規格(変更案)等」に対する意見募集を実施しました。

お寄せいただいた意見・質問等及び本機関の回答については下記の通りです。

### 1. 意見募集の概要

(1) 意見募集期間: 2025年9月4日(木)~9月24日(水)

(2) ご意見の総数 : 1件(確定使用量通知業務ビジネスプロトコル標準規格: 1件)

2. ご意見・ご質問等及び回答

下表の通り

※ いただいたご意見の原文を記載しております。 (ただし、誤字と思われる箇所については事務局で修正)

項番	対象文書名	頁·章·節	意見·質問等※	本機関の回答
	確定使用量通知業務ビジネスプロトコル標準規格		機器点計量制度における、機器点計量値に対するTSOの業	・機器点の計量値を活用したサービス提供においては、事業者さまが設置
		1.2 対象範囲	務所掌を確認したい。 	した特例計量器等の計量値を一般送配電事業者が次世代スマートメー ターで収集後、本ビジネスプロトコルに基づき、対象の事業者さまに通知い
			①機器毎の計量を確定する業務について	たします。
				・その際、「特定計量(IoTルート)運用ガイドライン」に記載の通り、 「受電点事業者による補完データの提出は不要とし、当該コマは欠測のま
				ま一送から受電点事業者へ確定値を提供する」こととされております。
			の判断にて確定されるものなのか	本サービス提供に関しては、事業者さまにおいて様々な用途が想定されるところ、一般送配電事業者において、収集した計量値の検証を行う業
1			②機器毎の計量値の検証について	務は想定しておりません。
			TSOは届出事業者が設置した計測機器からのデータを受領し、本ビジネスプロトコルに基づき公開するだけであるか、それと	  ・ただし、需給調整市場における取引や託送業務における量の確定に関し
			も、値はTSOにて検証後、公開するものなのか	ては、別途、必要に応じ、事業者さまから一般送配電事業者へ補完デー
				夕を提出いただいた上で、改めて供出電力を定めます。 